





理の辭職を思ひ止まらしめんと運動もしたものだ。總理と學生との間は本來厚き父子の情誼を以て繋がれてあつたのだ。今日の校長なるものは自己を學生と同一地位に置き鎖末なる學生の行動にも世間の風評が其身に及ぶことを恐れ、可憐の學生を空しく警官の手に渡し、之に荒繩を掛けて平然其地位の安全を得たりとするもの抑も何の心ぞや。今日社會の各方面に第一流と云はるゝ政治家學者名望家も、其青年時代を回顧し來れば、其血氣元氣の餘勢が埒外に逸出したるものあるは比々皆是で、却て、老後の佳話逸事の種を成すのである。毎年五月二日舊東京大學以來の舊教授舊學生連が、筵を東臺に設けて當時の證據物をも陳列し、既往の少年場を語るを例とされてある。加藤總理も折々臨場されたが、我々一同は覺えず之れを玄關に迎へ入れ之を玄關に送り出した。或る時予は精綺水の明瓶に水を入れ之を陳列所に置いたのが「テーブル、スピーチ」の問題となつた。是は彼の退校處分の當時加藤總理がこぼされた涙だと云ふ説明で舊雨霏々として一場の感興を添へた。往事夢の如きも古猶今の如きの感がある。今日の箱詰教育を律するに、今日の箱詰風紀を以てして學生の元氣精神は之を那邊に求め得べきや。今日の青年に向つて邦家の先途に多大の望を屬せんは覺束なき次第である。識者の一考を煩はすの外はない。

### 捜査機關と裁判制度

(東京日々新聞所載)

近來死刑無期刑を言渡されたる重罪に付き冤罪の事例が續出し暗黒界の一面が暴露されて來た。世論も紛々た

出 冤罪の續

る其の中に、關係官廳は相互に其責任を轉嫁せん爲めか司法官憲は之を警察の無能に歸せんとすれば、警察側は警察の上に檢事もあり、豫審判事もあり。公判判事もある、裁判は警察が下したもので無いと澄まし込む。遂には裁判官の多忙に原因するのだなど、辯解百方すると云ふ其見苦しき有様の中にも、各官憲とも是は誠に相濟まぬ、是は恐縮千萬の至りと云ふことだけ何れも異議が無いと云ふは當に然るべきことである。併し司法權は天皇の御名に於て行はるべきものである。其責任は果して何處に歸すべきや。實以て聖代の不祥事恐縮に堪へぬと言ふ口の先のみの御挨拶に了るべきや否、當局者は此責任問題に向つて根本的解決を下すべき理想なきや否、唯だ理想あるも之を具體化するの能力なきや否、或は又損害賠償の方法を立てんと横槍を入るゝものもあるが是は方角違ひの問題である、此責任問題の世論を避けんとするの狡猾手段である。兎に角此重大事件に付き何等責任の歸着すべき所なしとあつては國家の正義は地に墜ち裁判の神聖は汚されたるものと云はねばならぬ。人の噂も七十五日、今日の世論も間もなく煙消霧散せんと多寡を括れば夫迄だが、遠からず又々同一事例が繰返され、其都度煙消霧散する其の中に、裁判の威信は地に墜ち、正義の觀念は自ら鈍り來り、民心茲に敗類し、國家は最後の「クライシス」に落行くと云ふ段取りだ。輕々看過すべからざる問題である。

警察に責任ありと云ふは裁判に誤斷があつたからである、裁判に誤斷が無ければ警察の責任論が生ずる理由が無い。裁判に誤斷のあるのは裁判官が事實の認定を誤るからである、裁判官が事實認定の任に當らざれば裁判に誤斷があるべき理由が無いのである。古來事實の認定は誤り多きものと極まつて居る。裁判官をして此事實認定

誤斷と裁判制度との關係

捜査機關と裁判制度



誤断なき  
裁判制度

制度の一

の任に當らしむれば裁判は誤り多きものと極まつて居る。裁判に誤り多ければ其神聖の汚がさること多きも亦極つて居る。裁判官をして誤らんと欲するも誤り能はざらしむるの方法は之を裁判制度の上に求むる外は無い。此裁判制度の下に於て始めて天皇の御名に於て司法權を行ふことが出来て制度の上に裁判の神聖が保たるのである。而して此裁判制度に二種がある。捜査機關も亦此制度の差に依つて其趣を異にして居る。一は舊幕時代の口供裁判で、一は歐洲文明諸邦の陪審制度である。今茲に其大要を述べて此各種の裁判制度の下に於ける各異の捜査機關を説き、而して後我現行制度に論及して見なければならぬ。第一は舊幕時代の口供裁判制度である。政治こそ専制主義であつたが、裁判官が自ら事實を認定して人間の行爲を製造したのでない。裁判の神聖と國家の人道は一貫された。即ち舊幕府時代に於ても人間の行爲は其意思の外界に發現したるものに外ならずとの倫理は昔も今と變りは無。被告人が自ら自己の行爲たることを認むるにあらざれば、其人の行爲として其行爲に對する責任として、決して之を處罰することを許さなかつた。所謂口供完結の後始めて之に法律を適用したものであつた。事實の認定に誤断あるべき筈がない、縦し誤断ありとも裁判官の知る所でない。併し被告人は必ずしも容易に自己の罪狀を自認せざるは古今の常態である。已むを得ず拷問制度を設けて公然其自認を強要し以て國家の人道を一貫したものだ、是れには夫れ々の制限法規もある。就中他に明確疑ひなき證據の存在する場合に於てのみ拷問に依り被告人をして自己の行爲たるを自認せしむると云ふが其原則であつた、證據を得るが爲めに拷問を行うたものでない。或は拷問の苦に堪へず無實の行爲を認めたるものあらん而かも之を認むるも仍ほ其人の

拷問制度

舊時の捜  
査機關

意思に出づるものに外ならぬとされた。或は飽迄無實を無實として拷問に死するものもあらん。一死以て其刑餘の人にあらすとの名譽を保ち得べき所以の道は開かれて居たのである。人間は意思の主體として其人格は維持されたものである。或は後世に拷問濫用の弊を生じたらんも、原則としては客觀的證據が已に充分して敢て疑ひなき場合に於て、被告の自認を強要する爲め始めて拷問を許したものである。拷問の制度あるも實際に於ては未だ之を用ふるに至らずして多數の犯人は容易に其罪狀を自白したるものと見ることが出来る。故に最後の手段として拷問を行ふにも先づ其前提たる充分の證據を必要とした。於是幕府時代の犯罪捜査は實に周到精密を極め、客觀的證據の蒐集を其目的とし、證據の端緒を得るが爲めには民間の各方面に普ねく捜査の耳目を分布し時に親分子分の關係を認め、官民相待つて捜査機關の社會的組織を形成したものである。殊に官許を要したる遊女屋、待合、合宿所、淫賣窟は勿論湯屋の三助の如きも皆な所屬ありて最も傷害罪に着眼せしめた。虚無僧の如きも政府は或る特權を與へて高等探偵の職に當らしめた。是れ皆な犯罪の端緒を得べき耳目を汎く社會の裏面に普及せしめたのである。斯の如くして先づ犯罪の端緒を社會の耳目に得て、之を専門刑事の捜査に付して確實なる證據を得せしめ、而る後始めて犯人を逮捕審問し、猶ほ其罪を自認せざる場合に於て最後の手段として拷問を用ひたものである。即ち此拷問を用ふる場合は今日の獨断裁判では證據充分なりとして當然有罪の認定を下すべき場合である。縦し拷問を用ふるも國家の人道を一貫する爲めに斷じて事實の獨断的認定を下したものでない。蓋し拷問を公認する法律は人身の自由の幾分を拘束するは勿論だが、此自由よりも更に大なる人權即ち人間の人間たる



## 制度の二

資格を保持するに已むを得ざる手段である。之を今日の獨斷制度が人の行爲を製造し意思の主體即ち人間の人間たる資格を全滅するに比して其勝る事あるべきは萬々である。殊に仔細に拷問制度を研究するに於ては用意周到なる一定の成規があつた。一見其責道具の恐るべきものあるが如きも、其身體に加へたる苦痛の程度も甚だしく健康を害することなからしめたものである。秘密の素人拷問と大に其趣を異にした。故に予は寧ろ理論として舊幕時代の口供制度を復興するの必要あるを認むるものである。第二は文明諸邦に共通なる陪審制度で人間の智識として有らん限りの最善を盡したる裁判制度とされてある。其根本觀念を一言すれば、被告人對斷獄官の口供裁判の關係を一般的に大觀して國法學上、人民對國家の關係となし、被告人をして其行爲を自認せしむる代りに、人民をして其行爲を認識せしめ國家が始めて之に法律を適用する事を得べきものとするのである。裁判官は事實認定の任に當らぬのであるから誤斷のあるべき理由が無い。縦し陪審員が事實の認定を誤つても裁判官に責任は無い。裁判の神聖も國家の人道も制度の上に一貫されてゐるのである。而して一般國民は陪審員として入り代り立ち代はり日常裁判所に入出して最も困難なる事實認定の局に當るのである。故に國民は其責任の極めて重大なるを感じし證據の何物たるかを解し、國民は盡く自ら進んで犯罪捜査の耳目となり、犯罪の端緒たるべき見聞事實は進んで之を専門の國家機關に報告し、捜査に捜査を重ねて眞犯人を逮捕するのである。其審理は直接主義を一貫し、陪審席の面前で一切の證據を取調べ、我法廷に於ける如き書類が裁判官の机上に山を成すが如き奇觀はない。國民も亦證人として法廷に立つも正義の爲めに其見聞せる眞實の事實を陳述するの義務を觀念するに至る。

## 文明的捜査機關

のである。外國に素人探偵多きも之が爲めである。眼を轉じて之を我今日の現狀に照せば即ち如何。舊幕時代の口供裁判は廢せられ、陪審制度は未だ興らず、制度の上に裁判の神聖と國家の人道を維持すべき道は無い。拷問制度は廢止せられ舊幕時代の社會的捜査組織も亦廢止せられた。於是社會に捜査の耳目なければ犯罪の端緒は之を得るに道なきこととなつた。客觀的證據方法を放擲して主觀的證據方法のみに由らざるべからざることとなつた。現今僅々たる有數の才子敏腕家あり捜査の局に當るありと雖も各々兩眼兩耳を有するに過ぎぬ。人民は犯罪の端緒を知ると雖も却つて之を官に告知するを避け、證人としても亦進んで事實を陳述すべき公共的觀念を持たぬ。餘す所は無責任なる無名投書が當局を誤らしむるのみである。故に先づ客觀的證據を得て而して後に犯人を拘禁し得べきものとせんか一人の犯罪者をも檢舉し得べからざらん。而かも當局者として贖職の責は自ら之を辭するを得ぬ。是に於て所謂目星見込なるものを付け彼や是やと推測を下し、一事件の起る毎に少きも二三人多きは十數人をも引致して、其口から罪狀を吐かしむるの外はないが而かも容易に其罪狀を自白するものではない。袖手玆に捜査を中止すべきものなるや否や、試みに予をして此の局に當らしむれば、拷問は法律の禁する所なるも、社會一般の安寧の爲めに手段を擇ばずと考へ

## 現行制度

## 主觀的捜査

る。拷問若しくは之に等しき強制手段を用ふべきは現行の法律制度が當然予をして此道を取らしむるものと考へる。現行の裁判制度が已に強制的に人間の行爲を製造することを許す以上は強制的に證據を製造するも當然の結果と考へる。偶々別に眞犯人が顯れたとて闇から闇へ葬るまでである。長官として部下の爲に已むを得ざる行政



の手腕である。眞犯人であると無いとは問ふ所でない。事件の起る毎に是が犯人だとて其筋へ引渡せば職責は夫れで済む。一々之を公表して誤りを暴露するは寧ろ官紀の曠廢である。何の道已に人道を滅却したる裁判制度の下に無辜が罰せらるゝ位は當然有勝の事と考へる。現に其實例は世人の眼前に横たはつて居るではないか。是が予の現行制度の下に於ける捜査方針の意氣である。然るに近來の警視廳は事實として公然其過ちを改むると云ふは君子の態度として稱賛に堪えぬ次第だが、是れで將來能く果して檢擧の實を全うし得べきや否やは問題である。警視廳は予が官吏生活に入つた初舞臺で、三十有餘年の昔日を回顧して今も尙ほ改良進歩の幸あれと願ふものだが舊幕以來の捜査方針を全廢した果斷には予は當時少々小首を傾けざるを得なかつた。素より舊式の捜査機能には多くの弊害もあつた、社會組織も大に舊時と其趣を異にした。此舊式機能の下に犯罪を捜査して或る一部の目的は達し得られたにせよ背に腹は換えられぬまではよいが腹に脊を換へたることもあつたのであらう。殊に洋行でもして警察の新智識を齎らした人物には是ではならぬと云ふ憤慨もあつたらう、遂に多年の味方であつた博徒仲間の征伐とまで遂行したと云ふ次第だと思はるゝが、文明流の捜査機能は文明流の裁判制度にあらざれば其力を發揮し得らるべきものでない。

近日の新聞に依ると司法當局は司法警察官を檢事の所屬として此弊を救はんとせらるゝの意あるも經費が無いと歎息されしとの事である。此説は予も嘗て唱道した所であるが、是は陪審制度の下に一般人民を捜査の耳目とする場合に行はるべきもので、今日の儘に之を實行すると犯罪の檢擧は殆ど不可能となる。已に前にも述べたる

舊捜査機  
關の廢止

近來警察は此淫賣の撲滅を採つた何事と犯罪を犯すに用はるばる此淫賣の撲滅を採つた何事と犯

科學的搜  
査

如く舊幕時代の捜査組織は已に廢せられたが、事實として其餘勢の尙ほ殘存するものがあるので警視廳はまだ多少客觀的證據の端緒を得るの機會があるのである。一例すると淺草公園の淫賣窟を違法のものなりと知り乍ら尙ほ之を存すると云ふも犯罪捜査の便宜がある爲めである。假りに此の淫賣窟の管理は勿論一般警察の事務と併せて檢事局に移した所で今日以上の實効を擧ぐると云ふは想像も付かぬ、或は又冤罪の續出を警察の弊害に歸し、文明制度の科學的方法のみに據らしめんと卓見らしき議論もあるが、科學の應用は已に犯罪の客觀的端緒を得た後の事である。全國民を擧げて盡く指紋の化學的試驗に供する譯にも行くまい。國民を度外視して官僚一手で裁判も捜査も出來たものでないのだ。

明治十三年だと思ふ從來の拷問制度を廢止したのはボアソナード氏の建議に依るものなるが同時に陪審制度を設立して犯罪捜査の責任をも一般人民に負はしむる考案であつたが、當時國勢が之を許さぬので憲法制定の當時は之を治外法權撤去後に期することとなつたのである。ソコで獨斷裁判制度が今日に殘存し其裁判制度自身が國家の人道を蹂躪して居るのである。而かも今日誤判や拷問の事例が現在世人の眼に暴露されると、ヤレ人權蹂躪だの聖代に有るまじき不祥事だのと騒ぎ立つれば、關係各官廳も誠に以つて相濟まぬ次第恐縮千萬と云ひ乍ら彼是遁げ口上に心配するとは馬鹿々々しさにも程がある。國民も亦此の獨斷制度に甘んずる以上半馬奴隸と諦らめて憤慨らしき口眞似するにも及ぶまい。



## 理想の實現力 (青年會館に於て)

諸君。唯今茲に理想の實現力と云ふ標題を置いてありますが、或はモウ少し通俗な言葉を以て言ひますと言論の力とでも申す方がよいかも知れませんが、併し此の言論の力と云ふ言葉を用ふるのは日本では少し語弊があるかと思ふのであります。夫れと云ふのは古い事まで云はずとも尙ほ諸君も御承知でありませうが、明治大帝が崩御遊ばされまして、間もなく大正の世になつて茲に政治上の大騒動が起つたのであります。是はですな一方から云へば當時の政治家が各所に於て爲した所の演説即ち言論の力に依つて此の如き騒動が起つたとも云へるが、併し夫はこんな言論ばかりでこんな騒動が持上つた譯ではない、起るのは他に起る譯があつたのであります。幾ら生木に火を付けやうと思つても容易な事では火は付かぬが薪が枯れて居ると一本のマツチで燃え上る。是は付けた火で其火だけ薪が焼けるのでなくて薪の方で燃え上るのである。薪どころではない一本のマツチで東京中も火の街に化するのである、騒動も同じ事で、火を付けたのは言論に相違ないが、火の燃え上つたのは薪が枯れて居たからであります。心火が自然と燃えたのであります、騒動を起したと云はんよりも騒動が持上つたのであります。故に此大騒動は言論が其理想を實現したと云ふ事は出来ぬ。憲政擁護の看板は掛けられましたが、果して憲政擁護の結果が發生したのであるか否やと云ふことになると、諸君も然りとは御答になりますまい、去ればとて只だ新聞社を焼いたり交番を打毀したりするのみが此言論の理想であつたかと云ふことになると諸君も然りとは

言論と理想

憲政擁護の盲動

御答にはなりませんまい。デ其故私は茲に理想の實現力と云ふ題を殊更掲げたのはこんな類の言論との區別をする爲めであり、即ち此の如き大正初年に於ける如き言論と云ふものは只だ國民の感情のみに訴へて、其の感情が勃發したと云ふに過ぎないから一方から云へば此等の言論は其内容として何等の理想もなかつたのである。日本には憲法はあつても憲政はない。憲政擁護と云ふ文字はあつても擁護すべき憲政の實物がない。此程の大騒動をした所で日本の政治の上に何の進歩もない。それですから斯う云ふやうな行動は寧ろ群集心理を以て論すべきことであつて一般に正當の意義に於ける言論の力とは云へない。即ち理想を含んだ言論が其理想を實現したとは云へないのである。故に私は大正の騒動と云ふも大正の革命とは申さぬのであります。併しながら斯る場合を除いては、斯る群集を相手でなく、日本の人民、一般人民、寧ろ上流の人民と云つて宜からう。茲には此上流人民間に於ける其理想の實現力を論するのである。併し此の人民と云ふ言葉を使ふと日本では何處に人民があるか解らなくなる。代議士などは勿論縣會議員位でも自らを人民と思つて居ないらしい、私などは随分諸方で演説をして、人民々と云ふ言葉を使ふと代議士などは人民でないやうに思つて居る方があります。大分考へが違つて居るが、兎に角私の上流民と言ふのは寧ろ主として此代議士連を指して言ふのであります。一揆暴動を爲す所の群集や車夫馬丁を指すのではないのであります。デ今日、其理想と云ふものは社會の識者に依つて新聞雜誌にも公にされて幾多の名論卓説もあるが少しも其理想が行はれて居らぬ。人民は唯だ之を娛樂の用に供して居る。是は何う云ふものであるか其理由は後に至つて御話し致しますが、兎も角今日の日本人民は理想を理想

騒動と革命

人民とは何物

理想と理想

理想の實現力



古天長 節偶成 滿城風物 易殘年 人趁虛 榮自謂 國難字 通焉知 燭火臥房 專賴桐 花發樓 菊雀黃 菊魂清 星斗欲 南天警 急五千 餘萬奈 酣眠

と穿き違へて居ると云ふ慣習を成したのである。理想には内容精神がある、其内容精神は具體化され實行され得るものであるが、之に反し理想は形式的で其内容精神が無い、此内容精神は即ち社會的倫理的實體であるが、日本人は此内容精神を捨て、只だ章句文字の上に議論を闘はして之を理想だと思つて居るのである。是は能く聞く話してあるが何か議論をするとお前の言ふ所は理想だ、議論だ、實際さう行ものでない。君は大層知つたらしい事を云ふが之は理想に過ぎぬなど、恰も理想を云はぬ方の奴が一段と更に豪らい人間の如くに今日思はれて居る成程理想が即ち理想なら是も尤である。デ結局何うかと云ふと何でも物は不得要領に限る、即ち不得要領が此世の中に成功をする秘訣の如くに今日思はれて居る。一番大なる不得要領な人は一番大なる政治家となる、大臣にもなる。従て今日の社會では實現し得べき文明的の理想と云ふものは全然度外視せられて居る。今日の所謂政治家とか其の他豪い人物と云ふやうなものを見ますと、何か漢籍の中でむづかしい字を引張り出して豪傑ぶつたり政治家ぶつたりする風習を成し來つた。明治大帝の崩御に際して官民が先帝の徳を頌したのは宜い事でありますけれども皇威六合に洽しとか、萬邦仰ぎ見る、とかいふ言葉を使用した。此言葉は昔支那が中華と云つて爾餘の國は皆な現に蠻夷であつた時代なら事實である。或は又桐花會とか何とか云ふ一部のものが古事記を引張り出して神代の事を語り合ふと云ふのなら夫でも宜いですが、今日は日本も文明國の仲間として萬國と交を結んで居る中に、公然と世界に對してこんな言葉を用ゐたら何と世界の者が云ふでせう、果せる哉云はれたではありませんか、倫敦「タイムス」は何と云つた。日本の元老の中にも大臣の中にも國際道徳を知つた者が一人も

虚飾の人

墨江雜 集次韻 都門追 媛日紅 杯新紅 杯新紅 秋風江 夕也尋 章句作

居らんと云はれたではありませんか。佛蘭西には微々たる熒火は暗闇で光ると云ふ諺もある。日本も小さいだけに威張るとも思はれます。日本人から見れば只何だか昔の支那のむづかしい文字を持つて來て、今日の世の中の事實と合ふが合ふまいが、只學者めかさう飾らうと云ふが爲にやつたのであらう。併しさう云ふ言葉が外國語に翻譯されて世界に弘がつたのであるから世界は夫れで承知はしますまい、餘り法螺ではありませんか。成程英吉利の諺に英國王の領地には日は没しないと云ひますが、是れは事實なのであります。つまるところ日本人は理想を抜きにして小理想と虚飾で持切ると云ふことになつた。或は又其の當時青山の御祭場に於て、誰れが起草したのかは知らぬが、總理大臣が人民を代表されて靈輦を送られた言葉の中に、悲しみを述べられた中に、龍髯を攀ると云ふことがある、龍の髯を攀つて天に昇つたと云ふ古事に由つたのでありませうが、併し今日飛行機が空を飛んで居る世の中に龍の髯まで攀るとはどうも其形容にも驚いた譯ではありませんか。或は近來漢詩と云ふものが豪傑政治家の中に流行する、新聞などにも能く見えます。私も是でも昔は少しは其位のことにはやつて承知して居る積りではあります。支那の詩と云ふものも古今皆な其時代々の理想を美化したものであります。日進月歩の今日彼の新しい女の書いた新體詩にでも新しい思想は含まれて居ります。是等の漢詩人も何か今日の理想を言ひ現はしたものならば造句の巧拙は素より他より論すべきではありませんか、昔も今も變りない花鳥風月で古人の字句を切り抜いたのみでは此世に益する所はありません、況んや幼學便覽の落花殘雪の大家と來ては御話しになりませぬ。詰り是等の事は今日の實情と没交渉な思想ではないが、一の理想を實現すると云ふ力はないもの



陳人、送石、老歸、山、七十年、住老並州、意故山旋、回、門、落、殘、詩、

である、若しも理想は一の骨董であると云ふならば今日の文明の學問をする必要はないのであります、従つて此の理想に就て、總ての文明に就て、日本が世界の人後に落ちて居ると云ふことは御互に注意を拂はなければならぬのであります。夫れなら一體日本人種と云ふものは理想を實現する力と云ふものは昔からなかつたと云ふと、さうでない、吾々の父吾々の祖先は最も此理想を實現する力に富んで居つたものである。試みに武士道——武士道と云ひますけれども、此武士道と云ふものですか、今日は何だか理窟で説いてある、武士道自身が何か理想の固りか何んかのように考へられて居りますが、吾々祖先の武士道と云ふものは唯だ理想を實現する所以の道であつたのだ。尤も其理想なるものは多くは個人主義で、其面目を立つると云ふことが主で其理想にも善いのも悪いのもあつたに相違ないけれども兎に角膽を磨き武を練つて己れの理想とする處は刀に掛けても之を實現しやうとしたのが武士道である。武士道は理想其物ではない。己れの理想を直ちに實現しやうと云ふ力が即ち武士道であつて、何も理想其物ではないのであります。今日では武士道を筆の先で丸めたる書物も出來て居りますが、何も武士道と云ふ丸藥の様な固りがあつて夫れを一服飲むと直ぐに武士道が五臟六腑に滲み渡ると云ふ譯合のものではない。

ソコで吾々祖先の所謂理想實現力は頗る強大で、明治維新の大業も遂に成効し、其後明治の初期まで持續せられ、歐羅巴の文明を用ひなければならぬ時に當つて其勢力は充分に現れ來つたのであります。歐羅巴の文明の理想は續々と日本に來つて夫れが實現されたのであります。就中國會開設と云ふが如き理想になりますと是が爲に

武士道丸

幾多の犠牲を供して命を捨てたものが幾人もあつたのであります。今日存命して居られます板垣伯の如き幾度か難に遇はれて岐阜途上白刃頭上に閃いた時に、板垣死すとも自由は死せずと叫んだのであります。板垣伯のみではない、日本の元老と云ふものも其理想の善惡新舊は別として、其理想の實現力に富んで居ることは今日の腰抜青年イヤ青年中の腰抜輩と天壤の差があります。即ち一命にかけても其道を行はうと云ふ、是が武士道、苟しくも自分の一命にかけても主義を實行しやう、理想を實行しやうと云ふが日本人の武士道であつたのであります。夫れが今日では藝者の劍舞に武士道の面影を止め、墮落調の浪花節に武士道を鼓吹すると云ふ次第となつた。然らば何故に此武士道は消失し人民の意氣消沈して理想の實現力が零となつたか、此の理由を説明し來らなければならぬのであります。此理由を説明すると云ふことは私の此演説の眞意であります、何分にも今日は演説者も大勢のことでもあり、時間に限りがありますから、極く簡単に申して置きますが、是はどう云ふ譯かと云ふと日本の歴史では是が一般人民にも秘せられて居つて、又歐羅巴にない所の日本の一種の變態の歴史がある。夫は何かと云ふと、此日本には御維新以來治外法權と云ふものがあつたと云ふことを御承知にならなければならぬ。明治の歴史を読むものは此の日本の治外法權があつたと云ふことに着眼をされないと、明治の歴史は解し得られないのであります、又今後の方針も立たぬのであります。而も其治外法權があつて、其下に種々様な策略が行はれたのであります、夫れは秘してあつた、當時の政策上人民に示すことが出來なかつたのである。其治外法權と云ふものは、今茲に詳しく説くことは時間がありませんが、外國人は日本の法律に従はぬと云ふことである、是



れでは日本の獨立權がない、裁判權も全くない。何うしても此治外法權を撤去する、即ち條約を改正しなければならぬと云ふことは日本の國論であつた、夫れが爲にです、どうしても外國人に治外法權を取つて貰ふには御辭義をする外仕方がない、扱て何う云ふやうに御辭義をするかと云ふと治外法權と云ふものは抑も日本が野蠻であるから日本の法律に従ふことが出来ぬと云ふことである。ソコで日本人も最早様に文明になりましたと云ふので、色々嘘八百を吐いて文明になつた眞似をして見せた。今日は皆飲みますが、其當時はまだ苦いと思つても麥酒を飲んで見せたり、或ひは耶蘇の印を付けて赤十字社を作つて、日本も殆ど御國同様耶蘇宗になりましたござる、或は其他成べく外國人と婚姻をしたら宜からう、識者の間にも日本語を廢して盡く英國語にせんと論もあつた、さうして日本人の眼が皆な碧くなつて皆な英語を話すやうになつたら治外法權も取れるであらうと云ふので種々様々に何でも外國人の機嫌次第、又裁判でも其通り、外國人と日本人の裁判なども外國人を負したら大變なことになるから、成べく外國人を負かさなうにして、此の通り貴方の方に理窟がある、裁判に勝ちました、日本の裁判は此の通り公平でござる、何でも彼でも頭を下げる、其代り一方には排外熱があつて、どうも日本の政府は怪しからん、何でも外國人と云ふと恐れる、怪しからん奴だと、やかましく云ふ者が出て来る、ソコで日本の人民は何うしても壓制で取締らなければならぬ、日本人民と云ふものを悉く去勢して動かないやうにして、さうして、外國踊りを踊つたり何かして種々様々しなければならぬと云ふ所から、種々の策略が行はれたのであります。デありますから一方では人民に迫られて憲法を作らへたが、憲法政治は實行されない、今日ですら憲法

赤十字社  
羅馬字會  
假名の會  
は此國語  
變更論よ  
り生れ來  
る

排外熱

の内容は充實して居らぬ、只憲法の看板を掲げて見せた所が其の内容に何にもないのであります、之を詳しく御話すると長くなりますが、兎に角憲法を發布して置きながら憲政と全で反對な政治をしなければならぬ。立憲どころか壓制を極めると云ふ無理なことをしたのだから無理な政治をしなければならぬ。無理な政治をするには所謂無理な理窟でなければ遣りきれない。内容精神を具へた所の所謂理想は政治の大禁物だ。夫れで政府は何かむづかしい理窟を附けることを専門とする形式法學者を大學邊りから役人に採用して來て無理な理窟を附けさせたものだ。理想と理窟を混同した。さうして壓制になるやうに／＼と理窟を附けて來た。併し大學から出て來た此役人等も、何故政府が壓制な議論さへすればお氣に入るかは知らないが、何でも政府は壓制なことさへすれば氣に入るやうに思つて有らゆる小理窟を捏ね廻はした、小理窟の上にも小理窟を捏ね廻はした、教育もさう云ふ小理窟教育にして何でも此無理な政治を小理窟で包み隠すと云ふやうになつて、天下の學問と云ふものも皆小理窟の固まりになつた。沒常識の極致を徹底したものである。是が所謂官僚學者で近代獨逸理想法學の泰斗コーラーが三百代言者流と公言したウナンドシャイド其他の註譯家を本尊として居るものである。毎度帝國議會の論壇には政府は此形式的小理窟で堅白異同の辯を振り廻はすので、常識的代議士政治家は之に敵すること能はず、さりとて此小理窟に超越したる實質的理想も無いので、常に悲憤慷慨の情に堪えぬと思はれる。議場は此常識的火花と此形式的小理窟との衝突である。併し近來は小理窟屋の代議士も増加したので、議會は三百屋と三百屋との喧嘩場と化した觀もある。小理窟の世の中や。現に自分も嘗て役人もして居たこともあ

小理窟教育

常識的  
火花と  
形式小  
理窟の  
衝突



る。此小理窟には多年の實驗もある、小理窟なら小理窟で敢て引けを取らぬだけの腕前はある。諸君位が何人來たとして、白い物は黒い様にも黒いものは白い様にも言い捲くつて見せる。當時吾々の仲間、「理窟は何うでもなる」と云ふ通語があつたものですが、今日でも政府部内は勿論の事民間の形式學者の仲間にも此通語は残つて居ります。成程こんな何うでもなる理窟なら今日の政治家や識者に解らぬも無理はない、人間並の人間に解るものでない。こんな理窟を捏ね繰るよりも先以て八犬傳でも讀んで居る方がよい、詩でも作つて居る方がよいと云ふことになつたのである。世界は日に月にと進み行くに此マダダの故郷のみは何一つ變つたことはない。向上發展の元氣も精神も日本を立去つたのだ。日本は日本、西洋は西洋など、卓見めかして遂に素人骨董屋と成り下がつたのである。

要するに日本人は全く理想は零となつたのである。然らば何故に斯くの如き状態に立至つたか更に進んで之を申しますると、即ち治外法權時代の專制法律壓迫制度が尙ほ今日残つて居つて日本人民の人權も自由も奪ひ去り日本人民の意思自身を無くした爲めである。理想と云ふ意思から來る意思自身をさへ法律で以つてなくしたからである。今日の歐洲文明國では此の人權自由が理想の實現力即ち元氣精神とされてあるのでありますが、是れから其の學理的理由に入ると甚だ長くなりますから今日は是で措きます、即ち日本人の意思實現力が全然なくなつて向上發展の元氣精神も喪失したと云ふのは斯う云ふ日本の歴史から已むを得ずしてなつたのであります、然るに今日は最早治外法權は疾うに撤去されて外國と對等國になつたと云ひながら今に至るまで治外法權時代の變則

の事績を今日日本が踏襲して來て居ると云ふことは、即ち日本の國家社會を紊る基礎であると考へるのであります。

### 理想と天祐

(世界新聞所載)

憲政濟美の一語は理想として久しく政治家が人民の信仰を繋ぎ來つた唯一のお題目であつたが、憲政布かれて以來二十有餘年の實驗は其空想たる所以を立證した。今日は立憲政治を時代後れとし却て專制政治を以て時流を超越したる理想と誇稱する者もある。今日の現状から皮相觀すれば卓見らしくも有るが、是は日本國民が未だ理想を具體化する所以を知らず、之を實現する所以を知らず、憲法發布の當初から今日に至るまで未だ嘗て憲政の實生活に入つた事の無い爲めである。日本には憲法と謂ふ形式の典型は發布せられたが國民は之を具體化して憲法の實體内容を充實するの元氣精神がないのである。此實體内容の有無が專制國と立憲國とを區別すべき唯一の標準である。憲法の實體とは向上發展の元氣精神たる權利自由を臣民に與ふる所の法律制度の謂である。日本には未だ此法律制度がない、日本は實體上依然たる專制政府である。今日超然内閣の出現は當然の勢である。(中略)人民に生々活々の元氣精神なきは致方も無いとした處で政府者流も亦意氣憤然たるものがある。彼の爆發彈事件に於ける辯護士の辯論は裁判所は之を公許したるに係らず、内務大臣は治安を妨害するものとして之れを新聞に掲載することを禁止した、日本臣民に内務省の人民と司法省の人民と二種類あれば格別、統一あるべき國家

人民の無氣力



丙辰仲夏偶成  
文字由來  
縛性情  
清時却見  
有秦阮  
一味官僚  
章句學  
不學  
外大江  
橫、大

の立場から云へば是は明かに行政權が司法權を蹂躪したものだ、當時の司法大臣は内務省に對して何等の抗議する元氣精神も無かつた。之に反し彼の石川縣選舉事件に於て省令に規定する投票用紙の紙質の適否は行政處分として内務大臣の獨斷決定に委すべきものにして、法律と省令との關係は契約當事者の意思解釋と同じからざるは國家學上何人も疑を容れざる所である、之を司法權の判斷に付したるは明かに司法權を以て行政權を蹂躪したのである。加かも私法にのみ精通せる司法官が此國家學の原理を看過すべきは予の早く已に其結果を豫測し得たる所である。知事敗訴の曉は權限爭議の一大問題を惹起すべしと一味の感興に打たれて居つたが、意外にも行政權は司法權に屈服した。内務大臣も亦其理想を貫くべき元氣精神も無い。予が嘗て内務省に小役人たりし際、宗教上の争にして當然内務行政に屬すべき事件が裁判所に係屬したことがあつた、而かも判決は執達吏に依つて執行し得べき者であつたので、獨逸の例を調査した處獨逸では司法大臣は内務大臣と意見を異にし飽迄司法權に屬するものとなしたる事件があつて其判決が確定し執達吏をして執行に及んだので、内務大臣は兵力を以て執達吏に抗し兵士をして二三發の空砲を發せしめ、司法權は國家の兵權に勝つこと能はずとして、問題は法律論を超越したる範圍に於て解決せられ以て兩大臣の面目を立て國家學上の理想は茲に貫徹せられた事があつた、予も亦此例に倣はんと待ち受けたのだが大審院は右の事件は司法裁判に屬するものにあらずとして其訴を却下した。石川縣の選舉事件は素より執達吏の手に委せらるべきものに非ざれば内務大臣は知事に對し再選舉を執行することを禁止すれば問題は簡単に解決せられ以て行政權の面目を維持し得べかりしは官衙も亦高尙なる理想の爲めに奮闘するの元氣精神なきを見るに足るのである。

願ふに日本の今日は日本限りに之を言へば維新以來幾多の進歩は之あるべしと雖も一たび之を歐米文明諸邦に比し來れば遙かに人後に落ちて居る。併し大正の繁華は實に古今に比すべきものもない。日本の向上發展は皆な理想の發現に依る國民の力でない。只々天祐に依つたと云ふの外はない、日本は天祐國である。官民上下共に元氣精神を喪失し、國民は腐敗墮落し國家に人道なき情態に陥つても天祐は自ら臻るのである。政府は御神樂を奏し議會は祝祠を上げれば即ち國務は足るのである。彼の青島戰役にも、日本の飛行機は高き空中から悠々と敵城を下瞰し敵兵の膽玉が寒くなつた變状までをも検査し乍ら、天祐に依りて敵彈は、我飛行機に中らなかつたと投彈の都度々々一一に報告された。誠に難有次第ではあるが是では冥利が盡きて罰當りとなるの恐もある。青島も歐洲戰爭の結果次第に依り日本の領分ともなることもあらうが其成否は第三者の勝敗に委せらるゝので我理想の實現と云ふものでない。予が地方制度の根本的革新や陪審制度の設立を主張し憲政の實を完うして國民の元氣精神を發揮し國家の繁盛隆運を國民の理想力に待たんとするも之が爲めである。此大正の繁華の夢をば夢と知るこそ臣民の本分である。

新年早々拙作一首がある。

丁巳歲旦題壁竝引

典型一定、生氣幾泯。世事逆退、歲華茲新。常道久沒、皇猷益振。人心惟危、天祐自臻。黃河待清、濟美

理想と天祐

祠頭杉  
影合  
只合  
歌辭  
厄神  
自護  
基太  
宰相  
詔樂  
培賢  
語祝  
興國  
親民  
未成  
老時  
祠頭  
高領  
甲寅  
日偶  
遙自  
霄打  
城細  
敵膽  
丸下  
消息  
外新  
聲聞  
號傳



有<sub>レ</sub>終<sub>レ</sub>。雪山説<sub>レ</sub>法、悟妙無<sub>レ</sub>因、萬口一音、敢<sub>レ</sub>譴<sub>レ</sub>太平。二十八字、恭頌<sub>レ</sub>嘉辰。  
人道荒殘且莫<sub>レ</sub>論、只看天祐尙猶存、大正繁華世無<sub>レ</sub>匹、空山説<sub>レ</sub>夢答<sub>レ</sub>君恩。

### 官僚の眼に映ずる人権

(刑政研究會發會席上演説)

刑政は憲  
政の實體

諸君。諸君は今度此刑政研究會と云ふものを御設けになつた、其著眼が如何にも今日の日本に切實である、本會の趣意書にもあるが如く刑政は實に憲政の實體人道の本分を爲すものである。從來ありふれた憲法論或は憲政擁護論と云ふものは實は唯だ憲法の形式論か若くは一時の感情に動かされたる空論であつたのである。然るに此會合が研究の目的とする處は憲政の内容實體に入るものであつて甚だ以て喜ぶべきことと考へる。ソコで僕にも何か此會で喋舌<sub>レ</sub>と云ふお話が幹部の方からあつて。自分も其御約束を致して置きましたから今日此の席に罷り出ました。乍併今日此處に貼り出してある論題には「官僚の眼に映ずる人権」と云うてありますのに驚きました。之は實は私が出した論題ではない、幹部から今日強制的に命ぜられた問題であります。宜しう御座います、此題下にお話致しますが「官僚の眼に映ずる人権」と云ふことになると、私自からが官僚になつてお話し致さなければならぬと云ふ地位に立つて居ると考へます。夫れ故に今日演説する人の資格と之を御聽になる諸君の資格とを先以て定めて置かなければならぬ。此私の此江木衷が今日此處で此のお喋舌<sub>レ</sub>をするのでない、官僚を代表して、官僚が此口を機械として諸君にお話するのである。諸君は都下著名の主要なる新聞記者の御揃<sub>レ</sub>で日本人民を

官僚對人  
民

代表すると只今披露されました。よろしい、諸君は須らく人民の資格に於て御聽取を願ひ度い。今日此處に罷り出ました此江木衷の此舌は此江木衷のものでない、官僚が唯だ此舌を借りて申すので、私は一つの蓄音器に使はれるに過ぎない、官僚が人民に向つて演説すると云ふことに御承知を願ひ度いのである。

官僚の必  
要

諸君よ、諸君は口癖<sub>レ</sub>のやうに吾々を官僚々々と呼び做して如何にも惡者<sub>レ</sub>の様に云はれますが、併乍ら官僚々々と云つて爾<sub>レ</sub>う一概に惡く云はれた義理合のものでない。實に日本には官僚でなければ此國の政治が出来ない過渡の時代があつたのである。今日の日本は全く我々官僚の手腕に負ふ所のものである。先以て第一に官僚の必要官僚の効能を述べ立てなければならぬのであるが、夫は吾々官僚を敵視する諸君から必ず問題外に亘ると云ふ攻撃もありませうから、又他日申上ぐることにして此點は此席に免じて先以て略して置きますが、只々此日本には吾々官僚の極めて必要な時代があつたと云ふことを御承知があればそれでよいとして直に本論に入ることと致します。先づ此「官僚の眼に映じたる人権」と云ふ問題に對し吾々官僚として簡單明白の論斷を與ふれば「官僚の眼中人権なし」と云ふまでだが、本來日本の法律上人権なるものは無いのだから無いものは官僚の眼中にも映すべき譯がない。只々諸君の眼中に何か映ずるものがあるので茲に此眼の問題を出されたと思はれる。諸君は吾々の催眠術に罹つて夢を見て居るのだが諸君をして茲に至らしむるまでに世間の人權論を壓迫するには中々骨の折れたものであつた。其手段にも攻撃防禦の兩様の手段があるが此の手段中所謂攻撃方法が積極的で最も利目があつた。消極的防禦方法は受動的で弱味がある。既に此積極的攻撃方法と云ふのは自分のことを柵<sub>レ</sub>に揚げて置いて對

民權自由  
論打破の  
政策

官僚の眼に映ずる人権



手の一番極端に弱い所に向つて一大突貫を試みると云ふ兵家の秘訣である。夫れで明治初年以來民間の政客は所謂「ローマンチズム」即ち唯心論を根據として盛んに民権自由を唱へた事は諸君も御存じであらう。ソコで吾々官僚は此の「ローマンチズム」を壓迫せねばならぬので、其機會を捕へんと待構へたところ、幸ひにも、彼のルーソーの民約論を唱ふる人が出て來た。さうして盛んに自由民権思想を鼓吹した。是が彼等の弱點である。吾々官僚は奇貨居くべしとなし、彼等はルーソーの民約論を唱へて日本と云ふものを全で共和國にする積りである、實に不忠不義の奴である、危険思想の奴である、日本の國體を危うする怪しからぬ奴であると云ふので、先づ第一番に此極端論の弱點を捕へて之を攻撃の目標として十字火を浴せかけた。殊にルーソーの民約論の根據がないと云ふ事は外國の書にも書いてあるのだ。夫を直ぐに借用して少しでも民権自由を唱ふるものがあれば、直ぐに之をルーソーの民約論だ不届きの奴だと云ふことにした。是が吾々官僚が世間の人權論を粉碎すべき一大利器とした所で、暫らくの間は隨分之に當てられた奴があつた。之れが爲め大臣も其地位を退かなければならぬ様なこともあつた。是が吾々の巧妙の手段で、先づ第一番に極端に弱點を捕へて遣付けたのである。斯の如くして當時の「ローマンチズム」や民権自由論の勃興を抑へ付けたのである。併し實は是のみでは中々永く官僚城を維持するは困難であつたのだが、天は飽迄吾々官僚に幸した。是は歐米で「ローマンチズム」を倒した所の唯物論が入り代つて日本に輸入された事である。吾々官僚は高く此唯物論の見地から唯心論の下界を見下して人權自由を陳腐の空論と嘲笑つた。爾來吾々官僚の根據とする所は此唯物論にある。此唯物論と云ふものは實にダウ

民権論打破の標的

官僚は高く唯心論の見地に立つ

新舊刑法の差違

キン以來丁度、明治初年から現はれた政治論だが其の勢力は明治の後半から増大した。吾々は此唯物論を取つて以て吾々官僚の物にして學理上千古の確論としたのであつた。一體人間は猿と同様、牛馬も違ひはしない、人間と云ふ奴も他の動物と等しく天則に従つて動く所のものである。自由だの民権だのと、そんな馬鹿氣たものはあつた譯のものでないと云ふが唯物論の眞髓である。從て自然主義も之に伴うて勃興した。是れ吾々官僚の取つて以て據るべき所のものであつた。人民が墮落すれば墮落する程官僚の地位は完全である。夫であるからして唯心論を基礎とした舊刑法を全廢し唯物論の現行新刑法を作り出したが、長年月間衆議院の反抗を受け是れには少々手甲擦つた、到頭衆議院に過半数を占めた親分を官僚内に引つ張り込んで、一瀉千里甘く議會を通過せしめ茲に唯物論の根底を固めて、諸君の心身からソツと人權自由を抜き取つて、諸君をして何等の元氣精神なきモヌケの皮となし、諸君をして只々手足を動かす器械の龜の子に過ぎないものとした。併し斯く人民が牛馬状態に陥いると所謂自然主義も之に伴ふこととなり、諸君をして今日あつて明日は無いと云ふ今日主義現生主義の快樂のみが此人生だと感ぜしめた。利慾是れ逐ふと云ふことも政治家を支配する原則となつた。前にルーソーの民約論を以て不忠不義なりと罵つた論者まで今は忠義屋と化し忠孝を小賣する政治家も出來たのである。吾々官僚は國家の制度法律の上に人道常倫を無くなしたと云ふ不忠不義を棚の上へ置いて知らぬ顔をして居ると云ふも此等の職業的忠義屋に勝ること萬々だが、是は吾々官僚の秘密として餘り告白すべき事でない。

然るに近來に至つてオイケンで御座れ、ベルグソンで御座れと云ふものが頻りに日本に這入つて來て、新唯心論

官僚の眼に映ずる人權



新唯心論  
は恐るゝ  
に足らず

が興つて来て、人權自由の論が再興し來つたが、是とても吾々の眼より見る時は左程氣にするにも足りない。已に多年の壓迫で人民を盡く去勢してあるのだから人民が此六づかしき理想を實行するの元氣精神はない。人民は已に牛馬状態に陥つて居るのであるから自ら之れを覺醒するの勇氣はない。人民は尙ほ自ら人格ありと信じて居る。吾々の眼から見れば法律上には何等の人權さへもないのであるが唯夢を見て恰も人民は人權がある様に思つて居る。此人權なるものは一場の夢で現行法の上に於ては人權は爪の先の垢程もないのである。世間にては裁判所が時々人權を蹂躪する、實に怪しからぬ、人權を擁護せねばならぬと八釜敷く騒ぎ立つるが、素々存在しない處の人權が何うして蹂躪されるのか、世間が此點を知らずに幾ら騒いでも駄目である。實際人權と云ふものはありはしない、それを諸君が只だあるとのみ思つて居るまでの事だ。然らば諸君は無いものを何故に有る様に思ふかと云ふに、是は憲法と云ふ大きな看板に眼が眩んで居るからである。其憲法を見ると云ふと其中に臣民の權利自由と云ふものが書いてある。即ち諸般の自由が定めてある。人身の自由だの信仰の自由だの集會の自由だの住居の自由だのと並べ立てゝあります。諸君は此憲法の諸條項を見て人民の權利は蹂躪してはならぬ、人權なるものは最も重大なりと書いてあると思つて居るであらう。がソコが看板に眼の眩む處だ。此憲法には何と書いてあるか。多岐に渉るの恐れがあるから人身の自由の一事に就て論じて見ませう。憲法には「日本臣民は法律に依るにあらざれば逮捕監禁處罰を受くことなし」とある。法律に依るにあらざれば捕まへることも刑罰を行ふことも出來ぬと書いてある。而て見ると「此法律に依るにあらざれば」と云ふ其法律は非常に大切な大事なるものである

人權自由  
の空影

監禁處罰  
の權は官  
僚の手中  
にあり

と云ふまでは諸君も了解さるゝであらうが一步を進めて其法律はどんなものであるか、諸君はチツとも此點に御氣が付かれて居ないので、お目度い諸君ぢや人民ぢや。人民は唯憲法にさう書いてあるから恰も人民に人權あるが如くに思つて居る。法律に依るにあらざれば日本臣民を逮捕監禁處罰することは出來ぬと云ふは如何にも立派に見えるが、豈圖らんやだ。其法律を見ると吾々官僚は勝手に人民を捕まへても宜しい勝手に人民を處罰しても宜しいと云ふ法律ではありませぬか。吾々官僚は諸君人民を勝手に逮捕し、何年間牢屋に入れて放任して置いて構はない、先づ吾々の思ふことは勝手次第に行ひ、欲することは勝手に爲す、夫れが法律である。然らば其法律に依るにあらざれば逮捕監禁處罰することは出來ぬと云ふのは一寸變なものでないか。併し法律です、此法律は法律だが諸君の人權と云ふものを悉く滅却した法律である。即ち其法律は反對に吾々官僚に與ふるに勝手に人民を捕まへ勝手に人民を罰すると云ふ權利を與へて居るのであります。之を御存じなくして諸君は人民は人權があると濟して御座るは笑止千萬ぢや。諸君の眼には法律の形式が見えて其法律の内容が見えぬのぢや。殊に諸君が本來有りませぬ人權が蹂躪されると騒ぐ様な夢を見て居る間は、先づ吾々官僚は甚だ氣樂なものである。併乍らかう云ふことはマア文明國には決してないことである。文明國民は法律の内容を見るだけの眼を持つて居る。本會の趣意書にもある通り文明各國に到底見る能はざる我國特有の一大異觀とする所である。然らば何故に憲法はあり乍ら斯の如き法律が出來て居るのであらうか、又憲法の條項は如何に學者が説明するであらうか、又如何に人民が此邊に氣が付かなかつたかと云ふことは今日考へなければならぬと思ふ。先づ第一に政治家者流は

法律の形  
式と内容



輿論なるものあるべき理由なし

憲法政治は臣民の輿論政治だと呼號するが、其臣民とは人權自由の主體と云ふ意義であつて只だ此天地の間に生息する動物と云ふ譯合のものでない。人類には相違ないが人權自由が無ければ憲法政治下の臣民でない。人權自由は理想の根源理想の實現力である。此理想が無ければ輿論も無い。今日の日本人民に輿論なるものがあるべき筈がない。憲法政治の行はるべき筈がない。然るに何故に憲法を制定し乍ら人民に此の權利自由を與へなかつたか、之を論ずると長くなるから大略申上げますが、是は日本の文明史上歐羅巴各國でも未だ曾て經驗したことの無い一種の變例があつたからである、日本の政治上に固有なる一大苦痛があつたからだ。夫れは諸君が御承知の如く治外法權と云ふ厄介物である。此の治外法權と云ふものがある以上は日本は獨立國ではないのである、治外法權があつては日本は全く國家を爲さぬのである。何れにしても條約改正をしなければならぬと云ふので此外交に向つての日本の秘密策略があつた。然るに此策略に反對し此の外交策略を妨害するものがあつた、夫れが爲めには何うしても日本人と云ふものはモウ手も足も出ない様にして置いて、外に對して此政策を斷行せねばならぬと云ふ秘密の上の秘密策略があつた。外交の爲めには總てのものを犠牲に供しなければならぬ。其處で憲法は制定したのは宜いけれども是と同時に憲法に依りて保障さるべき法律即ち人權を確立する法律を拵へねばならぬのだが、此法律を作るとどうも外交を妨害して八釜敷く云ふ奴等を押まへることが出来ない、勝手に人民を罰して人民を取り締ることが出来ない。ソコで憲法を作りながら、憲法の内容實體たるべき根本法律を作ることが出来ない。形式の法律は作つても其内容實體たる人權自由を人民に與ふることが出来ない。是も全く外交關係の爲であ

空影憲法

形式國と形式學

る。當時憲法制定の任に當つた一大政治家は心の内で男泣に泣いたのだが國家の大事の爲めには之を忍ばねばならぬ。夫れも其筈で此秘密は此大政治家と一二の當局者の外後々の總理大臣と雖も知る者はない、殊に當時の學者と云はるゝ者も多くは上官の機嫌を窺つた者で偶ま法律制度の改正に氣付いたものもあつたが歐洲封建時代以來の慣習に基因した外國の法律制度などは容易に此日本に採用はならぬと云ふ此大政治家の一言に敬服したものである。其實時代の必要から來た一時の政策たる眞意を知らず、此の言に敬服して却つて心の中で笑はれた者だが、今日に至るも尙ほ諸君に御氣が付れぬと云ふは諸君も随分お目出度い連中である。兎に角コンな時代に憲法を作らねばならぬと云ふのである。ソコで已むを得ず、内容實體を抜きにして憲法をば形式的となし法律をも形式的となし、爰に形式的國家が成立した。學者も亦此形式の文字章句の上に小理窟を捏ね廻はすまでのものとなり爰に形式學が大成された。而して憲法實施に際しては專制時代の舊法律を其儘に繼承して置いて是でも法律は法律である、「法律に依るにあらざれば逮捕監禁處罰を受くることなし」と憲法に明言する法律は矢張り法律、形式は完備して居る、ナンと巧妙の手段ではないか。斯くの如くして憲法は公布し乍らも、政府は專制時代の法律を其儘となし、當時の政策たる外交妨害の志士を取締るの用に供し得た。苟も外交に妨害を加ふる者は何れでも彼でも罪があらうとなからうと頓着なく捕まへて牢屋に入れることが出來た。素より法律の許す所で不法ではないが國家の大事の爲めには手段を擇ぶの暇はない。心の中では氣の毒千萬に思うたのである。彼奴は何うも可愛想であるが外交を妨害する、縛るより仕方がない。泣く／＼縛らうと云ふ事は吾輩高等官僚間の通語であつた。吾

專制法律の襲用

官僚にも涙あり

官僚の眼に映ずる人權



司法權を以て行政機關となす

鞏官僚にも涙はあつたものだ。ソコで當時の裁判權は寧ろ至高政府にあつたもので、外交妨害者に對しては先づ至高政府で内實の裁判を下し、夫れから之を警察の手に付し夫れから之を形式の裁判に付すると云ふ順序で、裁判所に於ける檢事の論告、辯護士の辯論と云ふものは之は唯だ裁判と云ふ儀式を行ふのみで司法權は唯だ行政權の執行機關に過ぎないと云ふ觀があつた、裁判官も此位の心得もあつて事實認定で勇斷果決を敢てするものが所謂腕利役者で立身出生も早いと云ふ次第であつた。是等の事實を具體的に話すると中々長くもなるし、餘り好ましからぬことゝて此邊で切上げることゝするが、要するに當時の外交關係上人民の權利自由を保護する法律制度を設けることが出来なかつたのである。一體外國の事例から云ふと其順序は憲法よりも先きに此法律を制定して置かなければならぬ、人民の權利を設立し人權を確立する法律、此法律を確保するが爲めに憲法が必要であるのだが夫れが、出来ぬと云ふは當時治外法權時代の勢で仕方がない。憲法以前の專制的法律を其の儘となし、コレでも法律だから、憲法には法律に依るにあらざれば云々と勿體らしく書き立てゝ居る。此法律に依り今日まで吾々官僚は勝手に諸君を捕へて勝手に罰して宜いと云ふ權利を與へられて居る、全で憲法の精神と反對の狀況になつて居る。併し是は憲法の不備でもなければ官僚の責任でもない、所謂不磨の大典なる憲法は諸君に立法參與權を與へて居る、諸君は此立法參與權に依り憲法上右等の法律を改正して人權自由を得るの權はあるのだが之を現在の儘に放任し置くのは諸君の責任である。現に現行の法律の下には人民に何等の人格もないのだが是は人民が自ら牛馬状態に甘んじて居ると云ふことになる。吾々官僚は諸君から人權を奪うたものでない、人民

議會の無能

諸君の方から我々の手中に諸君の人權を捧げ上つて居るのである。吾々官僚が獨斷の意思を以て人民の生命自由名譽を勝手にすることが出来ると云ふ古今無類の獨斷權を有するは是が爲めである。然らば何故に今日までも此人權を保護すべき法律制度の制定に無頓着であつたであらう。是が一大疑問だが、諸君人民をして此の點に注意の届かぬ様に訓練したのは又眞に吾々官僚の一大手腕である。吾々官僚が先づ第一に注目したのは法學教育である。其處で帝國大學には先づ第一に政府から相當の憲法學者を派遣して人權自由を抜きにした憲法を講釋させたものである、其憲法の講義なるものは、如何なるものであるかと云ふと所謂形式憲法論である、唯憲法の條文章句のみを講釋させ憲法と法律の人權自由との關係などは一切之を教へぬ様にしたのであります。之を憲法専門と云つたのだが妙な専門もあればあるものだ、政府は此必要があつたのであるからして、特に大學に其人を選んで派遣して憲法の形式のみを講釋させ、試験に際し講釋と相違したものを書いたならば直ぐ零點で悉く落第にさせられる。又其通りの試験を受けて始めて官吏に採用し月給制度も細々階級を付け夫れが今日立派な官吏になつて居ると云ふ次第である。デあるからして官僚界は盡く形式法學者で固めて居る。法律に依るにあらざれば逮捕監禁處罰を受くることなしとの明文があつても、其法律の内容が勝手に人民を捕へて宜しい、勝手に人民を罰して宜しいと云ふものと云ふことは教へない。於是形式國を一名官僚國と謂ひ、形式學を一名官僚學と謂ふことになつたのだが、何も官吏の國、官吏の學を云ふ譯でない、民間の學者も私立學校も概ね此形式學である。其處で外國の法律制度の調査を行つて見ると外國では一體人を逮捕するには或條件を先きに備へなければならぬ、或は一

官僚國と官僚學

官僚の眼に映ずる人權



學士連の  
無能

般に重罪の外は保釋を人民の權利としてある。人權自由は法律に於て保護せられて居ると云ふ事になつて居るか  
ら是等の外國法律は學生に教へぬやうにしてあるのである。今日我國に於ける大學を卒業したものが此間も遣つ  
て來たので、貴様は一體何をやつたかと問ふと自分は法律をやつた英國法をやりましたと云ふ、夫では一體英國  
の裁判所の構成は何う云ふ風になつて居るかと質問しても決して答へは出來ませぬ。或は又自分は獨逸法をやつ  
たと云ふものもある、然らば獨逸の裁判所の構成は如何と聞ても知つて居る者はない、是は知らぬ様に教育した  
結果である。コンな形式教育のみを受けた人達が段々と鰻上りに上流界の人となつて、人民を指導すると云ふ世  
の中となつたのであるから吾々官僚は安氣なものである。併し如何にも抱腹絶倒に禁えぬは彼等の法律學の講義  
である。先づ一例を擧げて云はんに、彼等は裁判とは何物ぞやと問へば直ちに「ノートブック」の中から歐洲學  
者の定義を借り來り「裁判とは或る一定したる事實に法律を宣言するを云ふ」と答へ、又教師としても斯く講義  
するのだが、此定義中一定したる事實とは刑事に付て云へば人の行爲と云ふことである。放火したとか泥棒した  
とか強姦したとか云ふ事である。所謂裁判なるものは放火したとか泥棒したとか強姦したとか其行爲が定つて後  
之に法律を宣言適用すると云ふ意義である、此行爲事實を一定するのは裁判權でないと云ふ意義である。歐米  
では此事實即ち人民の行爲を確定する爲めに必ず被告人の自白とか或は此自白に代ふるに人民の自ら選らんだ陪  
審員の判斷に依ることとするので初めて此裁判の定義が明白するのだが、治外法權時代の外交政策は之を實行す  
ることを許さない、獨斷裁判制度の下に此事實の認定をも裁判官の獨斷に一任して此獨斷の事實の上に刑罰を科

法律教授  
上の大禁形式學教  
授の方法

するにあらざれば人民を勝手に處罰する譯に行かぬ。ソコで此定義を完全に講義すると、此獨斷裁判を廢止せぬ  
ばならぬ事となるので、此事實認定の方法を教へると云ふ事が大禁物であつた。然かも裁判上では此事實認定と  
云ふ事が最も困難の事で、如何に明判官の認定でも到底被告の怨を買ふ事は免れぬ。殊に犯罪たるには罪を犯す  
の意思を必要とするが此人間の心理状態と云ふものは容易に解りませぬ、一番六ヶ敷い問題である。然るに大學  
に於ては此事實問題を決するに國家は如何なる法律制度に據るかと云ふが如き重大問題を一寸とも教へない、況  
や試験問題には出しはしませぬ。成るべく人權だの自由だのと云ふことは學生の耳に入らない様に教へて來たの  
であります。學生は只々何んでも角でも教師の云ふまゝに之を筆記し暗記すれば試験に及第は出來るのである。  
教師が事實認定權は裁判官に在ると講義すれば學生は其儘之を著音器の「レコード」版に寫すまで、學生の方で  
も別段頭を費やして夫れ以上に考へることもない、此「レコード」版が彼等が終世の智識の總てである。併し乍ら  
一言に事實認定と云ひますれば其文字通りでは頗る簡單無造作のものであります、理論の上から云ふと之は事  
實製造權である。即ち人間の行爲を製造する權であります、天人共に容れざる非人道の極ではありませんか。然  
かも事實認定と云ふ名義の下に諸君の行爲を製造する權、世間の事實を製造する其權が吾々官僚に與へられて居  
る。憲法どころか國家に倫常がない。國家に人道がない。國家は其絶對無限の力を以て人民に向つて此非人道を  
強制して居る。已に此の世の中に人間の行爲を製造する權利者即ち吾々官僚なるものがあつて生殺與奪の權を有  
する以上は人權も養もあつたものぢやないぢやないか。唯だ茲に吾々官僚が閉口したのは此獨斷裁判の事實認定



倫理と法

權が道德の根本觀念たる責任觀念と抵觸して居る事である、其道德問題をどうかしななければならぬ。大學の法律學の講座では已に法律の形式論で其内容たる人權問題を馬耳東風に付し得たが、同じ大學で倫理學の講座では倫理即ち道德論と云ふものは只だ善惡の標準即ち人の行爲の上<sup>に於ける</sup>批判論で人の行爲自體を製造するものでないと教へて居る。已に或人間の爲した行爲が善であるとか惡であるとか一定の標準に照し批評を下すのが所謂道德學であると教へて居る。而して所謂此人間の行爲は何物かと云ふと即ち各人の意思の外界に實現したものであると教へて居る。自分の意思が外界に實現して始めて是が其人の行爲となるのである、道德學と云ふものは人の行爲の上<sup>に於て</sup>の善惡を評するまでのものであると云ふ論であります。然るに今政府は獨斷裁判制度を設けて人の行爲を製造して其人を罰すると云ふ事になると意思も責任もあつたものぢやない、吾々官僚が自ら諸君の行爲を製造して其製造したる行爲に對し犯罪として責任を課するのである。生殺與奪の權は吾輩の手中に在る。然らば即ち吾輩の製造したる行爲は諸君及び人民各自の意思の現象ではないぢやないか。何うしても此法律論は道德論と合致し得ないのである。即ち道德論では斯の如く教へ乍ら日本現在の法律制度の上<sup>に於て</sup>人民の意思と云ふものを認めない行爲と云ふものは人民の意思の發現にあらすして官僚たる吾々が製造してやるのであります。法律制度の上<sup>に於て</sup>は諸君は一人として自己の意思の主體たり得るものはない。諸君が已に自己の意思の主體でない以上は勿論人格はない、人格がなければ法律上人間でない<sup>と云ふこと</sup>になる、牛馬である、我人民には自我と云ふものはないのであります、而て見ると獨斷裁判の事實認定なるものは全て道德の大原則を破壊して居る。諸

行爲製造權

偶成  
何日人心  
又日新  
典型守  
臣、驛、君  
五千有餘  
萬、六十  
餘州牧草  
春

義務と屈從

君人民も全<sup>く</sup>で人間の資格はないのであります、國家に道なしとは此事です。併し諸君、人民に人權なく全く人間でなくなつた以上は同時に諸君に人間の義務も何もない譯となるのだ。現に諸君には義務と云ふ觀念がなくなつて、義務と云ふものと屈從と云ふものとを同視する事になつた。元來義務と云ふものは己の意思より出て自から進んで忠を盡すとか義を行ふとか云ふことになるのであるが、人格がない動物には上から忠義を押へ付る外はない。税は吾々官僚が諸君人民から捲き上げるのだ、諸君人民が收めるものでない。兵役は吾々官僚が諸君人民を戰場に逐ひ込むのだ、諸君の心で國の爲めに敵に當るものでない。是れが唯物論と唯心論の異なる所である。唯心論の舊刑法には國民の公權として兵役に入るの權を認めたが、唯物論の新刑法では此權利を削除した所以である。今日の教育主義も茲に基き義務の觀念も屈從と云ふ觀念も同一になしたのである。之れ迄になれば吾々官僚も安心なものだが、如何にも是は日本古來の忠孝の義にも戻る次第で、殊に獨斷裁判と云ふ事は段々吾々官僚が考へて見ても日本の昔から會てない所であります。彼の徳川時代でありましたも決して獨斷裁判と云ふことはなかつたのである。即ち所謂口供裁判と云うて悪いことをしたと云ふことを自から白状しなければ何時迄も牢屋に置かれるかも知れませぬ。或は又犯罪の證據が明瞭である場合にも白状しなければ拷問を喰はせたものだが、之は手段が野蠻であるまで、國家の人道は整然として居つた、即ち被告人は悪いことをいたしました實に恐入りましたと被告人が自ら其事實を認むる迄は決して刑と云ふものゝ適用はなかつたのであります。裁判權は或る一定したる事實に對する法律の適用だと云ふ定義は完全に實行された。此制度は明治の初期迄續きました。大岡越前

官僚の眼に映ずる人權



名判官

守は名判官と稱せられました。彼は何故に名判官であつたかと云ふと彼は甚しく拷問を用ひない、被告人を自分の前に連れ來り議論を上下して總ての證據物件を見せ付けて被告人をして恐れ入りました、仰せの通り姦通致しました、仰せの通り放火を致しました、仰せの通り人を殺しましたと白状させたものだ、其處で其罪状により時の法律に照して處分したものであつた。彼の西南の役に加はつた國事犯事件に於ては、日本の名判官と云はれた玉乃判事が主任で、被告人等を法廷に呼出し事實の審理に取掛かつたが、被告人と色々議論を上下して大議論の末、遂に彼等は玉乃判事の理に服して、實に恐入りました、私等は實はかう云ふ次第にてかう云ふ兵を擧げて、かう云ふ事を致す積りで御座いました、此上は國法に依つて如何様御處分相成つても異存は御座らぬと犯罪を自認したので其事實の上に刑罰を言ひ渡したのであります、眞に名判官であつたのだ。然るに今日の裁判所は人の行爲を製造する権利を持ち、泥棒でも殺人でも放火でも勝手次第に罪名を作つて裁判するに、何が名判官などがあるものか。然るに今日の新聞紙上を見ると名判官と云ふ者も數々ある様に書いてありますが、此名判官はどんなものであるか、若し其事實の認定が適中したとすれば夫れは紛れ中りである。大岡越前守や玉乃判事とは大なる相違である。然し吾々官僚黨も新聞からまで名判官の稱號を授けらるゝとあつては名譽至極の次第で、新聞記者としての諸君へ厚く御禮を申上ぐると同時に吾々官僚も大いに安心を致して御座る。併乍ら此獨斷裁判と道徳との牴觸に就てはどうも吾々官僚黨も頭を痛めた、其結果茲に二つの道を發見した、之は官僚黨の豪い所である。諸君には御氣が付くまい、其第一方法と云ふのは先づ法律を制定し、是が金科玉條で其是非得失は之を論じ

た所で法律の効力が無くなるものでない、法律は主權者の命令だと云ふ頭を固め置き唯々法律の字句を講釋させた、即ちテクニク科學的な講釋許りさせた、六ヶ敷い込み入つた所の専門語のみを教へて法律は六ヶ敷いもので専門家以外に了解出來ぬものとした、素人の窺ふ事を得ざるものとした、而も法律の大局大主義は何人にも了解は出來るのだが斷乎として此方法を排斥した。試みに今度刑法を作るにしても其大主義と云ふものは何んなものか決して教へない、唯刑法の字句だけ講釋させ、此法律の専門語のみを教へて日本の一般人民には了解されないものとしてあります。法律は全體に亘り澤山ある、凡そ刑法と云ふものは何百條もあり民法と云ふものは何千條もあるが其精神主義たるべきものは何の邊にあると云ふことを知らせない、唯民法第一條には何と云ふ文字があると、字句の講釋をさせて普通の人の法律は何んなものであるか其全體が解らぬことにしたのである。三百餘の代議士連中でも一寸解らぬと見える、法律と云ふことは六ヶ敷いことで吾々代議士の讀むべきものではない、吾々代議士には解らぬと云つて、刑法でも民法でも丸呑みで議會を通過すると云ふ風を養成した。又人民に對しても立法の大主義をば吾々官僚の胸中に秘し置いて唯だ矢鱈文字の上許りで法律と云ふものは六ヶ敷いものである素人には解らぬのだと云ふ主義を取つたのは吾々官僚の本領である。之を以て法律なるものを人民に知らしめぬと云ふものは吾々官僚の目的である。吾々官僚は法律を專有物として國家の力を以て自由自在に之を活用し得ることゝなつた、若しも道德學者倫理學者に法律制度の内容を窺はれたなら其法律制度の非人道没道德たることは直に明白するし、殊に天皇の御名に於てこんな司法權を行ふと云ふことは古今に類例なき恐縮

乾燥無味の法學

官僚の眼に映ずる人權



## 教育勅語

千萬の次第と云ふことが明白するのである。ソコデ法律は法律、道徳は道徳と各々専門の學者として二者の交渉を斷絶せしめたのが吾々官僚の第一秘密政策である。倫理學者の先生達も能く吾々官僚の意を體して全然法律制度を度外視するに至つたのは此政策の成功である。夫れから第二の手段に移るのだが此法律制度と道徳との關係を了知したものは憲法制定に參與した井上梧陰先生であつた。専門の倫理學者は右の手段で籠絡が出来たが更に懸念したのは一般の國民道徳である、人間の行爲を製造すると云ふ法律制度を國民の眼前に實行し乍ら、一般國民に向つてとても道徳の理論を説く事は出来ぬ、茲に己むを得ずして教育勅語が主として井上毅先生によりて立案せられたのである。抑も教育勅語と云ふものは勅語自身に於て能く道徳の本旨を説いたものであるが、一方には當時の難關を切り抜くる勸進帳とも見らるゝので、當時の非人道的法律制度以外に、國民道徳の根本を此の勅語に置いたのである。斯の如くにして吾々官僚は法律制度と道徳とを分離し法律制度の範圍に於ては吾々官僚と云ふものは事實を製造して勝手に人間を捕へる、勝手に罰する幾ら永く拘禁しても宜しい、一年三年或は五年或は一生涯入れて置くと云ふ權利を法律によりて吾々官僚に與へられて居るのではないか。然るに又かう云ふ論がある。マア人間を罰するには證據が必要ではないか證據がないものを罰すると云ふのは言語道斷であると云ふものもあるが、日本には未だ證據法も何もない、其處で吾々官僚は證據をも自由自在にする。即ち聽取書を證據とする、巡査が取調の際に於ける聽取書は以て動かすべからざる證據物にもする、反對の證據が出て來ても知らぬ顔をして判決しても宜しいと云ふ法律になつて居る。斯く云ふと日本の判事の判決理由と云ふものは甚だ信用が

## 證據方法

## 判決理由

出来ぬ様に思はるゝのだが、元來事實の認定に其理由證據を示すと云ふ事が到底難を人に責むるものである。歐米に於ては事實の認定に付人民の代表者が自ら其任に當るのであるから刑事の判決には何等理由も示さぬのである。刑事の判決に理由證據を付すると云ふが本來の誤ちである。元來事實の認定は良心に問ふまでのもので、縦し其理由證據を示した所で所謂形式的理由證據で、何の意味のないと云ふ事は今日の判決書を見て何人も疑はざる所である。素より獨斷裁判は有司の見込次第であるから拷問で被告人の自白を強ふる必要はないから斷じて拷問はせぬが、未決拘留と云ふ法律の手段を拷問の代りに使ふことができるのである。素より拷問ではないが一年でも二年でも五年でも十年でも吾々官僚の意向次第で諸君を未決拘留することは法律の許す所である。意志の薄弱なる人民の方では多くは未決拘留を拷問同様に心得て居る。そこで先づ未決拘留を行ひ昔の拷問に代へると云ふ譯ではないが人民の方で拷問と思ふのであるから此強制手段に依つて證據を作ることが出来る、併し未決拘留は昔の拷問とは大に其目的を異にして居る。昔の拷問は被告人其者から事實の自白を得んとする目的だから、其拷問の結果白狀した者のみが罰せられて外の者には何等の影響はない。此外の者を罰するには別に此者から自白させねばならぬ。所が今日の未決拘留は證據を得る手段に供する事も出来る。例へば甲の者を罰し様とするには乙を捕へて未決拘留に入れる、さうして甲の事を言はせ其言を以て甲の罪の證據とする事が出来る。之は實に譯のない事で誰だつてかう云ふ手段によつて罰する事が出来る、而も夫れが法律で許されてある、昔は甲を捕まへて拷問した上、甲の口から私は悪い事をしましたと白狀した時始めて甲のみを罰したのだが、今日では甲を

## 拷問と未決拘留



拷問しないで乙と云ふ他の者の弱い奴を引捕へて拘留し、乙に甲の事を云はせて夫が甲の犯罪の證據であるとすることも出来るのである、是が尙ほ今日の法律になつて居るが治外法權時代には此法律の下に苟も外交妨害者に對しては此證據方法によつて吾々は思ふが儘に誰でも引捕へることができ誰でも罰することが出来たのである。併し行爲製造權は如何にも重大な事で當時此權を用ふるには内閣の首腦たる政治家が主裁したもので前にも述べた通り國家の爲め所謂泣く／＼縛つたのであるが、後には此外交妨害が一般に時の政府に反對する志士に濫用せらるゝに至つたとも思はるゝが、天機を洩すの恐れがあるから先以て略して置くことにしよう。而も今日は段々此大權力が至高の政治家の方から下級の方に移つて來たものか、本會の趣意書を見るとかう云ふことが書いてある、「權利自由は警察官及び検事等の手に一任せられ」云々とある、其事實の有無は別として法律上では行爲製造權も證據の取捨も吾々官僚の手中にあるのだから選舉違犯とか治安妨害とか名義の善い犯罪よりも出来る事なら可成悪い罪名を付けて横領罪とか詐欺取罪とかにして後ろの方から縛つて終ふ事も法律の許す處である、吾々官僚が此奥の手を出すと新聞紙上では此被告人をヤレ元兇だのヤレ醜漢だのと吾々は諸君から賛成のお言葉頂戴すると云ふのは誠に以て難有仕合に存じ奉る。而かも吾々官僚は大に手心して法律の與へたる權利も極度まで使用せぬと云ふ所に無上の妙趣妙味がある。先づ試みに今日の刑法を開けて御覽なさい、飴の細工の様に伸も縮みも何うでもなる様に書いてあるから、諸君を捕まへるのも譯はない、若し通常人が夢にも罪と思はぬ十ヶ條の事項を擧げ之を警察の手に付すると世の中で一人も日本の刑法の中に入らない者はありますまい。刑法はさう云ふ

官僚の奥の手

乙卯夏  
日偶成  
無復倫  
常保國  
衡空將  
風化二托  
刑名同  
猶鼎鑊  
生靈百萬  
正堪烹

様に出來て居る、だから山間の人であつて一人住つて居る人間ならばいざ知らず、苟も世の中に活動して居る人間ならば何處でも捕まへて見せます、譯はないのであります、私が右の十ヶ條の筋書を渡せば諸君は大抵捕まへる事が出来るのである、捕まへる様に刑法を作つて居るから仙人以外迎も犯罪人たる事を免れ得るものでない。かう云ふ次第になつて居るので結局吾々官僚は何時でも人を捕まへ又何時でも人の行爲を製造する權利を與へられて居るのである。故に今日の日本人は何時も吾々官僚の慈悲憐憫の下に生きて居るのである、總ての人民は残らず吾々官僚の網の中に這入つて居る。何時何時でもサツサと引捕へられます。今日諸君は吾々の慈悲憐憫の御蔭の下に生きて居るのである、諸君は今日只今此席で呑氣に食事をして居られますが其の束の間も未だ捕まらなると云ふ事だけで諸君は現に吾々から多大の幸福を授けられて居ると思はなければなりません。吾々は何時でも諸君を捕まへる事は出來ても之を大目に見放して置くと云ふ處に面白味もあり吾々の恩威併に行はれると云ふものにもなる。諸君は一年三百六十日十年三千六百日刻一刻吾々の恩恵に浴して居るのであります、有難くお感じになつて然るべき事であらうと思ふのであります。然るに諸君は憲法の空影を逐うて何か人權の様なものがあると思ひ法律に依るにあらざれば逮捕監禁處罰を受くる事がないと濟して御座る。而して我々が法律で與へられた權利を行使するを見て人權蹂躪など、嘆き立てられるのであるが、我々も五月蠅から一時の手を緩め程よく取計ひ置くと、其れを吾々が人權を尊重したと諸君は難有がる、難有がられた吾々も心の中では笑ひ乍らも眞面目で之を御受する。此一種の趣味手心の中に吾々は其日々を暮して居る。全體諸君に權利の無いのだから權利問

官僚の眼に映ずる人權



官僚の慈悲心

國民の同情心

題でない手心問題である慈善問題である。所謂今日の人權論なるものは唯だ此慈悲手心を哀願する口實に過ぎない。人權蹂躪を看板として唯吾々に向つて慈悲手心を哀願する口實に過ぎない。嘘でも何でもありません。今度の有名な刑事事件を御覽なさい。知事を始め同地有名の紳士數名が一行に公判廷に引出されて居る。元々罪は無いのだが一審で有罪にされ漸くあぶない所で控訴に至つて無罪の判決があつたのだが、獨斷裁判の事實認定では如何なる判決が下るか見當の付いたものでない。只々慈悲の哀願をして何卒御助け下さい御救ひ下さいと云うて慈悲を拜んで居る、被告人は泣いて居ますよ。而も公判廷で何百人と云ふ傍聴人が押掛けて居る其中で、大きな聲を生して男兒がオイ／＼手離して泣いて居るのもある、其有様を見聞し乍ら諸君人民は何も同胞の事と思はれぬ様に見えるが、已に多年の壓迫で諸君の自由觀念も滅却し此等被告人の苦痛は即ち一般諸君の苦痛たる同情も起らぬと見える。諸君は新聞紙上に此等可憐な被告人を評して氣樂に元兇だの惡漢だのと評して御座るし、無罪となつても甘く逃げたと見て御座る。其癖同様の奇禍が諸君の身に及ぶと矢張り吾々に泣き付くのだが諸君は此現狀を改良せんとの理想もない。茲に諸君は此刑政研究会なる者を組織して人權自由を叫び何か吾々に向つて要求せらるゝ所があるに似たれども到底其實行は覺束ない。外國の學者も云つて居る通りに、長年月間壓迫を受けた人民は自由と云ふ觀念自體を喪失したのだから到底空論に了るのである。況んや治外法權時代から繼續した獨斷裁判制度は人民の意思自體をも認めない、有司に行爲の製造を託した諸君である、況んや其意思を實行し其理想を實現する力があるべき譯がない、即ち己の理想とする所を實行する力がない。今日諸君が此會の發會の辭とし

オイケンもベルグソンも役に立たぬ

甲寅秋日偶成  
東堂秋色  
畫成城  
丹粉青脂  
幸二世情  
毫端沒了  
生生氣  
四壁似  
聲亡國

て諸君は新聞記者として二百萬人を代表すると明言されたが、此二百萬人にも恐らくは理想の實現力は皆無であらう、此二百萬人は理想を以て單に快樂の用に供するものとして居る、諸君の明論卓説を聞いた所が、只々痛快々と云ふ位で、諸君の理想を實現する力は皆無である、諸君の言論は只だ彼等の快樂の具に供せらるゝに過ぎぬ。諸君が幾ら言論に訴へた所で人民が唯だ樂みに之を讀むのである。痛快であると感心して居るだけであるから之れは實現する氣遣はないのであります。近來オイケンとかベルグソンとか云ふものが段々日本に這入つて來て、新唯心論を唱へ人權自由を説いて居るが、既に理想を實現する力を喪失した日本人民が其理論を世の中に實際に適用することは出来べき筈がない、ベルグソンやオイケンの論と云ふものは汎く政治法律經濟文學美術の上に適用せられねばならぬのだが之を社會の實際にあて、説くものがない、又説くものがあつた所で樂みに見る所の道具である。併し實を申せば吾々官僚も此新唯心論には少々心配にもなつたので此等の論が如何に實際の民心に影響して居るかを實檢せんと思ひ立ち、昨秋の文展には私はベルグソンを師とする畫家ゴーチエーの美術論を一讀して置いた後に見物に行つて見た所が、イヤはやモウお話にはなつて居らぬ。新唯心論どころか物質主義の寫實的美人畫が主位を占め、元録時代の繪巻物を引延した屏風が次位を占め、残つた漢畫は點苔さへ筆力が抜けて居る。又文學方面から見ても同様である。ベルグソンやオイケンの論はチョツとも役に立つて居らぬ。尤も近頃は大分翻譯物が日本に這入つて來て其翻譯物を芝居に仕組んだものもある。是も念の爲めにと顔を出して見たが、イヤはやも實以て不思議千萬ですね、其原著者の本當の眞意は見物人にはチョツとも理解されて居らぬ



翻譯劇

理想の憲政

二二四

のだ。「故郷」劇では見物人は舊思想の老中佐や偽善家の牧師に同情し、「二十世紀」劇では自由思想に養成された母としての夫人が、無邪氣な愛兒の罪なき言にも之を聴く者の罪として心の中に泣いて居る所を、見物人は聲高と笑つて居る。社會の實況も斯の如しとすれば新唯心論も別段の心配もない。

諸君よ、斯の如く予は諸君から此問題を強ひられて吾々は爰に官僚の内幕をさらけ出したが、諸君人民に已に理想の實現力がないとなると何を言うても吾々に何等の影響もない。諸君は依然として人權自由の夢を見て居るのだ、諸君は生きて丈け居ればよいのである、諸君は宜しく吾々官僚の御機嫌を損ぜぬやう、吾々官僚の爲めに萬歳を唱へ、永く吾々官僚の慈悲憐憫の下に無事其一生を此の夢の世の中に終ると云ふが諸君の爲めの最大良計と思ひます。

安心立命  
の最良計

理想の憲政 終

冷灰漫筆



## 緒言

予曩に現行民法論を草し、先づ其第一篇を公けにす。偶々調攝を失して一疾起たざるに幾し。知人友朋親しく慰安を枕邊するもの百を以て算し、遠く存問を火票電音するもの其數を知らず。榮感殊に深矣。杯中の蛇影已に没して又年あり。宜しく當に篇を廢き此願遇に酬ゆる所なかるべからずして而かも私かに思ふ所あり未だ其稿を起すに至らず。昨、事を以て老穂積博士を訪ふ。新樹陰を成し禽聲綠ならんとする處、法一書樓に主人し、萬卷堆裏、研磨を東西し智識を古今す。公職を辭し私事を擲ち、心身を著述に委して超然俗塵の外に在り。眞に是れ學者の本分、景慕何ぞ堪へん。後世に聲して博士を萬歲するもの夫れ此著述に在らんなり。然れども世の所謂學者、概ね大本を棄て、章々句々の末を趨ふ、素より共に論ずるに足らず。而かも其習弊の因襲する所、一般世人は學理學説を以て偏見固陋の空理空論とするに至る。歎すべき哉。於是乎、急に此一小冊子を成し、卑近の比喩單簡の實例、以て學理學説の世道人心に切實なる所以を明かにし、一般世人の謬見誤想を覺醒せんとす。敢て以て大家に先驅するの意にあらざるなり。唯只呵引傳呼、通俗を披靡し去つて他の名著の動地來に前蹕し、併せて一片の情思を天下の知人友朋に寄與するのみ。才疎に文拙に、思ふ所其十を一すること能はず。卑近の辭自ら深遠の致を存し、單簡の語亦微妙の旨を含むもの千百言中僅かに一及し得ば著者の大幸何ぞ之に過ぎん。

己酉夏日

冷灰識



## 冷灰漫筆

### 理窟と法律との別

法律を理窟簡敷ものと心得ふるは従頭の謬見、以の外の僻事なり。法律は道理なり理窟にあらざる也。立法は道理を形式す、理窟を造構するものにあらず。裁判は道理を實現す、理窟を強制するものにあらず。法學は道理を道理す、理窟を理窟するものにあらざるなり。道理は君子の大道なり、由<sub>レ</sub>庚化有<sub>レ</sub>基、平々蕩々として直ちに長安に通ず。理窟は小人の迷巷なり、險在<sub>レ</sub>近而求<sub>三</sub>之遠、岐路の中又岐あり、委<sub>レ</sub>逆詰曲、行<sub>レ</sub>て之<sub>レ</sub>所を知らず。

二者の區別は古人も已に之を説けり。三浦安貞先生の辯に曰く、

理窟と道理とへだてあり、理窟はよきものにあらず。たとへば親羊をぬすみたるは親の悪なり、親にてもあれ悪は悪なれば直ちに訴へしと云へるは理窟なり。親羊を盗みしは悪ながら、親悪事あればとて子是をいふべき様なしとてかくしたるは道理なり。人死して再びかへらず、歸るべきみちあらばなげきても歎くべし、かへらぬみちなれば歎きて益なしといへるは理窟なり。人死して再び歸らず、歸るべき道あらば歎かずともあるべけれど、歸らぬ路こそ悲しきと歎くは道理也



と。素と是れ穩健自明の事理、秋毫の疑を其間に容るべき餘地あるべからず。請ふ更に一步を進め予をして此古哲の口吻に倣はしめよ。穩健自明の事理は幾歩を進むるも依然として穩健自明ならん。老人は既に此世に生き長らへたり、芥溜こゝろたまりに打捨置うちすておきくも遺恨なし、何の敬愛すべき理由やあると云ふは理窟りくつなり。老人は已に此世に生き長らへたり、幾何の餘生もなければこそ敬愛すめと云ふは道理なり。舊刑法は既に二十有餘年の昔日に成れり。見るに倦み聽くに厭きたり、今や全然之を廢止して新法を創定すべき好時機なりと云ふは理窟なり。舊刑法は已に二十有餘年の歲月を経たり、耳にも慣れ目にも熟したり、其經歷實驗を參酌して方に之を補修訂正すべき好時機なれと云ふは道理なり。大の上にも大あり、小の下にも小あり、上の上にも上あり、下の下にも下あり、究極する所知るべからず、物に大中小を區別し、事に上中下を次第するは根本的の誤謬、宜しく之を廢止すべしと云ふは理窟なり。大の上にも大あり、小の下にも小あり、上の上にも上あり、下の下にも下あり、究極すべからざればこそ、人類社會は物に大中小の區別を情量し、事に上中下の次第を觀念すめと云ふは道理なり。人を殺すも罪なり、財寶を盜むも罪なり。辻小便するも罪なり。重罪輕罪違警罪の差等は犯罪の性質上より到底之を判明し得べからず、唯だ刑の輕重大小に基くのみ。新刑法が之を全廢したるは世界無二なる理想的英斷果決と贊稱するは理窟なり。人を殺すも罪なり、財寶を盜むも罪なり、辻小便するも罪なれど、犯罪の性質上よりすれば重罪輕罪違警罪の差等は到底之を判明し得べからざればこそ、刑の輕重大小に基き、文明諸邦の法律も亦皆現に此區別を認識す、新刑法が之を全廢したるは人間並を外れたる架空の輕舉妄斷驚の外なしと云ふは道理なり。這般これらの事

例、數へ來り算し去らば幾ど際なきに至らんも、此卑近なる二三的的諭は自ら穩健自明の事實を公示するものあり、世人を青盲視あまのくせんとするも得べからず。世人は容易に看取せん。所謂刑法の改正なるものは道理を以て理窟に代へたるものなることを。所謂新刑法なるものは君子の大道を踏外ふみだして小人の迷巷に墮落せるものなることを猶是刑法中の一班のみ。刑法以外の法律にして之に類するもの亦甚だ多し。法律已に斯の如し、法律を執るもの斯の如く、法律を講ずるもの亦斯の如くなるべし。世人が法律を以て理窟間敷りくつまがものと概念するも無理ならぬ次第ながら、道理を缺きたる法律も法律にして法律たるを失はず。國家は其最大權力を以て直下に社會生民の上にて、道理を縛して之を理窟の牢獄に桎梏てがせするに足る。正路に詭機けいし公道に暗算あんざんし以て天下の君子を待つものなり。醒悟一番岐路を脱出し、超然大觀、法律本然の大道に參列し、滔々たる時弊を救済するの一大責任は正に一般世人の雙肩に在り。法律を以て所謂理窟屋の理窟する所に放任し其趣く所に安んずるは、轅を北して越に行かんとするもの也。豈啻に亡羊の數のみならんや。後れたりとも深く前途に戒飭する所なくんばあるべからず。至囑あまのたまひ々々。

### 刑法改正の奇觀

日本古代の大法典として、條章最も完備し其解釋も亦精覈深遠、近世の法學も遜色なき能はざるものは大寶律令なるべきも、此編こゝろの典謨訓誥が果して克く實際の効果を收め得たるや否、尙ほ一箇の問題たるを免れず。之



に反して各種の式目徳川氏百ヶ條乃至新律綱領の如きは、其體裁の頗る簡易粗俗なるに似ず、却つて深く人心に浹治して民生に切實なりしを疑はざる也。唯歐洲文明の風に模したる明治法典―舊刑法―に至りては能く二者の長所を併有し實に我法制史上未曾有の一大壯觀たりしなり。直隸織瑕微類の存せるものありしにせよ、實行實に二十有餘年、普く全國に其効力を及ぼし、一年三百六十餘日、日として之を用ひざるなく、上下共に之に慣れて多大の經驗實歴を積み、其判例の如きも已に數千の多きに達し、利害得失自ら較然たるものありしが、政府は之を棄つること蔽履の如く刑法改正の名義の下に全然新なる刑法案を採つて議會に臨めり。本來保守的たるべき貴族院は年々之を賛成し、通常進取的なるべき衆議院は年々之を否決し來り、數代の内閣咸な之を如何ともするのと能はず、幽期を赴はんとする懵懂老爺が其子の諍責を受くるの光景、一場の喜劇なりしが、松田前法相を内閣に椅子するに及んで、幾んど何等の異議なくして議會を通過し、新刑法は遂に其實施を見るに至れり。而かも其成效は之を彼が一身の手腕技能に歸せざるべからざるに、國家は其不蹟を表彰するに厚からず、一般國民も亦其勞苦を謳歌するもの甚だ少きは何ぞや。一般國民は之を以て直ちに其生命身體を左右すべき重大事業と看做さざりし耶。將た袖手傍觀、所謂理窟屋の理窟に放任せし耶。政府は之を以て政府全體の一大責任と看做せし耶。將た司法一部の好奇僻と瞥視せし耶。彼は實に政黨出身の大臣なり。昨は民間に放浪して鬪梨飯後の鐘を恨みし者、世故に熟し人情に通じ、襟懷洒謨、克く人を容る。於是乎汎く朝野の名士を會し、法律編纂の委員を組織し、冲挹勤勉親しく其事に當れり。而かも其持する所常に公平無私、裁斷往々流るゝが如きものありしは固より其所

なり。然れども法律自身の内容實質に對する是非曲直、利害得失に至りては素より彼をして其責に任せしむべきものにあらず。委員會は制度として多數決を採用せり。多數決は法式上絶對無限の効力を有す。羣盲色を論じて烏を鷺とせば鷺も烏なり。彼亦之を知らざるの介僻兒にあらず。如何なる胡說詭論が議場に多數を占むるも彼に在つては馬耳東風、悠揚迫らざるは固より其所なり。若し多數にして舊刑法を全廢するを不可と爲し一部の修正に止めんと決議せば彼亦欣然之を迎へて些の妄執する所なかりしや知るべし。然れども新法にして一たび成る。其實施の責任は彼に在り。傳來の古刀を開家具視して之を爛仔に委し、未だ嘗て利鈍を試みざる新刀、否新發明の爆發彈を以て直ちに之を五千餘萬の頭上に亂射せんとす、正法を錯り民命を其の下に粉碎するなくんば太幸のみ。蓋し新法は古今の立法例に反して密より疎に入れり。天下を法三章せんと企てたり。刑罰の範圍を放縱し、犯罪の圈界を濫漫し、絶大無限の權力を以て法官の專斷獨裁に一任す。如何にして其實行の圓滿滑脱を期すべき歟。彼の胸中必ず多大の成算ありしや疑なし。惜むべし。彼今衣冠を解き、居然として都門塵裏に布衣の尊を守る、而かも彼猶ほ政界に偃蹇たり、林窟に婆娑たるものにあらず。借問す白日梧に據るの夢、柵々乎として夫れ那邊に向つて飛ぶ。

## 新説奇論

新説奇論は先以て淫聲俚曲として看過するこそ安穩なれ。水花泡影、波に従つて湧き風に隨て去る、素より久



しきを持せずと雖も、一時の曼腔浮調は能く流俗を迷却し常情を痿盡するに足るものあり。深く戒心する所なくんば之を逐ひ之を趨うて、千悶萬悔迄に及ぶなきに至らむ。獨逸の刑法學者フォン、リスト氏刑法の目的と刑罰の性質とを糅雜し、刑罰は既に行はれたる犯罪行為の大小如何を問はず一ら犯罪者其人の品性如何に依りて之を定むべきものとなし、所謂犯人主義てふ異說詭論を唱へて獨逸固有の刑罰觀念を打破せんと試みたり。然れども斯の如くせば如何なる大罪を犯すも犯人にして犯罪的品性を有せざれば之を不問に付すべく、人を殺すも再び之を犯すの憂なくんば無罪たるべし。如何なる微罪を犯すも犯人にして犯罪的品性を有すれば之を重刑に處すべく古下駄を竊むも再び之を犯すの憂あれば死刑たるべし。一言にして之を括せば國家の刑罰權を以て全然一種の警察處分たらしむるなり。於是乎一般學者の痛快なる批難攻撃は殆ど氏をして孤城落日の重圍に陥らしめしが、何の幸ぞ、一條の活路は早く已に天外に開かれたり。曩に氏が著したる刑法教科用書は後れ馳せにも我法學社會に侵入し、其雕藻の怪說淫豔の詭論は深く心魂を昏蕩するものあり。數多なる獨逸の刑法學者、車すべく斗すべきに係はらず、特り此書は邦語に翻譯せられて一般學者の贊稱する所となる。嶄然として此間に特立し獨り此迷夢を醒覺せんと試みたるものを大阪朝日の一記者と爲す。記者の評に曰く、

フォン、リストの名は、今や世界の法學界を風靡し、向ふ所殆ど敵なく、未だ干戈に於て敗を取りしことなき日本帝國も、所謂學者の盲從に依つて遂に彼れが附庸となり、事苟も刑法に關するものは概ね彼れが指導に待つ(中略)然れども氏の説や必しも金科玉條ならず、オルスハウゼン、フランク、ヘルシュネル、ビンジンダ

氏等の著に於て却て見るべきもの多きを覺ゆ。不幸にして此等の著作に就き邦譯を加へし者なきが故に獨語を解するもの少き現時には其聲譽騰らず、吾人は彼等の爲に遺憾に堪へず。遮莫我が所謂刑法の大家は擧てり氏に私淑し、其糟粕を嘗めて自ら安んじ、又他を省みざるを以て其所説の淵源を窮めんと欲せば先づ此書を繙かざるべからず

と。青天の霹靂人耳を驚かすに足らんも世は已に昏醉状態に陥れり。予は記者の志を悲むなり。記者曰く、本書の内容は新日本刑法の内容と相距る一步のみ。若し之を手にして新刑法の條規に臨まば別に他の邦語註釋書を參考するなくして其眞義を了解すべきは吾人の斷じて保證する所なれども獨逸刑法改正の擧は遠からずして開始せられんとす。リ氏の書が絶対に尊敬すべからざると共に獨逸刑法を目するに模範的刑法を以てし、漫りに心酔して所謂學者の亞流たらざらんことも亦肝要なり

と。然り刑法の改正は全く此新説奇論の溢聲俚語に蠱魅し去られたり。浮々分泛々今の亂要嬉戲、世界第一大法典、最上々の無等々、愉快々々と囃し立つ、リスト一派の拍手喝采。并居る英派の借眼公、佛法元祖の郭先生只だ茫然と口吐然。一夢十年覺め來らば、紅圍翠帳は野狐の窟、醍醐の芳味は馬屎牛溺、手嘔轉劇、胸中の炎悶察するに餘あり。唯だ社會人民は眞面目なり、現在世間に顯はれたる新論奇説の奇怪の結果は彼等も亦事實として容易に之を認め得ん。區裁判所が輕微の鼠賊、侏倆の小手に十年乃至十五年の刑を科したる如きは早くも世人の耳を驚かし、第一警鐘は已に帝國議會に響き渡りて違警罪即決例廢止の議案は提出せられたり。―違警罪即決



例一素と是れ一の手續法のみ。而かも之を廢せんとする理由は如何なりしぞ。新刑法の施行と同時に違警罪刑の範圍を擴大ならしめしに在るは何人も疑を容れざる所ならん。城門已に火を失す、殃は池魚に及ばんなり。社會人民の智識にして今僅かに一步を進めなば新刑法も亦是れ一個の違警罪法に過ぎずして、刑罰全般を擧げて之を警察處分と同視せる事實も亦容易に其看破する所となるべし。新刑法をして烏有に歸せしむるは國家の體面に關するものありとせば其實施の圓滿滑脱を期する方法を講ずるは目下の大急務なるべし。

### 常識の定義

常識とは人事の各方面に涉りて調和を得たる智識の義なり。常識は人生の經驗に依りて始めて自ら得る所のもの。俗諺に呆子ばかに着ける藥なしと云へり、常識學の教科書なしとよ。愛兒に旅をさせよと云へり、人生の行路に辛酸を身せしめよとなり。一方の智識の偏重は他方の智識を偏輕し、往々にして適度の權衡を失せしめ、人をしして一種の精神病者たらしむるに至らん。専門の學術は之を學び得べし、之を學ぶも可なり、又之を學ばざるべからず。然れども深く透徹悟入の境に參到せずんば所謂輕淺率、却て常識を没却するに了らんなり。抑も法律は或る意義、否、寧ろ其本然の性質に於ては秩序レクス・クワイ・コル・コル・センせられたる常識なり。法律は常人に對して常人たるを欲するのみ惡人たるを咎むるも非凡の聖人豪傑たるを強ふるものにあらず。而かも世人が法律家の理窟臭きを以て坊主の坊主臭きに比し掩鼻而過之とす、亦敢て良なきにあらざる也。蓋し法律は政策上若くは成文の不備缺點より時と

しては或る善事を罰することあり、或惡事を問はざることあり。一般の公益秩序の爲め自ら與り知らざる債務の責を負はしむる場合あり、借りたる金も之が返却を強ひざる場合あり、當午に三更し、夜半に日出し、青岑を浪し碧海を塵す。人情自ら奇異を喜ぶ。世の法學に従事するもの修業僅かに三四年、卒業證書を手にして費舎の門を出るや、深く腦裏に印するものは這般の異例偏格のみ。法律の本體たる一般普通の道理は寧ろ之を度外視し、此異例偏格、當さに有るべからずして而かも稀れに之れ有るべき例外を以て他の萬事を律せんとす。此偏狹なる智識の範圍に限定せられたる法律書生、通身是口、絮說細論捷辨滑談、益々其妙を極めるに至りて、不知不識の間、所謂常識なるものは遠く天外に逸出して亦復跡すべからざるに至る。世人の厭煩する所となるもの素より其所なり。

青年法律家の無常識なる空論は空論として世に害なきも、現に法律運用の職責を有する實務家の状態果して如何。予が嘗て法律日々記者に答へたる一席談は或は者裏このうちの消息を彷彿するに足るものあらん。左に之を抄録す。近來檢判事と辯護士との衝突次第に高まり行きて辯護士の懲戒訴追を受くるもの少からぬが、孰れが是れ是、孰れが是れ非ぞ、其原因は何處にあるかとの御尋なるが、コンナ明白なる事が判らぬとは記者足下もマダ／＼お若いな、否、坊チャン御成人位の程度と見える。イヤ、そんなに怒り玉ふな。足下も小學から中學、中學から法律學校と卒業し來りて相當の學問あり、下宿屋や寄宿舎の生活に慣れたる事は僕も素より認る所ながら世の中の智識經驗と來ては盲目も同然じや。足下の讀了した書物の「インデックス」にも此事の見出しはあるま



い。所謂法律の應用といふ事は、殊に刑事に在ては千狀萬態なる世態人情の微を穿ち、其真相を看破する事ぢや。事案の場中に現はれたる一切の人物の性質行爲が躍如として眼底に活動する時に於て始めて正鵠の判断を下し得べしである。凡ての裁判は之を法律に照すの前に於て先づ之を世態人情の通則に照すを要す。而も世態人情は世の中の實驗によりてのみ之を了解し得べし、萬卷の法律書も何等之を教ふる所なし。今は昔、或る公判廷の事、或る年少の判事が事件の審理最中、被告人は恐るゝ判事の質問に對し「ハイ、其手形は某銀行に持つて行き直ぐに切つて貰ひました」と陳述するや、判事は忽ち勵聲一番「折角大切の手形を切斷するとは何事ぞ、わざわざ銀行まで行かずとも銃刀も「ナイフ」も其方の宅にもあるべし、虚を吐くな」と怒鳴り付け、居合せたる辯護士は勿論、傍聽人等も赤面したりとの風聞を耳にせる事ありしが、年少辯護士の辯論も隨分之と釣合の取れるものありとせば法廷の事思ひ知るべしぢや。試みに記者足下をして法官たらしめ辯護士たらしむるも此範圍の外に出づる事能はざるは僕の確信する所なるも而かも足下は其然る所以を了解し能はざるべし。人をして其智識以外の事物を了解せしめんとするのは抑も無理なる注文なのぢや。或る熱帯地方の君主が、清水も結氷する事あるべき旨を陳述せる證人を偽證と判断して平然たりしは素より其所なり。井底の蛙だの、夏蟲不可語氷だの、微の生た陳腐の警語は正さに足下の爲めに作られたるのぢや。イヤ、間違つた、御免御免。足下の方から此警語に突き當つたのぢや。足下をして判事たらしめば足下の眼中唯だ刑事記録あるのみ。此書類以外に一步も踏出す事は出来ぬのぢや。況んや事實の真相を看破するをやだ。足下の眼前に出頭せる被

告人證人等は木偶を以て之れに代ふるの便なるに如かずだ。足下をして檢事たらしめば單に調書の字句を争ひ偽證の訴追を敢てるも證人をして豫審若くは警察署に於ける陳述の文句を變更せしめざらんと熱中せん。足下をして辯護士たらしめば足下も亦極刀此字句を争ひ其力の及ばざるや衝突の結果は遂に方角違ひに忌避の申請を提出するに至らん。而かも法官として足下はかくて調書の文句を撰り集めて有罪の判決を下さんなり。裁判は事件を判決するにあらずして判決書を調成するまでの事。イヤイヤ足下は又しても怒り玉ふが、マツ、落付いて聞き玉へ。予は之れが爲めに足下に惡意あるを推定するものにあらず。法官として檢事として辯護士として足下は足下の經驗せる智識の範圍内に於ては足下の「ベスト」と信する所を行へるなり。足下は判事として無罪と知りつゝ故らに有罪の判決を下せるにあらざるなり。足下は辯護士として故らに司法官を憎惡するの意あるにあらざるなり。共に是れ足下が智識經驗の未だ足らざるの致す所、如何ともすべからず。イヤ、足下が得意の獨逸語の「ケン、ニヒト」ぢや。憫むにこそ堪へたり、些の憎むべき事やある。二者の衝突は主觀的には双方共に是なり、客觀的には双方共に非なり。而かも二者の衝突は今日の司法制度に於ては到底免れ得べからざるなり。然らば則ち予が辯護士として法廷に於ける態度は如何との御尋なれど足下に法律丸呑の自惚あると同じく僕にも別種の自惚あり。其自惚の如何なるものかは如何に説明するとも足下はまだ之を了解するの能力は「ゼロ」である。僕とても事案の無罪たるを確信する場合は甚だ少なからず。誠意に其所以を辯明するに勉むるも、多言繁稱、連類比物すれば虚而無實とおもはれ、總微説約徑省而不飾れば劼而不辯とお



もはれ、人情を説けば借而不讓とせられ、妙達を論ずれば夸而无用とせらる。固と是れ古今の通弊。陳腐漢の口眞似するまでもなし、かくて有罪の判決は忽然として下らん。可憐百日の説法屁一つ、馬鹿々々しき限なれど、唯只判官は自ら其信する所を行ふのみ。知らずく無罪を有罪とするのみ。被告にも氣の毒なれば判官にも氣の毒なり。僕の責にあらざれば心胸悠然毫も關する所にあらず。衝突を來さんと欲するも僕の自惚の程度は夫れ以上ぢや、憤懣は扱置き抱腹絶倒せしむばまだしものみ。足下の自惚は僕の自惚と衝突せんも僕の自惚は足下の自惚と衝突せざるの自惚なり。然り、然り。惡意なしとて無罪者を罰するの不可なるは足下の言の如し。然れども如何にして法官をして其無罪たるを知らしむべき歟。無罪たるを知らざるの罪は又之を如何ともすべからず

と。嗚呼滔々たる法律界の現状概ね斯の如しとせば、之を自然の發達進歩に待つの外なきが如しと雖、司法制度の改良は一日を緩うすべからざるものあり。其沒常識を補足すべき司法制度の方案に至りては別に論ずる所あらん。乞ふ識者否、世人と共に之を究む。

### 司法界の現状

我司法界の現状果して如何。予は世人が自ら之を實體し自ら覺知するの時期を待たんとせり。只だ達人あり大觀して乃ち其符を見る。横田大審院長即其人也。淵學斗望、心胸快濶、直白正語、克く道破し難きを道破して、

些の假扮なし。嘗て東臺の旗亭に常識裁判所設立の必要を説く。素是れ酒間一夕の談に過ぎずと雖、頗る一般世人を警戒するに足るものあり。端なく人間に流傳して時事記者の筆する所となる。茲に之を抄録せん。

思ふに裁判の要は事實の真相を捉ふるに在り、之に就て、予は嘗て種々の制度を取調べたるが、先づ佛國の天然法を見るに人情の自然には適するが如きも之を法律に當て欲めんとせば形式上頗る困難なり。又獨逸の定義主義に依らんか。是れ亦圓滿なる適用を爲す能はざる場合あらん。又英吉利の如きは判決例又は舊慣のみを重するは進歩状態に伴はざるの謗あらん。左らば本邦には果して如何なる制度を採用すべきか、法律は元と道徳に基きて定められたるものなるも實際に於ては執法官中法の解釋を異にするものあり、又形式に制せられて眞相に遠からざるを得ざる事なしとせず。故に是等の弊を除き人情に適する裁判を爲さんとするには常識裁判所を設け、法律智識はなくとも常識に富める社會の君子に依りて構成せられたるものを置き、法律裁判所に於て沒實際の裁判をなせる際、更に此常識裁判所を開きて、社會の人情風俗に適する裁判を爲さんか、必ず大なる間違なきに至らんか。一見稍や突飛なるに似たるも來會法曹諸君の一顧を煩はしたきものなり。

と。正に是れ、明月の珠夜光の璧、暗を以て之を道に投ずるもの。劍を按して相眄るもの、豈啻に法曹諸君とのみ言はんや、豈啻に法曹諸君の一顧のみと言はんや。彼は實に沒常識の裁判を認識して時弊の根本を洞見す。痛絶也快絶也。而かも所謂沒常識は一種の精神病者たるに想到せば彼れが一言能く一般社會を震動するに足るものと謂ふべし。達人の達見なる所以なり。堂々たる天下の巢鴨病院、甍々たる法狂、々詵たる律癩、各是蘆



原大將軍。一別世界の主權者一なり。常人の生命身體財産自由、其活殺與奪は一に其掌中に在り。知覺精神の喪失にして果して責任免除の原因たらんには所謂裁判神聖の原則も亦此意に於て別に一種の妙致を添へ來らん。

岡部法相も亦達人なり。彼は法律の大家なる耶、予之を知らず。將た法律の名家なる耶、予之を知らず。彼は脂韋媚媚の致に富むも又骯髒脱略の習なきにあらず、彼を以て單に風流多種の貴公子とするは誤れり、司法部内の現狀は早くも彼が巖下の青電に觸れ來れり。彼が初舞臺の司法官會議に臨み法官に訓示する所のもの、載せて當時の各新聞に在り。事素と官廳の秘密に屬するものと聞けば今茲に之を載せず。單に東京日々の記者、片々子の評語を借り來らん。曰く。

世人と實際して社會の狀態を察せよと法相法官に誨ゆ、然り法官も仙人に非ず。

と。一句含不盡、長廣舌の越幾斯也。予嘗て句あり謂ふ。拳石須彌意、盆池渤海情。今用贈片々子併道謝。

由て以て法相演説の大意自ら推知し得べし。而かも是れ堂々たる公會議場の訓示なり。法相は何の必要ありて此言を吐きたる歟、法官は何の意を以て之を迎へたる歟、法律は世態人情の通則なり、法官に向つて世態人情を學べと云ふは法律を學べと云ふに異ならず。予れ法官の面目の爲めに之を諾すること能はざるなり。法律其物が世態人情に適せずと謂ふの意歟。法律を枉げよと諭すなり、予れ法官の職務の爲めに之を肯すること能はざるなり。然らば則ち法相の期する所其意自ら言外に在らん。讀者乞ふ後段の説明を待つて其眞意の存する所を知れ。

### 司法參與權

司法界の現狀に視て常識裁判所を設置せんとするは空中に樓閣するなり。法官に向つて世態人情を學べと詆責するは石佛を灸熨するなり。然れども固是れ共に假托の寓言、慨世憂國の人士が古來慣用の手段のみ。唯其論理の前提として等しく常識缺乏の一大事實を認識するものあるに看到せば、其論結の如何を問はず、眞に時弊を針砭するの至言たるを失はず。然らば則ち此空想以外、此寓言以外、如何にして此時弊を救済し得べきか。如何にして常識の缺乏を補充すべきか。曰く陪審制度新設の一事あるのみ。常識を備へたる常人をして司法裁判の大權に參與せしむるの一事あるのみ。常識缺乏を前提せる論理の論結之を人間社會に實現し得べきもの唯是此一事。學者或は舊幕時代の刑法を以て一概に之を野蠻視するものなきにあらざるも其大義名分を重ずるの點に至りては煥乎として掩ふ能はざるものあり。刑罰は或は慘酷なりしならんも而も其執行は之を非人の手に委せり、君子人として其任に膺ることなかりしなり。拷問の制往々にして其弊なきにしもあらざりしが、其拷問を施すべき場合は通常他に歴然たる有罪の證據あるに當り、單に被告の承認を強ふるの方法たるに過ぎざりしなり。苟も被告の承認なくんば之を罰することを得ざるものとせるは人格を重んずる君子國の法制として自ら高尚優美の深致なきにあらず。被告の辯解如何を問はず、犯罪の有無を法官の有する智識の範圍に局限し、其專斷獨裁に服すべきものとする現今の制度は仍ほ物足らぬ心地せずんばあらず。歐米の制に倣ひたる新法は併せて之に伴ふべき陪審



制度に倣はざるべからず。舊幕時代の拷問制度に代はるべきものは實に陪審制度なり。予は嘗て陪審制度の弊害を研究し容易に之を採用し得べきものにあらずと信ぜしが司法界の現状と予が多年の経験とは陪審制度の必要を感知せしむるのみならず又我社會文化の發達は當然陪審制度の設立を運命す。

我帝國臣民は已に憲法を得て自ら國家の立法に參與せり。我大和民族は已に自治の制を得て自ら社會の行政に參與せり。更に陪審制度を得て裁判の政務に參與すべきは時代當然の要求、寧ろ其遲きを歎ぜずんばならず。反對論者は必ずや其弊害を列舉せん、陳套の迂論を襲ひ、爛熟の腐説を剽み、以て得々たること例に依て例の如くなるべきも陪審制の根底を覆へすべき對機破的の論にあらざる也。試みに之を憲法に見よ。其人民に與ふるの權利の重大なる歐米諸邦と殆ど異なる所なく、而かも千秋不磨の大典、一時的準備的試驗的たるを許さず。憲法制定の當時君民共に其活用如何を憂ひしが、爾來二十有餘年帝國臣民は能く其負擔に堪へ得て今日の進歩あるを致せり。誰れか復其弊害を論じて憲法廢止に及ばんや。自治制度も亦憲法に先つて發布せられ、我大和民族の克く自治行政の事務に堪ゆべきを明證せり。立法行政の事已に斯の如し特り裁判事務に於てのみ、生命身體財産名譽を擧つて有司の專斷に一任するは豈に我人民の忍ぶ所ならんや。陪審制度の設立が我輿論を一問題し我社會に近將來すべきは識者を待つて後に知るべきにあらざるなり。

### 政權と司法參與權

政權と民權とを渾淆する勿れ、政權は政權自體の自活自動に依りて民權を得べき能力のみ。憲法は法律に依りて民權を與へんとの豫告に過ぎず。憲法自身は直接人民に與ふるに何等法律上の權利を以てするものにあらざるなり。憲法は日本臣民は法律に定めたる裁判官の裁判を受くるの權利あるを云ひ、日本臣民は法律に依るにあらざれば逮捕監禁審問を受くることなきを云ふ。身命自由の護身符、金色文字もあり、と三拜九拜推し戴かん。難有涙の溢れる次第乍ら、試みに法律自身の内容を伺ひ來れ。裁判官にあらざる行政官吏に托するに裁判の權を以てし司法の有司に委するに放漫無限の專斷權を以てす、專制治國と擇ぶなし。憲法の規定は有名無實、綵花畫餅と云はまくのみ。抑も是れ誰れの罪ぞ。聖意を體する所以にあらざる也。泰西の學者が刑法を以て實質上の「マグナ、カルタ」と同視し直接民權を保護すべき一大寶典と爲し其制定改削に注意周到なるは能く政權活動の本旨を解し得たるものと謂ふべし。英國民は奮闘力争千苦萬難始めて之を得て所謂法律に定めたる裁判官の裁判を受くるの權利は人民の自ら選舉せる陪審官の裁判に在りとせり。我國憲法制定の前紀に在りては民權自由の論議は天下に轟々たりしが、憲法一たび成るの後に至りて寂として四邊其聲を聞かず。甚しきは之を以て老朽政治家の陳言腐説とするものあり。新刑法制定の如きも殆ど之を有司に一任し議會も亦匆々にして之を通過せしめたり。憲法に依り已に政權を得たる臣民は其政權の上に安眠し折角其政權の自動自活に依りて得べき民權は之を度外視するものにあらざる歟。徒らに其名を得て其實を放擲するものにあらざる歟。是れ豈に法律を以て枝葉の空論とし、所謂理窟家の専門事業と誤解し、袖手傍觀自ら高うするの致す所にあらずとせんや。老朽政治家の老朽



政治家たる所以のもの夫れ自ら取る耶。將又法律の主義精神を大觀し之を精査討究するの能力已に滅却し去りたる耶。岐阜途上、白刃一閃、板垣死すとも自由は死せず」と當下の一喝、空しく後世に聲のみして遂に其形影を失はんとす。夕陽雖好近黄昏、當年の豪氣未だ除かずんば幸也。民權の本尊、自由の明神、靈驗昭灼に在りまさは幻妙自在の化力を活現し玉ふも今此時なるべし。搏手拊拜。

### 憲法と司法參與權

日本臣民は已に國政に參與して憲政の負擔に堪ふるの能力あるを明證せり。陪審制度を設立し裁判權に參與するに於て最も必要とする所のもの常識のみ。理窟家の理窟にあらざる也。一知半解の法律智識は害あるも利なし日本臣民にして日本臣民を以て陪審制度に適せずと云ふもの、日本臣民に常識なきを云ふなり、日本臣民を以て精神病者とするものなり。自ら悔るの甚しきものにあらずや。我憲法史上多少の波瀾ありしは素より之を認むべし曰く醜僞員曰く陣笠連曰く赤毛布曰く變節漢。思ひ々々の汚名穢稱は時々代議士に附與せられしが而かも議員の智識經驗は日に月に進歩し來れるは争ふべからざる事實なり。空漠の權限論浮華の感情説を喋喋して揚々自ら得たりとせし時代に在りては國務大臣も亦其風潮を逐うて豪傑を氣取り當時の議場は宛然禪家の問答と撰ぶ所なかりしなり。曰く必機一轉曰く彼も一時是も一時と。隨波逐浪、物に隨ひ機に應ず。截斷業流、言外に超出す即是乾坤を涵蓋するもの、人皆な其機智を稱せり。然れども今や議場は主として行政の實務に入り痛快の大言豪

語より寧ろ眞率莊重なる事實の訥辯を容るゝの風を爲すに至れり。無邊老禪老たりと雖心未だ灰せず、再び議場に立つの日あらば復た斷じて曩日の爲に倣ふものにあらざるべし。必ずや時弊に顧みて大に爲す所あらん。即是心機一轉、彼一時是一時なるもの歟。知らず蝦蟇池畔兩部の閣閣今や何の鼓吹する所ぞ。

### 地方自治と司法參與權

地方自治の制度も亦憲政と等しく多大の進歩發達を認めざるべからず。其弊害を指摘して誰れか又今日之を廢止せんとするものぞ。我人民にして行政事務の自治に堪へ得べき能力ありとせば司法事務の自治に就ても亦此能力なきものと謂ふべからず。今日に於て陪審制度を實施するは多少の困難あるべきは素より當然なり。然れども之を以て二十年前始めて地方制度を定めたる當時の困難に比すれば寧ろ杞憂に屬するものと謂ふべし。地方制度の實施に際し、某縣知事が私有地内に自治制を布くを得べきや否の疑問を提出し、自治制の實行を以て鐵道の布設と同視せる奇談滑稽は以て當時を想像するに足らむ。予嘗て内務に小役人たりしとき、某法學士新任早々一夕の賀筵に其俸給全額を消費し盡して忽ち活計難を訴へ來る。於是予は新船載の獨逸自治制改良論一冊の賃譯を命じて一時の急を救はしめたる事ありしが、當時尙ほ次官たりし故人白根男と話次偶ま之に及ぶ。男の曰く其事甚だ善し、然れども此書譯成るの後、宜しく之を兄の筐底に秘して斷じて他に示すことなきを望むと。男の意蓋し以謂らく、地方制度の實施は萬艱を排して之れに膺り、今や漸く其緒に就き官民寢く之に融化慣熟し來れるもの



自治制の改正論、新は即ち新、奇は即ち奇ならんも、今日此論を公けにせば其影響を我地方制度に及ぼすものあらんと。予始めて故人が老熟圓滿なる更材の外、經國濟民の遠識宏量ありしを知れり。今や蜀魂血に啼き落月屋梁の感なき能はざるなり。之を以て二十餘年の實歴經驗を積み、各般の法律も亦其權衡を爰に求めたる刑法を全廢し、奇論新説を以て之れに代へたる司法當局の事跡に照し來らは頗る奇異の觀なき能はず、因循耶、姑息耶、輕舉耶、妄斷耶。予之を知らず。何ぞ燕蝠に倣うて晨暝を争ふことを須んや。柳暗花明。現前の事實は國民の心を直指せん。

地方自治の根柢淵源は町村に在り、町村行政の本旨は簡易卒直に在り。重立たる村老數輩が爐邊に膝組交し、一夕の「だんべい」評議に、道路の普請、子女の修學、傳染病豫防の仕末を纏むること妙なれ。「ペンキ」塗の樓上に椅子「テーブル」嚴めしく、選舉の競争に祖先の田畑を捨賣りしたる村長議員、議長々々と呼聲高く、英語交りの議論三昧、收入役が蟹行文字の西洋簿記式。滑稽とや謂はん、喜劇とや謂はん。高襟流儀の模範町村、眞面目の沙汰にあらざる也。然れども彼の簡易卒直なる町村に於ては公吏公務員たる資格と一人たる資格は往々にして混同せられ、村長は其私財、議員は或は其私借を以て急要なる村費を支出し、或は怠納者の税金を代納し後日に至り町村の收入より之を辨償するが如き、或は傳染病流行に際しては規定以外の入夫賃を支出するが如き圓滑臨機の處分は往々にして免れざる所なるも、司法有司の眼中唯だ法文の形式あるのみ、之を以て町村の事務を紊亂するものとなし、理窟を疊み上げたる一種の法律解釋を用ひ、町村長助役收入役及び議員全體を公文書偽

造の大罪に擬し以て自治行政の刷新改良の實を得たりとなす。斯の如くにして簡易卒直なる町村は漸を追うて消失するに至るは識者の日常見聞する所ならん。人民にして司法政務に自治の權を得ずんば地方行政の自治も亦畢に其完きを望むべからざる也。

## 大義名分

大和民族を魂し社會の道德を影し國家の法律を形するものを大義名分と爲す。憲法は不磨の大典、大義名分煥然として日星と其光を争ふ。流石に大匠の斲輪凡手の及ぶ所にあらざる也。然れども大義名分も其影する所其形する所相照し相應ぜずんば無鹽を刻畫して西施に唐突するなり。憲法に冠するに「帝國」の稱號を以てする所以のもの之を王國と區別するの要あるに由ると謂はゞ夫にても可ならん。「皇國」の文字は神主の祝辭の如しと謂はば夫れも夫迄なれど、之を刑法其他の法律に彷彿し、漫に帝國の文字を用ふるは識者の一考を要すべき事共なり。新刑法第一條に「本法ハ何人ヲ問ハス帝國内ニ於テ罪ヲ犯シタル者ニ之ヲ適用ス。帝國外ニ在ル帝國船舶ニ於テ罪ヲ犯シタル者ニ付キ亦同シ」と云へるは獨逸帝國刑法の翻譯として始めて其意義を了解し得べし。獨逸は「ブランダス、スタート」なり、各聯邦の上に帝國あり、帝國法律と聯邦法律とは其法力を及ぼすべき範圍を異にし従つて二者を區別するの必要を生ず。故に獨逸の帝國刑法は先づ獨逸帝國内に施行すべきものたることを明かにし次に此帝國刑法と聯邦刑法との關係を規定す、尤も千萬の次第なれど、我日本の刑法を帝國刑法と稱せん事却



て大義名分を損するものあるに似たり。最新流行の帝國裁縫店、佛蘭西料理の帝國「ほてる」化粧香油の帝國堂先以て無邪氣の滑稽とすべく、帝國商業銀行、帝國生命保險會社の類に至ては文明流の町人氣質、當世の流行用語として振つたものと謂ふべし。帝國博物館帝國大學の類はと問へば、帝國の文字は官立を意味し、之を府縣立町村立乃至私立大學と區別するものよし、猶ほ帝國憲法を官立憲法と謂はんが如しと學者の講釋、謹聽の外なき也。

憲法附屬の法律に至りては多少の缺點なきにあらず。往々にして所謂理窟者流の弄する所となる。嘗て自選投票の効力如何の問題を生ず。法律に之を禁ずるの明文なし。我、我を推す、他敢て我を咎むるの理なしとは有効論者の根據なり、理窟なり、然れども法律は常に其背後に道德を屏帷す。法律の缺くる所道德あつて之を補ふ。白雲破るゝ所即青天耳。我君子國の道義は果して自選投票を許容すべきや否。一念茲に到らば是非の別自ら明かなり我豈に辯を好まんや。

刑法の規定の没名分を見ずや。在位の天皇に對する犯罪は其性質上特に之を大逆罪となし、大義名分を明白ならしむるは古今東西君主國に於ける立法の本義なり。單に皇室に對する犯罪の刑を重からしむるの一事は未だ以て此本義を貫徹するに足らず。舊刑法草案は共和國の「平民の手になる者、民主國の法制に倣ひしは無理からぬ次第ながら新刑法が依然舊態を步趨せるは當さに改むべきを改めざるものと謂ふべし。獨逸刑法制定の當時獨逸學者が名聲赫々たりし佛國刑法に眩惑し其固有法を滅却し去りたるもの少なからざりしに係はらず特り大逆罪に至りては克く君主國の刑法たる體裁を完うし得たるは法制史上の偉觀なり。我法律を歐化するは可なり、彼我國

體の異なる所、多少の斟酌なかるべからず。

### 宗教と法律の融化

信仰は神と人との靈的交通なり。故人副島伯、毎朝早起壁間高く菅公の畫像を掲出し、沐浴齋戒其前に一禮し對談數刻、後始めて家人來客に接すと云ふ。其人格の高潔、其意氣の清懇、仰美に堪へざるものあり、世人にして往々之を非笑するもの自ら其心事の陋劣を披露するもののみ、蕩子妓婦の阿岩稻荷に於ける田夫野人の天理王に於ける鯁魚の鯨も信心から、亦是れ人人の自由なれども、信仰が社會せられて所謂宗教の實體を具へ、人間界に顯象するに至りては當然國家の法律に形式せらるべきは論を待たず。世尊も外護を説けり、日本の國體は古來神祇を各般政務の上位に置けり。有名なる明治八年太政官達は各宗管長を置き、維新以來内務省の所管たりし宗務を以て之を管長に委任せしも各宗管長は只だ其宗務を擔任せるまでにして併せて同時に之を實行すべき行政權力を得ること能はず、所謂管長は虚名空職耳、神官僧侶は政教二途の形式論に眩惑して國家の法律に容喙すべきものにあらずと誤解し、鯁魚の鯨に満足して宗教の何物たるを覺らず、被選舉權を剝奪せられ乍ら、英國の大僧正が皇族公侯爵と相併らんで當然上院に議席を占むるを傍觀す。至仁に似て實は優柔不斷なり、謹直の如くにして全く卑屈無氣力なり。空しく天理教と其肩を比するに至る素より知るべきのみ。然れども是尙ほ宗教内部の關係のみ。暫く之を後日の筆に譲らんも彼等が異端邪教として排斥せんとする耶蘇伴天連の宗旨が、日本法律



として、而かも其實行は有司の專斷に任すべきものとして、現に彼等の一舉一動生命財産一切の所有を支配するものあるを知らざるは法律を以て理窟家の理窟に放任するの罪なり。蠅蟻かろうちひのなごあり上蟻、虱の腎子論かんたごに沈淪して却て大千を覺らざるもの、此世乍らの無間永火むじくのそこに墮落せる也。

學者が宗教と法律との區別を説くこと詳且密と雖素是尋常一様の茶飯のみ。宗教は法律の前身たるべし。然れども今吾は已に故我にあらず、前水は已に後水にあらず、宗教は宗教なり、法律は法律なり、形式上其區別素より判然たり。唯學者の眞に研究すべきは二者の區別界域にあらずして二者の綜合融化に在り。實體上よりすれば法律は即宗教、宗教は即法律なるの場合なきにあらず。法律學者の所謂主觀主義と云ひ客觀主義と云ふもの、個人の本位と稱するもの、亦宗教本旨の觀念に出るもの、其異同は一に耶蘇舊教と新教との區別に存す。羅馬法皇が幽界の主宰者歐洲帝王中の帝王として有せる權力は現界に波及して國家の法律制度に混和融解せるもの甚だ多きは素より其所なり。我にして歐洲の制に倣ひ其法律を採らんとするに當り何等論議の宗教界に見るべきものなきは怪むべし。般若の金剛眼も亦是板扉の節孔に過ぎざる耶。今ま説明の簡を欲して英と佛とを以て此新舊二教國を代表し法律と宗教との關係如何の一斑を見む。佛國刑法は犯罪の已遂と未遂を問はず共に之れを同一の刑に處す。苟も惡意ある以上は其外界に及ぼすべき實害の大小輕重は惡意に何等の影響する所なしとすればなり。英國刑法は二者の間其刑に著しき輕重を設け、實害の大小輕重を差等す。之れと同一理に依り佛國刑法は惡意なき犯罪即ち過失犯を罰するに極めて輕微の刑を以てするも英國法は過失の責任を論ずること極めて重く人の生命財産

を保護するの任ある者の如き殆ど有意犯と其刑を等うるものあり。蓋し兒童の品性を教育する如き場合に於ては専ら宗教觀念に依り惡意なき行爲は之を不問に付するは或は可ならんも苟も丁年以上に達して社會に獨立の活動を爲さんとする者に在りては單に惡意なきの一事を以て其責を免かれしむべきにあらず。惡意と同く過失も注意に依りて之を避け得べきなり。深き注意を用ふるも避け得べからざるものは天災なり過失にあらざるなり。火災其他の變事に基く社會の大害は過失に原因するもの其過半を占め、其故意に出づるもの却つて僅少なる事實を知らば法律が人民に向つて周到の注意を強ふるは當然のみ。是れ英國法の骨子とする所以にして英國人民が社會に活動して能く其實効を收め得る所以なり。我舊刑法は所謂折衷主義を採用し未遂の罪は已遂の罰に照して其刑に一等又は二等を減すべきものとなしたれども、過失犯に至りては人を死に致したる場合と雖單に之を二百圓以下の罰金刑に止めたり。今は昔、治外法權の未だ撤回せられざるの日なりき、尙ほ世人の記憶に存するものあらん。英國の汽船ノルマントン號、紀州沖に風浪に遭遇して遂に沈没し、我日本人の乗客も亦其難を一にするもの少なからず、輿論は之れが爲めに激興し、一時の騷擾を極めたりしが、在横濱なる英國裁判所は船長ドレーキに科するに三ヶ月の禁錮を以てせり。而かも輿論は尙ほ其刑の輕きを批難せり。然れども翻て之を我刑法に照さば其狀情の最も重きものと雖も僅かに二十圓以上二百圓以下の罰金刑を科し得るに過ぎざりし一事に想到せば背に汗するの感なしとせず。其後幾年ならずして我汽船百貫丸なるもの、青天白日波穩かなる内海に於て大過失に依り火を失して數十人の乗客を焼死せしめしが裁判所は船長に科するに僅かに罰金刑を以てするの外なかりしな



り。輿論は遂に之を如何ともすべからざりし、前後對照の奇怪自ら證すべきにあらずや。新刑法第四十三條は未遂罪は其刑を減輕することを得べきことを規程するも立法の根本的基礎に於ては已遂未遂を同一の刑に處すべきものとすること舊教國の佛國刑法と異なる所なく、過失犯に至りても亦之を罰金の刑に止めたるも、特別の業務あるものにして人を死傷に致したる場合に限り、三年以下の體刑に處し得べきものとせるは舊法に一步を進めたるものと謂ふべきも、尙ほ之を未遂犯の規定に照せば一貫の主義なきこと亦自ら明白なり。

刑法の外民法が親族間に扶養の義務を認め、又は惡意の有無に依りて損害賠償の額を異にせるが如き、其他宗教の本旨と法律の本旨と自ら相牽聯するもの甚だ多し。世尊は如何に此等の問題を解決し玉ひしぞ。我古代祇辭の教示する所果して如何。坊主よ、其袈裟を脱げ。神主よ、其幣束は其儘に須らく共に誦舞（おんまわ）一番去つて之を天理王に問へ。

### 法律と國民の品性

専門の中にも専門あり。専門の其又専門。類を定め種を比し品に依り様に照し、小區細別、各其専らにする所を專にす、是學問の要道なり。然れども所謂専門とは其専門の學科を日新するの義なり。所謂日新とは古を稽へ今を推し更に來を敲くの義なり。己れの専門にあらざる學科は之を日新するの義務なきも他の専門學家が研究論定せる智識は當然之を襲用せざるべからず。内科醫が外科の智識を無視し、外科醫にして内科の智識を備へざる

は共に良醫にあらざる也。往々専門の専門たる所以を誤解し、専門を以て自己の智識を限極するの意とするものなきにあらず。身世を繭絡し江湖を蹄窪し、頑蟻枯鱗、自ら居る、浩歎に堪えざるなり。法律學者は法律を大別して公法私法の二者と爲す。公法學者は私法學者を以て公法を知らずとし、私法學者は公法學者を以て私法に迂なりとし往々にして相譏諷するものあるは互に其短所を露出するもの各共に其理由ありと謂ふべし。甚しきは刑法専門と謂ひ、民法専門と謂ひ、商法専門と謂ひ、小々窟裏に蠢動して雲夢の澤を知らざるもの、迂儒として尙ほ怨すべし、之を以て國家社會に臨まんとす、世道人心に影響する所其害も亦夥しからずや。舊法即ち治罪法は佛國の制度に倣ひしもの、民刑の判事は毎年之を交代せしむべきものとせり。予は嘗て其理由なきを批難し、現行の刑事訴訟法も亦此制を廢止せしが、爾來予が多年の實驗は始めて佛國制度の至理あるを知り其人情の自然を盡すものあるを發見せり。蓋し民刑の判事は汎博なる法律智識あるを以て足る、日新を目的とする學者たるを要するものにあらず。民事は民事の判事に、刑事は刑事の判事に専任して各其守る所を守らしむるは法律の智識を限局するなり、之を専門と謂ふべからず。純然たる民事の判決と刑事に附帶する私訴の判決とが往々にして其歸向を異にし、刑事の裁判が方角違ひの被害者を認めて却つて正當權利者の損失を來さしめたる如きは從來已に世人の注意せる所なるべし。改正刑法は其規定概ね茫漠として解釋の餘地を充分ならしめたるは有司獨斷の裁判制度に於ては極めて便宜の立法手段なるべきも其趨勢の向ふ所刑事の制裁は人民の自由意思に放任すべき私法行爲に侵入するに至り民法商法は宛然別種の刑法典たるの觀なき能はず。英領印度の刑法は履行の意なくして爲した



る契約を以て犯罪行爲となす。是れ大英本國法の嘗て知らざる所にして而かも英國政府は之を以て印度人民を支配するに必要な立法と認めたり。印度人民は謠詐詭騙信用地を拂うて空し、此法律を以て之に臨むは已むを得ざるの必要ありとする也。印度人民を侮蔑汚辱するの甚しきものと雖も固と是れ印度人民の自ら招く所、復た之を如何ともすべからず。請ふ顧みて之を我刑事裁判の實況に比較せよ。我當局の有司は我日本人民を以て印度人民視せるものなき耶。我新刑法は横領罪なるものを規定し、而かも其法律應用の結果は我人民を以て印度人より更に劣等の地位に置くものあるに似たり。印度は尙ほ英領たり、裁判の審理上英國法に最も貴ぶべく又最も發達進歩せる證據法の自ら實際に適用せらるゝあり、法官と雖も漫りに之を左右することを許さず、法律運用の妙自ら其間に存するものあり。然れども我法律制度は全然之れと其趣を異にし我法律は一切の證據の採否事實の認定を以て司法有司の獨斷に一任す。所謂履行の意思なき契約を犯罪とするに於て其意思の有無は何等の證據に依りて之を決定すべきや。法官は義務者に土地家屋其他の財産なく又は其財産が其債務の額に及ばざるの一事を以て唯一の證據として横領罪を以て之を罰するも亦之を如何ともすべからず。於是乎、債務を償却するに足るべき財産の準備なくして債務を負擔するもの、債權債務を計算して債務の多額なる者にして更に債務を負擔するもの等皆な一種の犯罪者たるに至るべし。債務を償却するに充分なる財産を有するものは債務を負ふの必要なく、債務を償却するに充分なる財産なきものは債務を負ふこと能はずとせば信用貸借なるものは我社會に其痕を絶たん。我法律の眼中我人民には秋毫の信用なるものあるなき也。我法律は我人民の品性を無視する也。日露の戦争は我

國民をして一躍文明諸邦の伴たらしめ、改正の刑法は我國民をして世界の最劣等位に墮落せしむ。法律が世道人心に及ぼす所の影響識者の深く省察を要する所なり。

### 和實漢名

一定不動の獨斷的規箴なき道德は裁判所なき法律なりとは西哲の格言也。道德は區々の説明理論によりて其効力を保持し得べからず。伊蘇普物語、狐狸犬馬の寓言も亦素より人類の徳性を涵養するに足らず。儒釋道の三者は古來我國民の腦裏に浸潤漸漬せる道德の基本なり。就中儒學は士人一般に普及し、其格言至語は不動自明の規箴となり、而かも交通の不便は我國民をして日常の生活状態に於て支那國民と近接せしめざりしが故に我は遙かに彼が形容浮華の文字を見て我は眞面目に之を實踐力行せんと勉めたり。仁義禮智忠信孝悌其理義名疇整然秩然紊れず。彼に在ては名なり我に在ては實なり。和實漢名、我國體民俗と相待ち百鍊して武士道と化し千陶して大和魂を成す。我日本民族の精氣也。君國の爲めには水火を辭せずと謂ひ、征途に臨んで生還を期せずと謂ふ。彼に在つては大言壯語のみ、我に在つては踐んで以て之を實にす。日清の戦、日露の役、所謂臥薪嘗膽、舉國一致偉勳を奏し國威を宣揚し得たるもの其淵源する所知るべき也。今や儒道は伶仃として社會に其跡を絶たんとするの時に當り宗教の觀念は日に凋殘衰頹して愚夫愚婦の迷信に歸せんとし、兒童の教育は膚淺卑近丁年の男子をして終身の教訓たらしむるに足るものなし。法律は理窟屋の理窟に委し來て國民の品性を卑下せんとす。我國今日



の隆盛榮華が空前絶後の一夢たらずんば大幸也。

### 智能の練磨

古代教育の要旨は太平の天地に太平の民人を作るに在り。禮記に古之王者建國君民教學爲先と謂ふもの即ち此意なり。今や優勝劣敗の戰場、生存競争の舞臺は世界の東西を通じ世態人事は日に月に紛糾錯亂を極めんとす。教育の目的は國民の智能を誘出し此千狀萬態なる社會の各方面に向つて奮闘力争に堪ふべき利器を製造するに在り。此千狀萬態なる社會の智能を投入すべき合切袋を製造せんとするは教育家の到底爲し得べからざること屬し如何に大なる合切袋も忽ちにして寸裂せん。教育の方法は兒童をして其智能を練磨せしむるに在り。智識を授與するにあらずして智識を自覺せしむるに在り。古儒は讀書三到を説く。曰く心到眼到口到、三到之中、心到最急、心既到矣、眼口豈不<sub>レ</sub>到乎と。古徳も亦心得を説く。曰く、以<sub>レ</sub>耳聽<sub>レ</sub>受而得者不<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>目看<sub>レ</sub>讀而得者之廣<sub>レ</sub>也、以<sub>レ</sub>目看<sub>レ</sub>讀而得者不<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>心悟<sub>レ</sub>明而得者之極<sub>レ</sub>其廣<sub>レ</sub>也、以<sub>レ</sub>心爲<sub>レ</sub>君以<sub>レ</sub>目爲<sub>レ</sub>臣以<sub>レ</sub>耳爲<sub>レ</sub>佐使<sub>レ</sub>可也、用<sub>レ</sub>目當<sub>レ</sub>心斯下矣、用<sub>レ</sub>耳當<sub>レ</sub>目又下之矣、と能く予意を得たるものと謂ふべし。唯教育の事已に専門大家の在りあり、予は之を其手に委して些の遺算なきものと思ひしが、近來各種の學校を卒へ社會各般の業務に従事するものを視るに、全然運用の才氣、活動の能力を缺き殆ど用ふるに所なし。於是乎私かに門外より教育の内部を窺ひ始めて兒童の智能を練磨すべき教育方法の未だ大に備はらざるものあるを疑はしむるに至れり。

今日日本兒童の教育は日本の兒童教育としては餘りに卑近平易に過ぎて何等智能を練磨するに足るものなきが如し。四書五經の素讀は智識の自然の發達に伴はざるものとして専門教育家の排斥する所、予も亦全然舊時の教育方法を今日に再興せんとするものにあらざるなり。然れども夫の深奥の意義を包含する漢語漢文は概ね難透難解に屬すれども、其難透難解なる處が即ち切磋研磨の餘地を存する處、所謂讀書千遍其義自見なり、智能を練磨するの點に至りては一概に之を排斥すべきにあらず。英獨の教育に所謂古學の「クラシック」教育なるもの即ち我漢籍の研究に恰當せり。現今の英獨教育家中此「クラシック」教育を廢せんとするの論者なきにあらざるも只だ之を廢して他に之に相當すべき智能練磨の方法を以てせんとするもの、智能練磨の方法を全廢せんとするものにあらざるなり。今日の我教育制度を以て英獨に模したるものと謂はゞ教育の骨子を抜去りたる脱活俑<sub>（はりのこいんぎやう）</sub>ならんのみ。

社會の事物自身をして單簡平易ならしむべき奇術妙案あらば格別、日進月歩益々複雑を極めんとする今日、單簡平易の教育が社會に何等の實用なきは言を待たず。棒引の假名遣法もよし、日本語を寫するに羅馬字を以てするもよし、假名字を以てするもよし、教育の専門を以て任ぜらるゝ諸大家諸先生の五考案、至極五尤千萬なれども、古今の著述幾百萬卷悉く先づ之を棒引し、羅馬字し、假名字せざれば新發明の文字同様之を學ぶも此語を以て寶筏とし智識を求めんと欲するも何の日か彼岸に達し得ん。國家百年の計は或は之を爲すの英傑俊才あらん。社會數千年後の事態を豫め暗射するは先以て今日に用なきものとせん。予嘗て茨城縣の片田舎なる學校開業式に



臨み一場の演説を試みたる事あり。教育専門の碩學鴻儒に聞かしめんとにはあらず、唯只田夫野人に一言せる迄なり。田夫野人の爲めに茲に其一節を抄録せん。

學校教育は如何に充分なればとて悉く世の中の事物を教へ得べきにあらず。學校を以て萬端の智識を授かる所とすれば諸君は終身學校に通學せざるべからず。然らずんば諸君は諸君の至る所に學校の先生を背負込まざるべからず。兒童の教育は後日生長寧ろ教師を離れて自ら社會に活動し得べき智能を啓達する迄の事なり。されば兒童に了解しがたき事柄なればとて之を兒童に授くることを廢止すべからず。十中の二分迄は難解の所を殘し置くこそ却て兒童の智識を進歩せしむる所以なり。此學校の名を相馬實用學校と名けられたる由なれど所謂實用の妙處は此邊に在るものと知らるべし。此學校の名の相馬の二字に就て云ふも讀方にも假名遣にも種々あるべし、漢音にて謂はゞ「相馬」の「相」は「シヤウ」「馬」は「バ」なれど「シヤウ、バ」學校では世の中に通用すまじ、吳音にて「相」は「サウ」、「馬」は「マ」に響きてこそ「サウ、マ」學校と通するなれ。「相談」は「サウダン」で「シヤウダン」では通すまじ、馬鹿野郎は「バカ」野郎で「マカ」野郎では通すまじ。假名遣にて言はゞ「相」は漢音にて「シヤウ」「シヨウ」、吳音にて「サウ」「ソウ」「サフ」何れにてもよき様なれど、「シヤウ」「サウ」が正しきなり。而して其假名字の用法は所謂四聲に關係することなれども今茲には詳にせざるべし。唯だ「シヨウ」「ソー」と棒引するが如きは抱腹絶倒沙汰の限りなり、如何に學校にて棒引に練熟したればとて此棒引では電信局も受付けぬなり。王子の停車場は「わうじ」と記し、甲府の停車場には「かふふ」と

記す。外國音を邦音に髣髴する場合は格別棒引にては此世の中は通用出来ぬなり。小松原文相が棒引案を廢したるは此頃の世の中では先以て大豪傑の大英斷と申し奉るべし。小松原文相は敏腕の政治家なり。別に教育専門の大家とも聞及ばざれど嘗て久しく内務の行政に膺り、世の中をも經驗し、兎にも角にも常識を備へたる人物、此位の事に御氣の付くのは當然の次第なれど、現に棒引案を實行し天下幾百萬の小學兒童をして棒引せしめたる國務大臣も在はせし事實を考へ來れば恐ろしくも馬鹿らしとも呆然、物が言へぬ次第。返すくも小松原文相の有難さ有難涙が出るばかり。諸君は宜しく此假名遣の事跡に鑑み、此學校は此學校として獨立特種の校風を立て、各般の教育事項は寧ろ其程度を高くして兒童の智能を練磨することに深き注意を拂ひ其筋の杓子定規は先以て棚の上へ置くこそ此大豪傑の大英斷の御趣意を擴張し奉る所以にして此實用學校の實用たる實を擧げる所以なり。此學校の卒業生にはせめては電報の一本も満足に打つ事の出来る様教育せられて父兄にも安神せしめられ度、呉れくも切望切望切望の至に堪へず。

### 語音の修養

和學者流は我邦を言靈能佐幾播布國と稱へ、皇大御國の言語を天地間の純粹正雅の音となし、外國人の音は所謂侏離缺舌、朦朧渾濁として禽獸の聲に外ならずとなす。誇張詭譎素より謙讓の言にあらざれども、漫に邦語を卑賤し日常の談話に、喋聲嘖音を交へて文明紳士の對面を得たりとする者の如きは其心に於て已に犬豚たり、何



ぞ口舌の末を論ずるを待たんや。「グーテン、モルゲン、マイン、ヘール」と聞けば自ら粗野の氣を帯び來つて「だんべい」然たり。「ボンジュウ、モツシュウ」と呼掛けらるれば端なく優美の趣を傳へ去つて「おます」如たり「グード、モーニング、サー」と挨拶すれば何際に酒脱の致を存し將つて「でげす」乎たり。邦語は克く此三者の長を併有し人格と地位とに應じ時と所とに従ひ各々其妙處を發揮し得べし。邦語の萬國に優る所ありと云ふも敢て過言にあらざるなり。然れども唯だ發音の正確にして能く其法則を守るものあるに至りては我は一步を彼に譲らざるべからず。彼等が衆人稠座の中に私語せんとするや自他口舌の運動を熟視して能く相互の思想を交換すべく、數百數千の聽衆に對する演說會の如きも亦中和の聲調を用ひて其語音を明晰ならしめ得べし。然るに我邦人の日常用ふる所の語音は多くは發音の方法を習熟したるものにあらず、詰訛糊塗僅かに之を髣髴す、的確にあらざる也。公會の演說日々益々其必要を生ずる今日に當り、多數の聽衆をして満足せしめんとするは頗る難事に屬す。大叫大喊せば獅子吼を學んで家猪の粗嘯うなづに類し、絮言叮嚀婉轉ならんと欲すれば嘲々嘍々うらや水底の失氣に如かず。而かも我邦古來發音の方法用格整然として動かすべからざるものあり。兒童をして之を練熟せしむるは棒引假名の練習に勝ること萬々、亦今日の要務たらずとせず。況んや南薩の蠻腔北、奥の夷訛、日常尙且之を不便とするものあるにおいてをや。

## 多々益辨

世界文化の進歩發達は今日の日本人をして和書を讀み漢籍を解し少くとも英佛獨の國語に通ずるの必要を生ぜしむ。其修むべき學問の範圍の擴張展開は智識を求むべき天地を擴張展開するもの、我日本人の一大幸福なり。或は却つて之を以て一大恨事とし一大不幸とするものなきにあらず、是れ自ら日本人たること能はざるを告白するなり。或は和漢の學を陳套視して漫に西學に心酔し、其衣食を歐米し其居住を歐米し其言語風俗を歐米するものあり唯だ其鼻目を歐米すること能はざるも亦之を日本人と謂ふべからず。多々益辨の勇氣は日本人をして克く世界の優者たらしめ日本人をして日本人たらしむる所以なり。獨逸は歐洲中の僻村なり。獨逸人民をして汎く他國の言語を學ぶの必要を感じしめ、智識を求むるの範圍を擴大し、長を取り短を補ふを得せしめたるもの即ち今日の隆運に遭遇せる所以なり。我を以て彼に比すれば我は更に東西に通ずる世界を以て智識の範圍とするもの其責任の大なる遙かに彼に優るものあり。而かも其然る所以のもの亦是れ成效の大なるものある所以を知らば我日本人亦其勇氣を百倍するの覺悟あるを要す。

外國語を學ばんと欲せば先づ其目的を定めざるべからず。少くとも彼我交際通商の事務に當る商人外交手の如きは最も深く外國の言語に慣熟せざるべからず。予の爰に外交手と謂ふもの、外交専門の技手の義なり、通辯を兼ねたる幫間の義なり。膽は小ならんを要し氣は零せなるを要す、外交政治家と之を區別すること必要なり。外國語の智識なきも大隅伯は一大外交家たるを失はず。兩者を兼ねたる小村外相の如きは天下稀れに見るの奇才所謂多々益辨する者、外交大家も亦外國語の智識を必要するは當然なるべし。而かも完全に之を修得せんと欲せば今



日の日本學校は到底之れに適すべきものにあらず、就中小學兒童若くは婦女子をして日本化されたる一知半解の英語を學ばしむるが如きは棒引假名と一般唯だ伊魯華を鴉珀設するに過ぎず、當に何等の用を爲さざるのみに止まらず却て幾多の弊害を來さんとす。齒が浮く如き高襟用語、茶腔調は茲に根し、青年男女が劣情も亦此語を借る、何んぞ風流を學んで一點靈犀の通ずるの迂を須ひんや。棒引案を廢したる文相の大豪傑の大英斷更に此有害無用の醜語を棒引し去るの勇ありや否。

吾友茅原華山、英京に在り交を朝野の貴紳に結び、英語に於て經驗する所甚だ多し。嘗て一書を萬朝報に寄せ英語を以て「アクセント」の語となす、眞に卓見なり。又曰ふ、

イーストレキ氏の會話書に到りては余は其頗る米國の俗惡的なるを指點するの外、日本人に領會せしめんが爲に英語を日本的にしたる罪を鳴らさざるを得ず。氏の會話書中に湯屋の一部ありき、讀めば全く日本の湯屋の事なり、西洋に於ては一家内と雖も夫が細君の脊中を流せとか、下女に肩を揉めなどいふ習俗の皆無なるのみならず、錢湯に於ても一室一湯槽にして、オイ番頭流して呉れなどいふことはならぬにも拘はらず、イ氏の會話書中には脊中を流せ、輕石を持て來い、さう強く摩つてくれては皮がむけるなどの語あり、日本の湯屋にて英語を用ふるの時代は決して來らざるべし。斯かる方法を以て英語を教ふるは事に於て何の用ぞ。

と。耶蘇に向つて雲門の痛棒を加へたらんが如くなり。然れども今や社會の趨勢は我が男女が混浴場中の密話を英音し來り、自然主義者が小説冊裏の臺詞も亦之を英語し去らんとす。嘗て棒引假名を實行したる當局、復た

何の面目あつて社會の風教を説かんや。

之に反し専門の學術を修めて其智識を求めんとするものは外國語の書籍を讀破し得れば即ち足る。夫の商人若くは外交手と其撰を異にする所以なり。語の博きを欲するも語學として其研究を深くするの必要なし。法學を以て之を謂はんか、今日の法學者は少くとも英佛獨の語學に通じ英佛獨の律書を讀み得ざるべからず。然らずんば日本の法律も亦竟に其濫奥を極むること能はざるべし。況んや現行法に存する數多の缺點誤謬を指摘し將來の立法に向つて貢獻する所あらんとするものに於てをや。唯だ一人にして數國の語學を兼修するは一見頗る難事に屬するが如きも其研究修習の方法にして其當を得ば所謂尋常一様の茶飯のみ。法律學上の用語は概ね一定せり、汎く不用の文字を記憶するを要せず。日本人の已に常用せる所謂變則流儀の研究は法律書を解するに充分なり。而かも一氣呵成は速成の秘訣なり。語學の教師を單に參考とするは可なり。獨立獨學以て難關に肉薄するの覺悟なかるべからず。先づ單簡の讀本單語篇各三日を要し、單簡の文法七日を要し、中等の讀本史類各十五日を要し、精密の文法二十日を要し、高等の讀本史類各三十日を要し、總計大凡三ヶ月を費せば法律書類を讀み得んなり。而して後英法教科書十冊を讀了せば今日の所謂英法大家たるべく、佛法教科書十冊を讀了せば所謂佛法大家たるべく、獨法教科書十冊を讀了せば所謂獨法大家たるべし。五六年の星霜能く三國の法律を兼修するに餘あり。我帝國大學の如き學術の淵藪を以て自ら稱すと雖も其教ふる所のもの現行法律の解釋を以て主とするものゝ如し。而かも現行法律は現行法律なり。之を以て満足すべきにあらず。將來に向つて一大改正を必要とするは學者の已



に認識する所ならん。苟も大學學生たらんものは其智識をして現行法律以上の範圍に超出せしめざるべからず。學生をして専ら英佛獨の法學を兼修せしめ、現行法の如きは寧ろ批評的研究の標的たらしむに於て始めて大學の大學たるの眞價を保有し得ん。是れ智識を世界すべく運命せられたる日本男兒の本分也。

## 學校騒動の原則

雄兒任氣俠一聲蓋少年場。學校は少年場中の少年場、騒動は少年場裏の英華なり。朝日に匂ふ山櫻、日本男兒が元氣の發揮、誰か人後に落つるものぞ、鏡中の功名二十余年、恍乎として猶ほ春風滿路の夢を牽く。當時の東京大學は法理文の三學部を以て成る、加藤老博士之が綜理たり。毎年七月卒業の式を擧げ、式後の夜宴に内外朝野の貴紳を招く。「いざ此方へ」と幹事の案内、英語の調子も學者風、食堂は忽ちに開けて酒は方に酣なり。時分は好しと我等學生亦其室内に進み入る、主賓は追がに大人なり、腕白小僧の毎度の惡戯、亦一興と打笑ふ。「ビール」葡萄酒、「ハム」、「チキン」、夫れから夫れと手當り次第、軒端の球燈諸共に寄宿舎内にと運び去る。學友仲間が爾汝の小筵一夜を明かすが常なりしが、何處も同じ俗吏量見、學生風紀の關する所と漢語交りの建議三昧、一理ありとて學校當局卒業式をば午前に繰上げ夜宴の例は廢止さる。是れぞ所謂大學騒動唯一の原因卒業式是れ騒動式。午前の八時式場の扉は開かれたり。學校職員來賓紳士の外、場中亦學生の隻影なし。當局の狼狽思ひ知るべきなり。豫て謀計し事ならん、我等學生三々伍々愉快々々と叫びつゝ、飛鳥山上さして行く。運ひ來れる四斗樽

は早くも已に倒れんばかり。痛飲し痛飲し爛醉し爛醉す。拔劍斫地歌莫哀、慷慨悲憤の狀知るべきなり。日暮里の林鴉斜照を背する頃、再び隊を成して校舎に歸り來る。抑塞せる少年の客氣は爆發せざらんとするも得べからず。一學幹事の室を襲ひ、校舎を毀壞して將に總理の室に及ばんとす。警察は公力を用ひて之を鎮撫するの急を告ぐるも加藤總理は平然たり、斷乎として之を斥け僅かに數名の警官をして萬一の失火を警戒せしむるに止めたり。事早くも文部當局の耳する所となり、加藤綜理に學生の處分を迫り來る。教授團は穩便を主として學生中二三の主謀者を罰するに止めんとして學生團に謀る所あり。學生は皆云ふ、我等各々罪あり等しく其罪に服せん。學生の團結は益々此目的に向つて堅固を加へんとするの勢あり。吾友奥田博士、今は宮中の顧問に官して温厚閑雅の致に富み玉へと楹上高く攀登り諸君に墨丸ありやと絶叫せるは此時なり。於是乎加藤綜理は急に審問官を任命して審理を開き證據を案して退學の處分を斷行して學生の過半に及べり。命令一下の當日加藤綜理の行動果して如何なりしぞ。予は竊かに人をして之を窺はしめしに、彼は校門近き樓上の窓下に一脚の椅子を移し來り、退學の命を受けたる學生が笈を負ひ行李を車して校門を出づる狀を目撃しつゝありしが、忽ち見る、險邊の一滴二滴又三滴、滴々として自ら下るを覺らざるものゝ如きを、嗚呼彼が昨の血は今の涙なりしよ。彼は學生を視ると猶ほ嚴父の愛兒に於けるが如かりしなり、彼が學校騒動を見る頑兒の惡戯たるに過ぎざりしなり、日ならずして彼は文部當局に請ふ所あり。騒動一味の學生皆復校し得て學校騒動は學校騒動として爰に圓滿の局を結べり。予此學校騒動に鑑みて茲に二大原則の動かすべからざるものあるを知れり。一に曰く、學生の學動は宜しく學生



らしかるべし、無邪氣なるべし、白晝の強盜たるべし、夜陰の鼠賊たるべからず。二に曰く、學校當局の態度は必ず大人らしかるべし、學生を敵視して自己を學生と同一位に置くべからず。と此二者を具備する場合にあらざれば騒動を起すべからず又騒動を鎮靜し得べからず。二者にして其一を缺かば必ずや世上の物議を惹起せん。最近高等商業學校に關する紛擾大に世人の耳目を驚かすに足るものあり。學生の意氣に至りては予も亦素より同情に堪へざる所なれども之を以て單に學校騒動と云ふべからざるものあるが如きは遺恨なり。予の茲に紛擾の字を用ふる所以も亦是に在り。該校學生は未だ嘗て何等の暴舉暴動に出でたるものにあらず、直饒校舎の燒失を以て學生の放火なりとするも一般學生が公然たる共同意思に出たるものと謂ふべからず。高商學生が敢て學校騒動を起さざる所以のもの學校騒動として之を處理すべき當局其人なきに由るものとせば克く學校騒動の原則を解するもの亦智者の慮あるものと謂ふべし。若夫れ商業大學の必要ありとせば之を帝國大學内に設くるの不可なるは予も亦之れに同意せん。然れども是れ全然政治の問題たり、學校内部の問題にあらず。由來文部行政の失敗單に此事に止まらず。高商學生にして其希望を達する能はずんば退學するも自由なり。退いて田園に耕すも可なり、去つて他校に入るも可なり、獨立自修するも亦可なり、學校騒動を惹起せば更に快事ならん。一種の同盟を結んで一般學生を拘束せんとするが如きは自ら弱點を其間に反影して個人的獨立の氣象を缺くものあるに似たり。勞働者の同盟罷工の爲に倣ふは學生として學生らしき學生の舉動と謂ふべからず。誤つて身を政海濁浪の渦中に投ぜば或は賣口政客の煽動する所とならむ憐むに堪たり。若し又當局其人の品性にして職工の親方たるに過ぎずん

ば同盟罷工も亦均衡を得たる相當の手段と謂ふを得べきも、斯くて其身も亦早く已に職工に伍せんなり。而かも高商學生をして此忍ぶべからざる行爲を敢てするの已むを得ざるに至らしめたるものは抑も誰の罪ぞ。彼等は自ら母校母校を呼ぶ。野子也。嚴父なきは尙ほ可なり。所謂其慈親なるもの果して何の處にか在る。彼等に嚴父なく慈親なし。可憐彼等は實に生れ乍らの孤兒なりしよな。而かも國家は殘忍冷酷却つて高壓手段に依りて彼等を敵視せんとす。彼等が一般社會の同情を哀叫せる其聲今も仍ほ耳底に新たなり。世人の慈悲深き心と有志者の力強き手とは竟に彼等をして無條件の復校を敢てするの已むなきに至らしめぬ。彼等は再び忍ぶべからざるを忍べる也。之を三たびし四たびし五たびせずんば幸也。落着は一先なり。一是一非は止だ政海時々の風潮を逐うて趨はむ。茲に此語を繰返す、一是一非は止だ政海時々の風潮を逐うて趨はむ。

## 冷灰漫筆明頭打篇 畢



山  
窓  
夜  
話



## 緒言

今茲炎夏暑を避けて井陘山中の草庵に在り。雲は雲般に白く、山は山般に青し。時に友朋の來つて柴扉を款くあり。詩酒徵逐、賓叩主酬、胸中萬斛の塵を滌ふに足る、亦人生の樂事也。只だ予生を日本に享く、一心掛々放下し得ざるものは世道人心なり。風月に忙殺せられ、詩筆に閒驅使せられ、閒外の閒、此一篇を草す。汎く一般世人をして日本の今日に急須する事案の何物たるかを知らしめんとする也。夫れ迫つて呼ぶもの聲を擇ばず、擇ばざるにあらず、此心此口と相觸る、卒然として聲す、或は擇ぶに加ふるものあらん。文、假飾せず。辭、粉黛せず。往々にして漢詩に振假名するに至るもの之れが爲のみ。

社會の現状は我に明頭來するもの、如し、曩に漫筆一篇を公にし、題して明頭打篇と云ふ。暗頭來し、四方八面來し、虚空來する者あるべきを豫想せるに由る也。然れども予が卑見は幸にして大都世上識者の認容する所となる。止だ其實行方法に於て多少の異議を留むるに過ぎず、洪爐上の一黠雪耳。何ぞ復暗頭打し、旋風打し、連架打するの要あらんや。乃ち此篇題して山窓夜話と云ふ。境の觸る所、心の攝る所、隨つて得れば隨つて録す、彼是承接あるにあらざる也。巳酉九月初五、冷灰裏、識<sub>レ</sub>于<sub>二</sub>遠近山莊可<sub>一</sub>即軒。



# 山窓夜話

## 萬國無比の日本時文

答人書

尊書拜讀。動定益御順適、敬賀敬賀。陳者拙著漫筆に對し、有<sub>レ</sub>正有<sub>レ</sub>奇又有<sub>二</sub>奇之奇<sub>一</sub>、一讀頓解叫嘯不<sub>二</sub>自持<sub>一</sub>との御高評、先以て油斷のならぬお世辭として拜受可<sub>レ</sub>仕候。惟只著者は心に任せ腕に寄するの極、往々文章の常格を逸するものなきやとの御疑問、成程是は拙文中名詞を動詞化したる言辭の用法を批難被<sub>レ</sub>致候事とて、一應御尤には聞こえ候得共、格別珍らしき儀にも無之様被<sub>レ</sub>存候、雨、雪等の字は、本邦古風の學者は俗様に雨フル、雪フル、と訓じ來り候が、簡潔に雨ス、雪ス、と訓ずるも四書の後藤點と一齋點との差違同様、意義にも四聲にも何等の影響は無之儀に候半。王荊公の我欲<sub>レ</sub>家、屈大均の曉易<sub>レ</sub>雞に至りては、家ス、雞ス、と訓ずる外致方も有之間敷、其他天將<sub>レ</sub>月、柳欲<sub>レ</sub>絲、炎則風寒則衣、以可<sub>レ</sub>榭以可<sub>レ</sub>亭、の類は最も有觸れたる成語に候はずや。余心孺は蟬不<sub>レ</sub>鼓而琴、鶯不<sub>レ</sub>笙而簧、鳳不<sub>二</sub>絲桐<sub>一</sub>而律呂、鸞不<sub>二</sub>節奏<sub>一</sub>而宮商と文し、海底生<sub>レ</sub>塵山頭起<sub>レ</sub>浪とは陳腐の禪語なるも夫れにては面白からずと、袁宏道は碧海可<sub>レ</sub>塵青岑可<sub>レ</sub>浪と句し、更に一轉して塵<sub>二</sub>碧海<sub>一</sub>、浪<sub>二</sub>青岑<sub>一</sub>と簡脫仕居



申候。不能詩而有詩勝、不能酒而有酒態と申す句は詩ヲ能クセズ、酒ヲ能クセズ、と訓じ得べき事勿論なれども、能クと善ク、とは邦音を同うして字義を異にすることなれば寧ろ、詩スル能ハズ、酒スル能ハズ、と訓じ候方正鶴かと被考候。英佛獨の文章に於ても亦同様なる文字の用法は不尠も其場合は自ら固定制限せられて活動自存ならず、漢文も亦前後の用語によりて始めて此妙用を爲し得べきも殊に連合名詞を動詞化する場合の如き往々難解に陥り可申候。但だ難有きは日本今日の時文にて、豊富なる和漢雅俗の文字は勿論、韻音を邦語に彷彿し得べき外國語も有形名詞たると無形名詞たるとを問はず、之を操縦するに靈妙なる三爾乎波の斡旋と活語の運用とを以てせば、一鞭の下忽ち自由自在の活動を顯し來り、須彌も大地も公孫大娘が劍を舞すが如く、閻浮も大千世界も宣僚が丸を走らすが如く、瀏灑頓挫圓轉滑脫の妙は鬼神も一驚を喫し可申と存候。已に拙著の前篇に於て日本の語音は萬國に優勝なる所以を論述仕候が文章に於ても亦日本は萬國無比と可申、如何なる深奥微妙の思想も、如何なる嶄新奇抜の形容も、日本時文は容易に之を表顯し得べく、横心出す所腕の受けざるなきは日本人民の一大幸福と可申候。西洋の國語中獨逸語は比較的に自由活動の餘地を存し候ものなるも獨人ワッハ博士は獨逸語のみを以ては未だ其理想を表示するに足らずとなし其著書に於ては羅、英、佛の國語を混用致居候。西洋文字も一と通り得心出來候上は更に進んで日本時文の發達進歩を計ること今日の急務に可有之。冷灰とても文法の新發明は出來不申、ワットは蒸氣機を發明候もコロンブスは亞米利加を發見したる迄に候、或は冷灰獨得の筆法だの、或は江家一流の文章だのとの世評は素より溢美、實を申せば右の譯合、何も專賣特許は覺束なき次

第、便宜とあれば吾も人も事今日之事文今日之文こそ所謂文化日新の本旨には有之間敷哉。乍去、唐宋八家の外天下に文章なしとして剽襲摸擬影響步趨是れ事とし、一語相肖ざるあれば則ち以て野狐外道と致され候御主意にも候はゞ、是は別段の御卓見と申上候外無之候。尤も前申す如き文字の用法は章句を簡潔し、文勢を急轉する等夫々必要に應ずべきは勿論、其運用の妙は汎く世上の識者に待つ所淺學冷灰の及ぶべき限りにあらず、牛鬼蛇神、長吉猶且後世の口を免れず。冷灰の拙技を以て古人の長所を没するなきを得ば冷灰の本懐不過之候。草々不盡。

### 趣味の説

文學の事、専門の大家あり名家あり大々名家あり、文士と謂ひ文學士と謂ひ文學博士と謂ふ。已に其名を聞て其實を想殺するに足る。詩は李杜に壇すらん、文は歐蘇に轍すらん。人を驚かし世を駭かし天地を撼かし鬼神を泣かしむるの大作名吟、山の如けん也、海の如けん也。而かも予は私かに之に近づくを恐るゝ者敢て喙を其間に容れんや。唯所謂平民文學只だ所謂凡詩凡文に至りては其の趣味の高下清濁は汎く世道人心を高下清濁するものあり、雲烟の眼を過ぎるものとのみ見るべからず。乃ち趣味説一篇を作る。

趣味とは何ぞ。古人云ふ。趣は山上の色の如きなり、水中の味の如きなり、花中の光の如きなり、女中の態の如きなり、善く説く者と雖も一語を下す能はず、唯會心の者之を知ると。會心は靈感の義なり、靈は心に竅して



境に寓す、境の觸るゝ所心能く之を攝め始めて能く趣を會すべし、目能く視、耳能く聽、口能く味、鼻能く嗅、禽獸尙且之れあり、肉感のみ、直景直寫のみ、趣を會するにあらざる也。趣を我して得るもの之を味と云ふ。趣は味し得て始めて之を口し得べく之を筆し得べし。即ち形はれて詩歌文章を成す、趣を趣する也。詩歌文章を味して更に趣を得、味を味する也。然れども已に趣を我すと云ふ、我の味あり。已に我に我の味あり、彼に彼の味なかるべからず。我の味し得たる趣と彼の味し得たる趣とは或は相水乳することあるべく、或は互に氷炭することあるべし。之を趣の皮相甘と謂ふ。作者の意思と讀者の意思と往々相異なる所ありて、而かも其趣とする所を味し得て各々之に満足するものあるは之が爲め也。我なく彼なく、趣即味、味即趣、大極即無極、無極即大極するもの之を趣の徹底甜と謂ふ。趣は之を自然に得るは易く、之を學問に得るは難し。山林の人自在に日を度る、趣あるを知らずして往くとして趣にあらざるなく、趣を求めずして而して趣之に近かし。一般世人は則ち然らず。見聞の樊籠する所となり、智識の桎梏する所となる、理に入る愈々深くして趣を去る愈々遠し。是れ古人が常に言ふ所なりと雖一般世人は皆な山林の人たるを得ざるを奈何せん。古人は林下何曾見一人と謂ふも寧ろ是れ世間の常態たるを奈何せん。唯夫れ詩歌文章あり人間の山林を成す。都門之裏、陋巷之間、到る處輒ち居るべし。一般世人も亦因て以て趣を味し得べきは茲にあり。其趣を得る深く且容易なるは素より山林に如かざるべし。而かも尙ほ詩歌文章に因りて必ずしも趣の徹底甜を得べからざるものにあらず。夫れ言語文字は理想表示の方便なり、古今天下に普通すべき方便なり、各人各様の言語文字なるものあるべからずと雖も其理義、其

理義の深淺高卑は各人各様たり。故に作者の趣味は僅かに皮相甘に止まるも、讀者は深く其言語文字を推究して進んで徹底甜に參透するを妨げず。幼兒が無我の一言一句往々にして趣の徹底甜に到るものあるは素より其所也。之れに反して作者の趣味は徹底甜に達するも讀者にして其の言語文字を推究するの明眼なくんば因つて以て僅かに趣の皮相甘を得るに過ぎず。古人の名吟傑作にして往々後人の誤解に了るものあるは素より其所也。然れども予は敢て徹底甜の深きを以て一般世人に要むるものにあらず。一般世人にして能く趣の皮相甘を得ば則ち足る、世道人心の關する所正に茲に盡くればなり。予は平民文學を採て爰に一例を的示せん。

## 古池や蛙飛込む水の音

作者の何人なるかを問ふ勿れ、俳句たると道歌たるとを論ずる勿れ。兒童走卒も此句を知り、韶男稚女も此句を知る。予も亦此句を知るの光榮を有す。作者自ら此句を以て俳句の神を得たるものとし、天下亦此句を以て俳句の宗と爲す。後世の月々並々の宗々匠々、句櫛し字比し、聲彷彿、語音雷同凡々俗々の匹夫野人を集めて十有七字を古池す。然れども彼等が此句を味して得る所の趣、果して如何。各人各異なるべきも概ね此句を以て春宵閑寂の意を詠じたるものとなす。皆是れ皮相甘のみ。而かも予は其趣味の淺きを咎むるものにあらず、所謂平民文學の程度に於て應さに斯の如くなるべし。方さに斯くの如くにして世道人心の關する所則ち足る。然れども一步を進めて此句を吟味し來れば作者の本旨は恐くは斯に在らざるべし。春宵一刻值千金、花有清香一月有陰、如何なる歌人か春宵閑寂の趣ありとやせん。予は作者が果して參禪悟入せしか、野狐に墮ちて野狐を脱出し得し



か、素より之を知らず。然れども句法を以て其意を推せば所謂東坡の聞谿悟道と其趣を同うするものあるを疑はず。東坡嘗て廬山に常總禪師に參し無常說法話を提問す、一夜溪水活々の聲を聞き偈を作りて禪師に呈す。曰く、溪聲便是廣長舌、山色無非清淨身、夜來八萬四千偈、他日如何舉似人。禪門の一佳話なり。誰れか之れを知らざるものあらん、俳句の作者も亦素より之を知らん。今や池亭夜深うして水音の人を驚かすあり、蛙の聲とやせん、水の音とやせん、將た覺性の流瀉なりとやせん。人が悟道するか、池水が悟道するか、誰れか此間の消息を解し得る者、如何にか擧げて人に似さんぞとなり。是ぞ此句の徹底甜、彼は夜溪の廣長舌、是は小池の大公案、各々其境を異にして其趣を同うす。若し夫れ作者にして「古池や」と作りたりとせんか、一字の差は此句をして直ちに直景直寫の凡作に化せしめん。「古池や」と呼びし、古池と水の音とを即かず離れざるの底に置く處即ち作者妙意の在る處所謂幽幻一體の本旨を亦此焉存す。後人漫に此句に擬し、「明月や」と呼び「初雪や」と呼び「春雨や」と呼ぶ、而かも其直景直寫を免るゝこと能はざるは笑ふべし。予久しく山中に在り亦其境の相似たるあり。此の俳句の趣を漢詩に味して七律一首を得る。曰く、別有醒醐徹底深、清涼萬斛一詩襟、白雲可若溪聲煮、明月堪杯山色斟、誰放無量口中語、酬他長廣舌頭吟、閒扉盡日任風叩、自喚主人空外音と。語拙、句凡、俳句の妙に及ばざること遠し。直景直寫の譏を免れ得れば即ち足る。忽焉として空谷に寔音す。石埭翁が盟を尋て我草菴を款くなり、乃ち似すに此説を以てして其意見を問ふ。一絶を賦して云ふ。隔溪禽語巧于詩、人靜雲忙未足奇、欲領山中真趣味、於無趣味處求之と。禽語詩よりも巧に人靜にして雲は却て忙なるも未だ

奇とするに足らず、尙是れ皮相甘なれば也。眞趣味即無趣味、無趣味即眞趣味、直ちに徹底甜を此山中の自然に得て之を翁が特技の二十八字に煉過せんとなり、來意を以て直下に予の問に充つるもの即是翁の所謂始めて奇とするに足るもの歟。詩家槐南裳川亦踵て到る。槐南先づ予が七絶の韻に次す。曰く、我我周旋絶等儕、鳴琴幽澗得心諧、在山彈出雲韶曲、世耳爭能辨正哇と。我々周旋は趣を越し味を味するの意なり、所謂心境合一、如々、是々、我々、聞々なるもの歟、世耳果して正と哇とを辨じ得るや否は予は之を知らず、只だ誰是詩界の太常卿、予は平民文學を以て自ら甘んずる者、何ぞ復た等儕を絶つと謂はん。裳川の詩に云ふ、大旨敢期仙佛儒、一家新説見工夫、誰知萬物生趣、味到自然多道腹と。亦自然の趣き味して徹底甜に至るべきを云ふ、一篇の趣味論也。然らば則ち諸家の説、所謂趣味は直景直寫に在らざるを云ふこと一也。予已に俳句に就て之を説けり。今漢詩に就て試みに一言せん。山中分韻賦詩、石埭先づ詩あり云ふ。畫裏亭臺烟雨初、涼痕滿地草花舒、鶯聲近在模糊底、八月山中春不<sub>レ</sub>如と。遠近の山々雲を送つて雨は未だ至らず、眼前の實景也。然れども鶯聲在<sub>二</sub>模糊底<sub>一</sub>は春なり、涼痕滿<sub>レ</sub>地は秋なり。所謂花木の甲子、老を催すなきの曆を趣し、直ちに吾人の心身を驅つて仙洞の天地に漂渺たらしむるにあらずや。須臾にして驟雨は覆盆來し、溪水は建餅來す、槐南詩を得て云ふ、涼逼<sub>レ</sub>人來翠撲<sub>レ</sub>軒、門前疑有<sub>二</sub>百溪喧<sub>一</sub>、平時雀浴蒸跳<sub>レ</sub>水、一雨汪洋沒<sub>二</sub>舊痕<sub>一</sub>と。且自ら附記して云ふ、即景即事不能<sub>レ</sub>工也と。然り、此詩を以て槐南詩中の上乗に別裁せんは彼の詩を知るものにあらざるべし。然れども昨の淺灘今已に其痕を没して溪水汪洋たり、字々句々の自ら韻き來ると共に光景推移の趣は微に幽に吾人の靈感を打つにあらずや、



心を以て境を攝め腕を以て心を運ぶ也。裳川直ちに其韻に次して云ふ。霞光詩氣舉軒軒、妙悟自然分靜喧、一路西郊閒杖屨、野花涼露滴秋痕。槐南の詩を以て仙容に比し、仙凡其趣を異にすと云ふ。席上得意の詩論を闘はして後獨り郊外に吟行するに似たり。詭馬相畫裏の裳川を宛然し來らん。然れども靜と云ひ喧と云ひ妙悟の致す所、趣味も亦其形と影とを異にし各々特有の性を損すべきにあらず、我も亦西郊野花の露と等しく箇々圓成各其性を全うすと云ふに於て別に洒々落々の風致を趣す。而して予未だ詩なし、將に人後に落ちんとせしが、風雨不終朝、一天忽ち霽れて明月軒に當る。乃ち韻を次して云ふ。獨樹分枝蔭兩軒、幽花墮露夜來喧、當頭此物有誰放、從盡虛空二月一痕と。山中夜靜かに、野花墜露の聲も却て喧を覺ゆるの時、頭上に物あり、誰れか之を此小々眼界に放出するものぞ、天外天あり更に天あり、其の極りなきを極め盡した、彼の盡虛空より一痕の月を印し來ると云ふに過ぎざるも亦必ずしも直景直寫と謂ふべからざるに似たり。山中十日所得詩、凡七十餘首裳川編して別に一小冊子を成す。

## 所謂俳句の秘訣

予は俳句に於て門外漢たり。昨、吾友竹冷宗匠予に恵むに芭蕉句集一冊を以てす。好意謝すべきも輕節の切手や菓子折の類にもあらず、美人駿馬の贈にもあらず、之を讀まざれば謝すべき所以を知らず。已に之を讀む多々少々何等の意見なくんばあらず。讀一過。予は始めて俳句が日本固有の文學として尙ぶべく又汎く凡夫庸俗を風

靡し、就中趣味の普及力を有する點に於ては他の文學の遠く及ばざるものあるを知れり、唯惜むらくは所謂徹底甜に參到し得べき佳句名吟に至りては古來の學者皆な之を蕉門の秘訣と稱し深く其的據由來する所を示さざるもの甚だ尠しとせず、而かも其的據由來は容易に之を口し得べく之を筆し得べきものなるに拘はらず、仍ほ之を秘訣とするに至ては必しも何等意義なき偶然の事爲とのみ見るべからず。蓋し芭蕉は偉人なり政略家なり野心家なり。而かも彼は彼の門地と彼の時代とは彼をして政界に雄飛するを許さざるものあるを知れり。於是乎、彼は思想界の主權者たらんと企てたり、彼は斯道中興の開祖たらんと企てたり、彼は天下の善男善女が合掌頂拜、南無芭蕉陀佛と隨喜の涙を流すの時あるべしと期待せり、古池の一句は實に十有七字の名號なりし也。彼は世態人情を看破せり。彼は本尊は自ら奥まりたる堂内に安置せざるべからざる所以を解せり、滔々たる天下の俗人、共に醍醐の徹底甜を語るに足らず、之に嘗めしむるに駄菓子つくだんの皮相甘かわあまを以てするの容易にして且其勢力の廣大なるに如かさる所以を解せり、所謂蕉門の秘訣なる者、其由つて來る所夫れ或は茲に在らん。而かも彼の目的は完全に成功せり。芭蕉宗は確立せられたり。芭蕉没して二百有餘年、天下の凡愚凡俗一心專念、萬口一響、古池を念拂す、盛なりと謂ふべし。然れども明治維新の天地は聿に開けて信仰心は打破されぬ、明治は最早之を元祿し得べからず。萬事が理屈の世の中なり、的據由來の明白ならざる俳句は田夫野人も尙且之に服すること能はざるは勢の然らしむる所復た如何ともすべからず。俳趣諧味は益々卑下し來り、棒引假名と羅馬字で仕立上げた大學者、教育勅語も振假名付、何ぞ俳句の秘訣を看破し得ん。遂に古人の名句傑作を以て平々凡々復た見るに足らず



とし、別に一家を成して自ら其醜を知らず、抱腹絶倒の外なしと雖も高く天上秘訣の雲霧を披き下民をして普く眞如の月に接せしめずんば俳句の運命亦知るべからざるに至らん。竹冷宗匠の如き今や俳句に於て實に天下の一人也。其識見學力深く到る所に造り、古を拈け今を涵む、名句佳吟百を以て算し千を以て數ふべくして而かも仍ほ世の爲めに一指を舉せざるもの彼亦明治の芭蕉佛を學ぶものにあらざる耶。予の暑を避けて陞澤の草菴に在るや、山中無餘事一書は已に澆き了つて飯は將に攤せんとす。一老翁あり、忽然として枕頭に立つ。葛巾を載き黄卷を手に入す、予其何人たるかを知らず。大自在の無量口を放開して大得意の廣長舌を吐出す。江戸ッ子辯の伊賀訛り。曰く、

## 庭訓の往來誰が文庫よりけさの春

是が愚老が句集春の部開卷第一の句でござる。よくよく讀んでもらひたい。愚老がまだ苦學最中、横町の古本屋で一兩二分を奮發した貧乏時代の虎の巻、杜甫の詩集の其中に、錦江春色來天地とある、兼て名句と聞ても居つた。ところで今朝は元日、一句なかるべからずだ。錦江の二字を元旦の二字に改め、元旦春色來天地と思ひ付てござる。是から先きは愚老の手の物、寺小屋小僧の鼻垂乍ら、習ひ覺えた庭訓往來、四季折々の往復文例、凡俗中の凡俗本、此眼前の凡物を捉らへ來つて高崇な天地の春を俳句るが俗中雅趣ある愚老の秘訣此句の眞意を知らんには先づ其一本を繕きぬ。開卷第一何とある。春の始の御慶目出度申納候と。例の御極り文句でござるテ。さて其春の始と云ふ其春が今朝は元旦、天地の大文庫から此愚老の草菴に來たと云ふ事じゃ。

天も文也地も文也。宗匠とも云はるゝ愚老、四角な文字も生齧る。張懷瓘の文字論、日月星辰者天之文也、五嶽四瀆者地之文也、とある。「誰か」と疑を掛けたるものゝ、軽く受けたる句法でも、天地の文庫と云ふ事は自づと明白いたすでござらう。始めの程は文庫を開けるを春の明けるに引つけて、「あけの春」とも置ても見たが、斧鑿の痕が歴々じゃ。「文庫より」の「より」の語から「けさの春」に直入して、爰に句法が落付いてござる。後世の學者と謂はれる者まで此句を以て元旦に手文庫を開けて年始状の文例を見たとか、誰の家より一番早く年始状が届いたとか、平々凡々の講釋を致して居る。年始状は年始状だが天地の造化からよこして呉た春色自然の繪葉書じゃ。斯くまで句法を打開けても自分天狗の今の人々、作者に左程の深意はない、穿鑿過ぎた漢詩論と、矢張り愚民を胡魔化し去らん。秘訣秘訣で何事も俳句の種を明し置かない其段は素より愚老の罪ではござるが、雄大無邊の着想を卑近の一句に収めた手際、老杜と雌雄を争ふ覺悟、かく淺ましく解釋されては愚老も涙がこぼれるわい。是れ此通り

と。披布の片袖しぼりつゝ。又説出す一句

## 發句なり芭蕉桃青宿の春

此句が開卷第二の句で前の一句に應ずるのじや。詩中景とか句裏春とか云ふ事は漢詩で度々見る句でござる、之を漢詩に譯すると春、自芭蕉句裏一開となるのであるが、句法に力が這入らぬと容易に俳句にならぬのぢや。「發句なり」と呼び掛けて「宿の春」と結んだ工合で、發句の春となるのでござる。句裏春となるのでござる。我



芭蕉の宿の春は俳句より立そめて是より千紫萬紅言葉の花を鬪はすと云ふ一大氣焰じや。天も文、地も文なれば人も文、所謂城闕朝儀者人之文也で、芭蕉草菴者愚老之俳句也。前の開卷第一の句は春が天地より此詩的の草菴にも來たと云ふ客觀的の作法、此句は詩的の草菴よりあべこべに天地の春を開くと云ふ主觀的の作法でござる。一は天地の春を我宿し、一は我宿の春を天地するのじや。後世の俗人共何でも蚊でも閑寂の趣あるのが高尙の俳句と心得、此句を以て芭蕉の宿は春が來たとて春でもなし、俳句ばかりに佗しき有様じやと説いて居る。秋の暮なら兎も角も目出度き春は春らしく世に入る俳句を作るのが寧ろ愚老の本職じや、併し又凡愚の世の中は矢張り凡愚の世の中で愚老の平々凡々の句を以て此上もなき名句感吟と難有がり居る俗輩も多々と申すぢや。

## 白魚に價あるこそうらみなれ

成程白魚は高潔の珍味で、一合幾文で賣買するのは無勿體と云ふ事は此句の中に見らるゝが、別段深ひ意味はない。此句は實はチョットした文字の上の使ひ分けじや。梵語を漢語に直譯して無價と云ふ言葉がある。法華經の比喻の中にも無價の珍寶と書いてある。無價とは價の無いと云ふことでなし。無數無量等の語と同じく此上もない價と云ふことぢや。數の中に落ちぬと申す事、英語の「インフリアブル」と同意義で、此方に直譯すれば英語も梵語も同じ事、英國倫敦の市場には我三井の信用は矢張無價「インフリアブル」と書いてある。何萬何千萬何萬萬と數で評價の出來ぬ程の信用と云ふ事ぢや。尤も日本の裁判所は理由もなき一萬ばか

りの金錢の請求で三井物産の全財産に對して假差押を許可した實例もござるが、白魚は確に無價の珍味じや。其無價の無に對し價有ることうらみなれと駄洒落を云うたまでの事。夫れに引換へ、チト又、曰く言ひ難い句もござる、外でもない

## 古郷の梅や難波の二年越

と云ふ句でござるが、平に似て平ならず、凡に似て凡ならず。古郷の梅とは申せど矢張り難波の梅のこと。尋常一様窓前月、僅有梅花一便不<sub>レ</sub>同で尋常一様の梅花でない。是れが即ち借彼況<sub>レ</sub>我と云ふ俳句の作法と申すもの、漢詩の所謂并州の感と同一趣向でござる。唐の還俗坊主の賈島めがナ、長が年并州に客寓した、浮れ泛れた其揚句、故郷の感陽の都に還らんと本と來し道の桑乾河を渡るとき、流石は并州がなつかしく、第二の故郷の心地すると云ふたのじや。客舎并州已十霜、歸心日夜憶、感陽、無端更渡桑乾水、却望并州是故郷、と惚氣て居るわい。愚老も二度目の難波の出稼、寵待るとも、今日は是處の花の遊、明日は彼處の月の筵、その難波が即ち并州で第二の故郷と云ふものぢや。久しく茲に客寓して、さて江戸の都に歸らんとて見慣れし梅花に別を告げんと思付いたが此句でござる。難波津にさくやこの花さくや姫、偏屈原はイザ知らず、羅浮の春夢の昔より素艶芳姿不<sub>レ</sub>要粧、世外の佳人と云ふものゝ、誰れか愛でざるものやある。風流の風流、韻事の韻事、秘密の中に秘密あり、二年越すのも無理ならず。その其邊の底まではあまり深くは言はぬが花。と。呵々とばかりに笑ふと見えしが、翁が姿は濛々と烟の如く消へ失せて、一場の午夢忽ち驚き來れば、微風



壁間に涉りて雪中の芭蕉亦自ら聲す。吁乎、夢邪眞邪、只其夢たるや眞也。痴人夢中に夢を説く。誰向者裏醒醒着。

## 漢詩と雲助歌

俗諺に詩を作るより田を作れと云へり。然り田を作らず詩を作るは下也、田も作らず詩も作らざるは下の下也、田を作り詩を作らざるは上也、田も作り詩も作るは上の上也。予の所謂平民文學は上の上に居る、人各日常の職務あり之を盡して而して後詩賦に其趣味を養ふ。人心於是乎始めて其和を得る、世道於是乎始めて其平を得る。世人往々此俗諺を曲解し詩をも作らず田をも作らず以て自ら高しと爲すものあり。而かも人情必ず寄あり。肯て浮泛虚しく光景を度る能はず。彼等即ち突を以て寄と爲し色を以て寄となす、其心情の汚下厭ふべきの甚しき也。詩を作るは之を作らざるに勝ること萬々、肯て其句の巧と拙とを問ふ勿れ也。

我國の漢詩は略支那に一步を後れて各時代の變遷を趨ふ。釘釘は流麗に變し、流麗は輕纖に流れ、輕纖は濶大を以て之を矯め、濶大は鹵莽を生じ、鹵莽は情實を以て之に勝ち、情實は卑俚に陥り、卑俚は奇僻を以て之を救ふ等以て今日に至るも、我の彼に及ばざること甚だ遠し。明治の新政は詩賦を以て幾ど無用の長物視し、一たび地に墮ちて絶えざること實に縷の如くなりしが、死灰再び燃てより彼我交通の便宜は直ちに彼國百般の詩書を輸入し來り詩人は寧ろ經學を捨て、専ら詩賦に全力を用ひたる結果、今日の漢詩は日本未曾有の發達を爲し現今の

清詩人も或は三舍を避くるに至ると稱せらる。之を新日本の漢詩と爲す。唯だ古來薄俗の詩風に慣れて未だ舊態を脱せざる一流の人士は或は今日の漢詩を以て漫に其詞を艱深し其字を雕繪し故らに高遠を衒ふものとするものあり、予も亦嘗て此過に坐せり。蓋し舊來詩風の弊たる或は自から智識を局限して汎く古今の諸家に涉らざるあり。或は詩賦を以て音曲に上し得べきものと誤解し流暢平易の辭にあらざれば詩調を成さずとするものあり。試みに唐宋大家の詩賦も其の全集を取つて之を讀め其難透難解なる今日の漢詩と擇ぶなからん、舊來本邦に刊行されたる詩抄の類を以て唐宋の大家を解し得たりとするもの已に誤れり。且夫れ詩は一定の形式を備へたる美文のみ、歌曲に入るべきものにあらず。其平仄を分ち韻聲を區別する所以のもの、言辭の極限益々密にして其意義の研究益々深きを致す所以なり。險語艱句は精究練磨の賜のみ、險韵次韵疊韵の作にして却つて詩趣の深奥を極むるものあるは之れが爲めなり。

詩學の進歩は益々詩句をして難透難解ならしむるに至ると云はゞ論者は必ずや張繼が楓橋夜泊の七絶を擧げ杜甫が春望の五律を引證し來つて平淺輕易の作も古來學者の稱揚する所たるを云はん。然り、平淺輕易の文字も尙ほ且高遠の趣を寓し得べし、是れ漢詩も亦平民文學たるを得べき所以なれども、平淺輕易の作にあらざれば漢詩の本體を得たるものにあらずとするは誤れり。紅姝の櫻唇に上り綠娥の懺手に入るの漢詩は、自ら別様の風流に屬す。悟後の樊川亦與せし。

月落烏啼霜滿天、江楓漁火對愁眠、姑蘇城外寒山寺、夜半鐘聲到客船。と。張繼が楓橋夜泊の詩は平民漢詩の



標本なり。古來學者の説く所各人各異、而かも既に説いて已に盡くるものあるに似て仍ほ説くべきものなり尙ほ盡きざるものあるは此詩なり。予も亦別に補ふ所なくんばあるべからず。先づ此詩を以て曉天の景を叙したるものとするもの、歐陽永叔あり朱晦庵あり、月落烏啼の一句より推せば或は然らんも結句の夜半鐘聲に至りて之を以て夜半鐘なる鐘の名稱なりと解するの已むを得ざるに至りて附會の極と云ふべく縦し夜半鐘なるものありとするも、此詩の趣を添ふるに足らざるべし。況んや天已に明け月落烏啼て仍ほ漁火の熾なるものありとするは曉天の景を成さず。又曉天なれば霜は地に敷くべく、天に滿つるの理由あるべからず。唯だ此詩を以て曉天に至りて始めて夜半の景を想ひ起したるものとなし夜已に明けて前山に顯はれ來れる寒山寺の高塔に思を寄せ昨夜の鐘聲は此寒山寺より打出せるものと云ふに於て始めて此説を維持し得べし。是れ曉天説中の上乗なりと雖未だ以て迂曲の解たるを免れざるものゝ如し。之に反し多數の學者は之を夜半の景と爲し月落烏啼は月は已に落ち烏も啼き最早夜は明けたるかと思ひ疑ひを起したるに客船に到る鐘聲を數へ來れば仍ほ夜半なりと氣付きたるものと解す。然れども斯の如くせば月落も烏啼も皆實景にあらざる事となり、詩句として語句の未だ足らざるものあるを覺ゆ。又江楓も紅に、漁火も紅に、夜半の眠に對すと説けども時は八月十五夜なり、楓葉は未だ霜を帯びず、殊に此作者も人間なり船中に睡り乍ら眼を開きて江楓や漁火を眺むると云ふも思白からず。予も亦夜半説を採るものなれども第一句の月落は月光が地に落つるの意にて月影が山の端に入りたるものと解せず。三更踏月來と云へど何も逆立して來れと云ふ意にもあらず、夜半なれば霜も天に滿ちたるなり。即ち月光落、地霜滿、天なり、所謂

明月不夜天地共に晝の如くなれば烏啼も事實なるべし。江楓も愁眠も共に所の名なり。江楓浦の漁火が愁眠山に對すと解して、對の字も働きあり。或は當時江楓愁眠の地名なしとの地理説の辯駁あれども、事實の如何を問はず、作者の意思如何を論ぜず、江楓愁眠の語が自ら地名を聯想せしむるに於ては後世の學者が之を以て詩の至妙を得たるものとするを妨げず。殊に地名にあらずとせば、江楓の字面も愁眠の字面も普通の用語として穩當ならず。此詩以外に其用例の稀なる所以なるべし。或は又甚しきは此詩を以て張繼が舟中に一夜の春を買ひたる本事を叙したるものとする學者あるも風俗壇亂の恐もあれば今略すべし。斯く論じ來れば此詩の結構は先づ第一句に天地を大觀し第二句に山水の遠景を叙し第三句に姑蘇城と寒山寺の近景を點し第四句に鐘聲到客船と結びて現に己れが存在の位置を示す。然れども此詩の妙處は江楓浦と云ひ愁眠山と云ひ姑蘇城と云ひ寒山寺と云ひ僅々二十八字中に此名所を讀込みたるに在り。雲助歌に云ふ、坂はてるく、鈴鹿は曇る合の土山雨が降る、と。予此詩を以て此俗歌に比す。人口に膾炙する所以なり。敢て漢詩の妙味を以て茲に盡くるものと謂はんや。

### 支那文學と日本趣味

支那の文學上下三千年其詩賦文章儒釋道に涉りて更に燈分派別す、或は氣に逸し或は格に老し或は情を暢へ或は思を刻す。其言辭の豊富、其趣味の深遠、他邦文學の及ぶ所にあらず。英佛獨の文學亦見るべきものなきにあらずと雖も之を支那文學に比すれば未だ卑近淺薄の觀なき能はざるは詩と謂ふに及ばず文と謂ふに及ばず之を其



言語文字自身に見るも明白なるべし。試みに見よ、英語に於て赤(レッド)の字は血の如き色と注す、稚兒の見解のみ。霜葉の色と注す可なり、疱瘡神の色と注す可なり、下婢の臉邊の色と注す亦可なり、嬌娃の羅裙の色と注す更に可なり。支那に在つては即ち如何、赤は南方の色と注す、其理想の遠大彼是考量の中に落さざる也。丹紅、朱、絳、殷、赭、頰、形、溼、等又各其義を異にす、其他の文字皆自然らざるはなし。而かも典故は典故を生じ故事成語亦幾千萬、學び得て以て吾人胸中の奇を吐くに足る。予が支那文學に取る所のもの之を以て吾人が思想表示の用に供し、之を以て我時文の發達進歩に資せんとするに在り。吾人に吾人獨立の思想あり。支那思想の奴隸たるべきにあらざるは論なき也。我に我國體風俗あり、相似ると云ふと雖も直ちに採りて之を我に適用し得べからず。支那に社會ありて國家なし。一飯尙ほ君を忘れざる杜甫其人の如き其兵車行は出征の辛苦を詠じ兵丁點呼の悲惨を歌ふ、讀者をして自ら涙の下るあるを覺へざらしむ。之を我日本の兵士が欣然自ら進んで軍營に入るの狀、實戰に望んで水火も眞に辭せざるの氣風に見ば忠君愛國の精神は實に我が日本固有の特質たるにあらすや。日清の戰、日露の役、漢詩人の往々にして之を詩し之を賦するものあるも亦幾ど見るに足るものなし。新聞記事の號外に劣ること數等、眞に歎するに堪へたり。已に此豊富の文辭あり豈に此緒神を詩する能はずと云はんや。我新日本の漢詩は古今未曾有の一大進歩を爲したるものと稱せらる。更に進んで其精神を日本化するの必要なきにあらざる耶、漢詩が未だ平民文學の中心たるを得ざるも夫れ之あるが爲め耶。

## 梅花と櫻花

幸福なるは梅花也。離騷の香草嘉木に列すること能はざるも漢の蘇子卿南北の陰鏗何遜に至りて大に天下に聞え、唐の李杜、宋の蘇黃に及んで風月花草の夏盟を主どり、元明以來今日に至るも未だ衰へず、邦人も亦其高格韻致を賞し、詩賦の見るべきもの甚だ尠からず、一たび管公の寵を得るに及んで管廟と共に一種の信仰を千古に津々浦々す。然れども櫻花に至りては漢土の嘗て知らざる所、彼れに櫻花文學なし。而かも櫻花は我日本特有の名花なり。櫻花が日本か、日本が櫻花か、枝々大和魂を魂し、花々武士道を道す。獨り和歌の能く之を稱するものあるも櫻花は應さに漢詩に其不遇を訴へん。古來日本詩人の櫻花を賦するもの殆んど見るべきなし。僅かに白石の法乃七律、象山の櫻花賦一篇を除き他に一指の屈すべきなきは歎すべし、今夫れ蕊宮の董狐を以て春秋を定むるも櫻花は實に三千第一、態の尤なる者、色の絶なる者、桃李の輩に至つては、中宮の嬪御のみ、閨房の妾媵のみ。櫻花の將さに開かんとする、晴旭に宜く輕寒に宜く夜月に宜く華堂に宜く高嶺に宜く、其已に散らんとするや、夕陽に宜く微風に宜く空階に宜く水濱に宜く原上に宜し、所謂漢詩の大家名家たるもの此花神の爲めに敢て千首萬篇する所なくして可ならんや。然れども漢土の文字を以て漢土になきの事例を詠ぜんとす、拘泥の病習を除却するにあらずんば誰れか能く片言雙句を着し得ん。進歩は當然舊態の打破を意義す。吾友永井禾原一夕の雅筵に一詩を以て一夫人に贈らんとす。即ち題して云ふ、即席、次三瑤韻、敬請櫻可こと。一點櫻桃樊素口を指す



ものとせば或は當を失するに似たるも敬請の二字を置く所、用意周到、其所謂櫻可は櫻桃にあらずして日本の櫻花なること明かなり。清新の工夫亦以て彼が一家の詩風を見るに足るべき也。

## 日比谷公園の月桂樹

予途に日比谷公園を過る、路傍月桂一樹を見る、東郷大將が手ら栽る所と云ふ。車を停めて低徊久<sup>ウツ</sup>レ之痛歎久<sup>ウツ</sup>レ之。夫れ東郷大將は大和魂の化身也、武士道の權現也。百株千株の桂樹縦し人間に生長五百丈すとも一森林のみ、眼前の一光景を成すのみ、我日本人民の心裏に何等の靈感を與へ得べきものにあらず。風霜搖落時、桂花獨秀を越すと云はん耶、松柏の青々たるに如かず。桂子月中落、天香雲外飄を風致すと云はん耶、東郷大將は仙人にあらざる也。登科折<sup>レ</sup>桂に比し吳剛斫<sup>レ</sup>桂に較すと云はゞ侮慢も亦甚しからん。想ふに古代希臘國民が「オリンピック」の玩戯に月桂樹を以て優勝標とせる歐洲趣味を移し來れるものなるべし。日比谷公園を以て自然主義の活劇場と爲し此樹色を背景するに於て或は可ならん。之を以て偉人の高風を表彰せんとす、神殿に綵花し佛龕に幣帛する也。我に櫻花の在るあり焉。我國民の精神元氣は之を此名花に享くる所、何ぞ之を他に借るの要あらん。趣味は歴史的なり、誰れか彼を割て直ちに世を我に接し得ん。東京市民が此偉人に捧げたる敬意は東郷大將は或は之を諒とせん。而かも東郷大將は日本の東郷大將なり東郷大將の東郷大將にあらざるなり。世道人心に反影する所亦大なり。今之を捨て、彼れを取る、我之れが爲めに之を惜む。豈啻に一笑に付するとのみ謂はん哉。

## 慕而似趣味と似而非趣味

世俗趣味の名を慕ひ趣味の似を求むる者尠ならず、識者往々にして之を笑ふ。然れども是れ己を以て一般世人を律せんとするもの、通俗の詩文も仍ほ且一般人民の趣味を向上し世道人心に補益するものありとせば未だ必ずしも一概に之を排斥し去るべきものにあらず、書畫を陳列して以て跡を塵紛に脱すと爲すものあり、古董を棚架して以て意を玄虚に寄するものと爲すものあり、香を焼き茶を抹し以て清遠の旨を得たりと爲すものあり、碧巖の字義を聞て以て悟道の三昧に入ると爲すものあり、復た何ぞ妨げん。斯の如くして彼等は清泉に足を濯ひ、花下に禪を曬し、山に背て樓を起し、琴を焼て鶴を煮、青豆房裏に粉黛<sup>ふんたい</sup>を傳き、雨花の觀裏に淫哇<sup>いんわ</sup>を奏するは風流律令の罪人たるを認識し得ん。是れ之を慕而似趣味と謂ふ。其之れあるは之れなきに勝る萬々、仍ほ一種の味と謂ふべし。唯り似而非趣味に至りては予之れを取らず。近世の所謂詩歌文章なるもの其の趣味果して慕而似者歟。將た似而非者歟。

世に文士なるものあり。予其人を知らず、自ら稱して士と云ふ、才識兼備の士君子ならん。所謂新體詩新小説なるもの亦彼等の手に成ると稱せらる。己に自ら稱して新體詩と云ふ舊體詩に於て其造詣の深きものあるや知るべし。己に自ら稱して新小説と云ふ古來幾多の才子文人復た顔色なかるべし。而かも世人は或は之を蚊士と稱し或は之を社會有害の寄生蟲と爲し良風淳俗を損するの甚しきものとなす。予私かに彼等の爲めに之を悲む也。獨



り侯西園寺陶菴あり彼等文士を招じて一夕の筵を張る、彼等は以て大に人意を強うせるものならん、予亦彼等の爲めに之を賀す。然れども彼れ侯陶菴は眞に風流多種の平民公子なり。政治文學詩歌音樂技藝社會萬般の事物は彼に在りては一として皆な風流ならざるはなきなり。彼が一種の風骨、一味の雅懷、高く凡俗を抜くものあるは之れあるが爲めなり。彼の胸中瀆職士あり野心士あり落語士あり講談士あり俳優士あり相撲士あり藝妓士あり幫間士あり而して後始めて文士あり焉。而かも彼は敢て特に文士を卑下するの意あるなし、唯だ所謂文士芝居文士相撲なるものに至りて彼等文士も亦自ら居る所を證して餘あるのみ、何ぞ復他を咎むるを須ひんや。小松原文相に至りては然らず。彼は眞面目の政治家なり、彼は久しく内務の檜舞臺に其手腕を揮へる者、彼は社會の風教上よりして文士の何物たるかを知らんとせる也、彼は花鳥風月に托して文藝院の設立を風來せしめ、近く彼等文士の眞相を以て彼が固有の警察眼下に照し來れるなり。其眼中映する所何物ぞ。果然此間の消息は早くも已に萬朝子の傳ふる所となる。曰く、

某教育家が小松原文相を訪うて文藝院はどうなさいましたと問ふに、例の澄ました顔で、アノ問題にも困りま  
すよ、文士諸君のお話を承ると少々猥褻な作でも文藝として價値のあるものはドン／＼文部省で買上げるの、  
懸賞しろのと言はれる、實に美術展覽會の買上品でさへ其處置に困つて居る位だから此上小説など背負込では  
大變ですよ。ハ、ハ、ハ、

と。所謂一笑に付すとは此事ならんも世人の所謂人心を腐敗せしめ家庭を破り社會の結繩を弛うするものとす

る文學を撲滅せんとする彼の一大目的は之を一笑に付し去る能はず。然れども社會にして仍ほ此種の文學を歡迎する以上は社會と共に之を撲滅するにあらざれば到底其目的を達し得べきにあらず。而かも弊害の浸潤する所一日を緩うすべからざるものあり。唯だ大に健全なる文學を興して社會人民の趣味を向上せしめ彼を以て之に代ふるの外彼れ文相と雖も亦他に何等の劃策なかるべし。而かも彼れ文相果して如何なる文學に向つて如何なる方針を取らんとする乎。

所謂文士も日本の國民也。故らに社會を毒するの故意なきや明かなり。予は思ふ彼等は或は彼等の所謂舊文學を學んで未だ其眞髓を得ざるにあらざる耶。否。已に其眞髓を學び得るも更に此舊基礎の上に一步を進むること能はず、奇を尙び新を競ふの結果、範を西洋文學に採り以て一時の快哉を叫ばんとするものにあらざる耶。夫れ西洋文學の趣味とする所は多くは其國教と其歸向を一にするは我詩歌文章が我宗教趣味を離るゝこと能はざると一般なり。然れども基督宗味は直ちに採つて汎く之を我に應用し得べからず、我國民を驅つて擧ぐ基督教徒たらしめたる後にあらざれば西洋文學の眞趣味は到底之れを會得すべからず。西洋文學を模するも唯だ其形骸のみ、似而非趣味のみ。識者が其詩文の淺薄卑賤なるを謂ふものも亦之れが爲めならずとせんや。夫れ已に淺薄なり卑賤なり。凡愚凡俗を化し易し。今日の社會が仍ほ此等の詩文を容るゝ所以のもの亦之れあるが爲めならずとせんや。且夫れ外國の詩文は各其國語に於て之を解せずんば其趣味を徹底し得べきにあらず。漢詩を和歌し和歌を漢詩するも亦然り、況んや西洋文學に於てをや。予已に我日本人民は和漢の學に兼ぬるに歐米の學を以てするの必



要を説き多々益辯の愉快を論じたるが何ぞ計らん歐米人は却つて邦語を學んで自ら東洋文學を趣味せんとす。詩家槐南嘗て一書を予に寄せ、東學西漸の説を爲す。所論頗る見るべきものあり。其後此説を以て新聞紙上に載する所ありしも隨時の戲文とのみ見るべからず。茲に之を抄録せん。

東學西漸は予が數年來の宿論なりしが、近日に至りて益々其旺盛なるを聞見すると俱に轉た我文學界の爲めに典型混滅の歎を發せずんばあらず。

歐洲にて刊行せらるゝ東洋學術に關する新著の日に月に多きを加へ行くは言ふ迄もなきことながら其等は不全なる譯述に西人得意の皮相の臆見を加へて武斷したるものも尠からねば未だ深く珍とするに足らず、然れども輒近西人中支那の語言文字を解識するもの輩出し従て我所謂唐本なるもの盛に彼の學術界に愛讀さるゝに至りては東學西漸の機全く熟したるものとして注視を忘るべからざるの現象なるを信ず、當春接手したる英京倫敦に於ける二三書肆の發行書目を觀るに其唐本の部類には十三經註疏あり史記あり前後漢書あり老莊及び屈子の離騷を始め文獻通考漢魏叢書、廣群芳譜、三禮圖、偕ては朱紫陽の通鑑綱目、李自珍の本草綱目、寰宇記、東華錄、聖武記、其他康熙字典、大清會典など云へる類に及ぶまで一通り支那の文物禮制を考索すべき書類は皆具はらずと云ふことなし、就中特に珍本として掲出せられたるは郭璞注の爾雅にして全部三卷數多の密畫あり黃絹美装の上本とし千九百年北清事變の際北京の宮廷より獲來りしものとの説明あり、其挿畫あるより推さば此れ想ふに嘉慶中曾輿が覆刻せし影宋本爾雅圖の初印本なるべし、其價格を三磅餘としたるに視て如何に歐

洲の學者が垂涎して争ひ購はんと欲するものなるかを想像するに餘あり。

此書目中水滸傳の次に許慎の説文を出し、西廂記の後に朱學の宗たる性理大全を載せ、玉嬌李の下に顧野王の玉篇を列したるが如きは歐洲の通例アルハベットの順に依るものなれば毫も恠むに足らず、従つて、戰國史の注本は東周列國志と肩を比べ陳壽の三國志は羅貫中の三國演義と武を接す、其餘元曲には漢宮秋、老生兒、灰欄記等あり、明清小説には好述傳、平山冷燕、紅樓夢等あり、宛も夏日曝書の時に於ける吾人の書齋に入るが如く、之を手にして已に興味の津々たる者將料からず。

我が國の學者文士が假名遣問題に持ち倦み、羅馬字の採否に腐心しつゝある間に、東學は此の如くにして西漸す、冶蕩極りなき自然小説と、愚にも付かざる新體詩の成功を夢みつゝある間に、東學は此の如くにして西漸す、噫嘻誰れか夜半の荒雞を聞きて枕を蹴つて起舞するものぞや。

と。然り我政府は漢學專攻の留學生を歐米に派遣せんとし、新説の文藝院に小松原文相が一場の演説を試むるの光景、恍乎として早く已に吾人の眼前に迫り來る。

### 自然主義の小説と法律

戀愛は情中の情也、態中の態也、忽ちにして深情密態、忽ちにして永訣嗚咽、兩情繾綣の趣之を詩し之を文す復た何の不可あらん。河漢雖云濶、三秋尙有期は天上の事也。花燭亘天簫韶沸空、雲母雙車、霓裳羽衣は



仙境の事也。酒池肉林罷朝爲長夜飲、紅紫爭房、寵衰而歎、秋風落葉、は宮掖の事也。夫れ才子佳人は人間の花鳥風月なり、其趣は之を花鳥風月に味せざるべからず。其詩歌文章奇にして法あり正てして葩あるもの以て劣情を花鳥し醜態を風月するに足る。艶史小説亦世道人心に補益する所なしと云ふべからず。予戲填字、作踏沙行一闕、以て此意を寓す。曰く、翡翠丹霄鴛鴦綠水、香風翻盡芙蓉被、嫦娥又許折高枝、廣寒今夕人間咫。露冷蟾宮、槿花摘藥、魂銷春夢迷離裏、巫山雨霽一峰斜、迢迢明月雲端墜と。鎖骨觀音も亦蕩婦身を現し來る、衆生濟度の方便のみ。然れども此筆一たび寸毫を誤らん乎、花鳥を劣情し風月を醜態するの甚しきに至らざるも復何等の趣味なきに了らん。古來筆を稗史小説に染むるもの心身兩ら陋風卑俗に魅着し去られて自ら之を覺らざるもの亦甚だ尠しとせず。近來所謂自然主義の小説なるもの益々出で、益々醜を極むと云ふ、新聞雜誌の日として之を説かさるはなし。想ふに直景直寫直情直露、解剖室の標本を觀るが如くならん、造化機論の挿圖を繙くが如くならん。而かも此等の小説仍ほ世上に流布して之を愛讀するものあるは何ぞや。其之を愛讀するもの必ずしも墮落の青年鍛茶式部の類とのみ謂ふ勿れ、世の所謂紳士、貴婦人なるもの仍ほ之を手にするものあるは掩ふべからざる事實也。其趣味の淺薄克く讀者其人を想像するに足る。夫れ道德觀念は法律の趣味なり、近來趣味の汚下と共に法律も亦漸く道德觀念を度外視し來つて自然主義者の小説と擇ぶものなきものあり、嗚呼世道人心を奈何せん。

生命刑身體刑自由刑名譽刑財産刑を稱して五刑と謂ふ。現今法を立つる者、生命刑の殘酷を認むるも未だ之を全廢するの氣運に至らずとなし、身體刑の弊害を知るも政策上已を得ずして稀に之を用ふと爲す。英國刑法が杖

刑を存し臺灣刑法が清國人に對して笞刑を適用するが如きは是れなり。剩す所の自由刑名譽刑及び財産刑に至りては文明諸邦が最良刑として益々其適用の範圍を擴張する所なるも、獨り我新刑法は此三者中名譽刑を全廢し、我國法上刑罰として臣民の名譽權を奪ふの觀念を滅却し去り以て萬國無比の立法を得たりと爲す。曰く國民の特權と云ひ兵籍に入るの權と云ひ官吏と爲るの權と云ひ皆な他に法律規則の存するものあり、刑餘の人をして議員と爲り公務員と爲り兵士と爲り官吏と爲るを禁止す、之を刑法に規定するの要あるなしと。或は曰く文武官の任命は天皇の大權に屬す、命令の規定に依るは可なり刑法を以て官吏たるの權を剝奪するは大權を侵すなりと。然れども法律も亦天皇の裁可を経て始めて其効力を有し天皇の名に於て之を公布す其主權の淵源する所一なり。蓋し是等の説皆所謂理窟屋の小理窟のみ、大人君子の所謂道理とするものにあらず。國法上刑罰として直接に此等の名譽權を剝奪すると他の法律規則に依り單に間接に此等名譽の地位に就くことを拒むものとは國民の道德觀念に於て雲泥の差ある所以を知らざるべからず。國法上名譽刑を全廢するは國法上國民に名譽權なるものなきを前提す。嗚呼之を日本國民の面目と謂ふべき耶、小々兒曹が机上の小刀細工は國法を以て國民の道德觀念を維持すべきものとする古今立法の大本を無視し來る。彼等は國民を以て動物學上顯微鏡下の研究材料とする也、唯だ人類の肉體を見て又國民の精神を見るの明なき也。自然主義者の小説が戀愛を以て解剖室の標本、造化機論の挿圖とする者と亦何ぞ擇ばん哉。風教の維持を以て自ら任とするの小松原文相今尙ほ内閣に椅子するあり、立法の一大魔窟は未だ以て彼が固有の警察眼裏に映じ來らざる耶。敢て問ふ。



## 人道と基督教旨

世尊の此世に出るや最初の呼吸に唯我獨尊を叫ぶ。獨逸哲學の開祖は在山七<sup>ユト</sup>年、深思默考始めて只だ我在焉と觀じ來る。我とは何ぞ、意思の自由也。此我ありて始めて人なり、此我なくんば人にあらざる也。耳目鼻口あり血あり肉あり生命あるも此我なくんば禽獸なり。而して人各々我あり、個々圓成共に其我を全うせざるを得ず。於是乎、人と人との開始て情あり、仁と云ひ愛と云ひ義と云ひ禮と云ふ。人道是れなり。法せられて權利義務の關係を成す。予は人なり神にあらず。予は人なり禽獸にあらず、予は唯だ人道を解し得ば即ち足る。予は唯だ人道を説かん也。加藤博士、考而益健、頃日一書を著はし一大問題を提出す。曰く基督教徒は宇宙に神の實在を説き、神を以て全知全能、至仁至愛のものと爲す、果して然りとせば神は何の故に人間が自己と同一有機體たる動物を食飼せざれば自ら生存すること能はざるが如き殘忍なることを存する乎と、遂に神を以て宇宙のお化と極論す。濟々たる宗門の多士、熱心銳意辯解頗る勤むと雖も遂に能く博士の銳鋒に敵する能はず。然れども予が人道を以て之を論ずるに於て幾ど取るに足らざる問題たり。殘忍と云ひ酷薄と云ふ人類相互の間に於てのみ始めて之を謂ふべし、動物相食は寧ろ畜生道の本則なり。法律が或は無用の殺生を禁じ、牛馬の虐待を禁ずるもの、其影響の延ひて人類に及ぼすものあるを恐るゝが爲めのみ。牛馬の爲めにするにあらざる也。牛馬を人類に伍するものにあらざる也、牛馬に我なる人格を認むるものにあらざる也、牛馬に權利を附與するものにあらざる也、猶

ほ猛獸の人に迫るに當り之を殺すも之を以て正當防禦と謂ふべからざるに異ならず。基督教旨なるもの果して人間以外に涉るや否、予之を知らず。然れども牛馬を支配するに人道を以てすべきものとするに於て彼等基督教徒が此問題の明解を得ること能はざるは當然のみ、予が人道は即ち關らず。

炎熱金を爍かすの日午、野に耕すの農丁あり。嚴寒骨に沁むの深夜街頭客を載せて走るの老車夫あり。其勞苦想ふべし、而して其日に得る所果して幾許ぞ、或は僅かに饑を凌ぐに足らんも一朝疾に臥す復た藥餌の給するなし。之を獄裏の囚徒に見よ。寒ば則ち衣し、汗ば則ち浴し、饑ば則ち飯し、病ば則ち藥す。其一身に受くるの勞苦、之れを彼の農丁車夫に比すべきにあらず、然れども彼れ農丁車夫の勞苦は自ら取る所其意思の自由に出でたり、尙ほ其我なるもの存するあり。人道に於て缺くる所なし。誰れか之を殘忍と云ひ酷薄と云はん。囚徒に在つては則ち然らず。一擧手一投足の勞苦も他の強制に出づるなり。意思の自由に出づるにあらざる也、復た我なるものあるなし、畜生道に墮落せる也。殘忍の極と謂ふべく酷薄の極と云ふべし。正耶、邪耶、人道之を許す耶、許さざる耶。説く者必ずや謂はん、刑罰は犯罪の應報なり、犯者自ら取る所、人道に缺くる所なしと。然り、之を犯人の自ら取る所とするに於て始めて明解を得ん。然れども是れ法律制度の已に完全するものあるを前提して而して後始めて之を自ら取るものと謂ふことを得べし。故に、何等の法律なく又法律ありとも放漫縱肆幾ど之れなきに等しき邦國に在つて刑罰を以て上司の專斷に一任すべきものとせんか、刑罰は犯者の自から取る所にあらず、上司は虎狼のみ、人民は犬羊のみ、其所謂刑罰なるもの、畜生道の顯象のみ。司法の有司幸にして賢明仁慈



其人を得たりとするも人民は其前に一片の慈悲哀憐を乞ふもののみ。人民に我なく自由なきは一なり。唯だ夫れ有司專斷の制度に於ても我古來の制度に於けるが如く犯者が犯罪を自白自認する場合に限り其罪を斷じ得べきものとするに於て始めて犯罪の應報たる刑罰も亦人民の自ら取る所とするを得べし。縦ひ其自白自認は事實と相反する所ありとするも其自ら取る所たるは即ち一也。亦以て自ら安んずるの餘地あるものと謂ふべし。我古來の法制は更に一步を進め士分に在つては死刑も亦賜<sub>レ</sub>死と云ふ。人道に於て更に其理想の高尙なるを見る。君子國の君子國たる所以也。現今の法制已に自白自認の理想的觀念を去り而して之れに代はるべき新制未だ立たず。新刑法は司法有司に附與するに廣大無邊の權力を以てし而かも人民に如何なる行爲ありしや否、如何なる證據の見るべきものありや否、人民の抗辯する所如何なる理由ありや否、犯罪が果して成立するや否、一切の判斷を擧つて一に有司の獨斷に專任す。人民に我あるを認めず、自由あるを認めず、従つて其刑罰なるもの亦人道に基くものと云ふべからざる也。歐米國民に至りては則ち然らず。陪審の制度を設け人民の自ら選びたる陪審員をして有罪無罪を決せしむべきものとなし以て始めて人民は奴隸狀態を脱し得たるものと爲す。茲に於て我あり自由あり。従て其裁判は當を得ざることも人道に於て又缺くる所なきものと謂ふべし。我君子國の面目今何處にかある。而して歐米人民が能く此制度を確立し得るに至れるもの基督教旨の大に與つて力あるは歴々之を國史に徴し得べし。事實として誰れか之を疑はん。獸類に對する殘忍酷薄を論ずるが如きは自ら別問題に屬するものにあらざるなき耶。加藤博士は更に一問題を提出せり。曰く、爰に甲國が乙國に對して戰端を開ける場合に於て甲國の開戦

が若しも不義に出たるものであつたときには甲國の臣民にして基督教徒たる者は國家主義よりも寧ろ世界同胞主義を重しとし此不義戦に加はらず却つて義なる乙敵國を助ぐべき筈のものであらう乎、將世界同胞主義よりも寧ろ國家主義を重しとして此不義戦に加はり以て義なる乙敵國を倒すべき筈のものであらう乎、と。遂に基督教徒を以て我國體を害毒するものと極論す。而して基督教徒の之れに答ふるもの必ずしも一理なきにあらざるも寧ろ其答辭に窮すと云ふの當れるに如かざるが如し。然れども予の人道説に於ては幾んど何等の價値なき問題たり。國家は獨立體なり。人民の烏合を總稱するものにあらず。國家に人格パーソナリティーあらん而かも國家は人類ヒューマン・ビーイングにあらざるなり。國家には別に國家の我あり、國家には別に國家の自由あり、國家と個人と二者素より相關するなし。國家と國家との間亦自ら一種の關係あらん、而かも是れ人道にあらざる也。國と國との間に於て仁と云ひ義と云ふもの唯だ人類に之を擬するなり。似するなり、彷彿のみ、端的にあらざる也、猶ほ畜類に對する殘忍酷薄を以て人道に影響するものとするると異なるなし。人類は一方に於て禽獸と己おのれを分ち一方に於て國家と己おのれを分つ。國家と個人と別物なること人類と畜頭と別物なるが如きなり。一の國家は或は他の國家の不義戦に加はるを得ん、人民が個人の資格に於て國家の不義戦に加はらんとするも得べからず。戰場に臨むの兵士は國家の器械のみ、何ぞ之を以て人民が國家の戦に加はると謂はん哉。予未だ基督教旨の眞理を知らず、基督教旨が一方に於て畜生道を支配し一方に於て國際關係を支配するものなるや否を知らず、唯只其人道を支配するの範圍に於て亦予と大に其趣を異にするものにあらざるを知る、何ぞや。基督教旨が英米の陪審制度に貢獻するの大なるものあるは一點の疑を



其間に容るべきものなければなり。英米の今日に於ては基督教旨に基くべき百般の設置は幾んど已に完了せん。基督教徒が我日本に向つて大に爲さざるべからざる幾多の重要問題は今其眼前に現前しつゝあるにあらずや、漫に人道以外の間問題に滿腔の熱心を傾瀉するも何等此人世間に用なかるべし、此人世間に用なき宗教は此人世間に自滅せん。

### 廉價なる哉日本人民の生命

死刑は極刑なり、死刑に範圍なし、死刑廢止の説頗る其理由の存するものあり、其惡刑たるや疑なし。而かも今日の文明諸邦も未だ之を全廢する事能はざるは人民文化の程度未だ之を許さざるものあり已むを得ざるに出ると爲す。故に今日法を立つるもの銳意熱心死刑濫用の弊害を除かんとし、法律上可及丈死刑を適用し得べき場合を局限し、法官は勿論陪審官と雖も亦自由に之を左右することを許さず、人道を基礎とする立法は正に斯の如くなるべし。我舊刑法は基督教國の一平民ボアソナード氏の手に成る、而かも彼は能く人道を解せり。見るべし。舊刑法は殺人罪に就ては謀殺及び當然之に準すべき毒殺慘殺のみに限り死刑を適用し且酌量減刑を許し、故殺に至りては斷然之を死刑に處することを禁じたり。新刑法に至りては然らず、苟も人を殺すものは故殺と雖も法官は其專斷により之を死刑に處すべきことを得べきものとなす。日本人民の生命は風前の燈耳、新刑法の立案者は基督信者にあらざるべし、或は何等信仰なきの人ならんも之を人類の制定したる法律と云ふことを得べきや否。

人道の一大問題也。辯者は乃ち曰く、謀殺故殺は到底之を區別し得べからず、故に之を同一の死刑に處すと。又曰く、新刑法の法理は未だ歐米文明諸邦の知らざる所、我日本刑法の新發明に係ると、然り。殺さるゝものより之を見る、殺人の行爲も一なり死亡の結果も一なり、二者其區別なけん。然れども二者の區別は人道上の一大區別なり。人道は人類が人類を殺すと獸類が人類を殺すとを同視せず、人道は殺さるゝ者よりも人を殺す者の心裡状態に見て此一大區別を存する也。謀殺は冷靜平和の心裡状態に於て現に同胞人類の身體に白刃を加ふるもの殘忍酷薄人面獸心の者にあらざれば敢て之を實行し能はざる所、法律が死刑を以て之に莅むことを許す實に已むを得ざる所以なり。之に反して故殺は奮慨熱切の心裡状態に於て他に白刃を加ふるもの、君子人と雖も時に或は之を敢てする事なきを必ずべからず、未だ以て殘忍酷薄獸類と比すべきものと云ふべからず、法律が斷じて死刑を以て之に莅むことを禁ずる所以なり。唯二者を區別するに當り心裡状態の證據は或は時に之を得ること甚だ難きことあらん。故に文明諸邦の法律は冷靜平和の證據ある場合に限り之を謀殺とし其證據なきものは別に奮慨熱切の證據あるを待たず皆之を故殺とすべきものと規定す。舊刑法も亦規定として此主義を採用し來れるが實際の適用に於ては故殺の證據なきものは却つて謀殺に問はるゝの傾向なきにあらざりしが、新刑法は更に一步を進めて故殺と雖も有司の專斷に一任して之を死刑に處することを許すに至る、盛なりと謂ふべし。文明諸邦の統計中死刑數の多きは我日本に及ぶものなし、苟も人道を解する者之を以て世界に誇るべき顯象なりとする歟、生命に價値あらば日本人民の生命は廉の極と云ふべし、而かも人道を以て者裏の實相を觀察し來れ、滿眼皆是れ修羅道な



り。全國到る處幾多の屠場、皆是れ人類を齧過し去るものにあらずや。這般の光景未だ以て世人の眼底に映じ來らざる耶。彼れ坊主、彼れ神主、布施賽錢の計算に忙殺せられて他を顧みるの暇なき歟。基督教徒も亦袖手傍觀爲す所なくんば全知全能在の造化も亦是れ一お化のみ、敢て加藤博士の言を待つて後始めて之を知らんや。乞ふ全知全能至仁至愛の神あらば之を眼下に實現し來つて予をして其然らざる所以を知らしむるに足るべき一大福音に接せしめよ。喝。

## 罷官夢始清

縦し日本人民を以て名奔利競、心は計算に疲れて復た人道を顧みるに暇なく、奴隸を以て自ら甘んずるものとするも、身の司法の職に在る者應さに盡く陪審制度を歓迎せん、敢て一人の反對あるを想像し得べからず。彼等は人間なり、神にあらず、全知全能にあらざる也。古來聖賢仍且自ら其智見の足らざるを恐る。況んや我が上司は已に裁判の沒常識を認め彼等も亦岡部法相の訓誨を遵守して更に世人と交際して世態人情を學ばんとするもの豈に此人心なしと謂はんや。彼等豈に專行獨斷人民の生命身體を奪ふこと大根を切るが如くなるを以て自ら快とするものならんや。鮮血を以て寫されたるドラコーの酷法苛律を以て彼等に委するも彼等も亦血に渴したる羅刹耗鬼にあらざるべし。

古人謂ふ、罷官夢始清と。然れども陪審制度にして確立せば、人民は自ら選びたる陪審の判断を受くる者、其

判断は自ら取る所、陪審制度に判官たるもの官に在つては夢は常に清かるべし。但だ我が今日の制度の上に司法官たるもの若し其夢の常に清きを云ふものあらば是れ全知全能を以て自ら任する者其裏面の底に於ては却つて殘忍酷薄人民を牛羊視するの事實を存す。日夕其及ばざらんことを之れ思うて尙ほ未だ足らずとするに於て始めて人道の法官たり。三更人靜まるの後、殘燈明滅の處、往を逐ひ來を推せば誰れか心地の平なるを得ん。彼等鐵腸幾條するも一片の人心能く此百悔千恨の煎爍を奈何せん。然れども法官は他の行政官吏と異なれり。法律は彼等をして全知全能、神にあざれば知ること能はざるの難問を裁斷するの苦痛と責任とを免除せり。甲の證人は右と云ひ乙の證人は左と云ふ、誰れか能く之を判するの明眼あらん。於是法律は法官は唯だ有罪の證據あるものを以て有罪とすれば即ち足るものとなし自ら無罪の證據を案出するにあざれば之を無罪とすることを得ざるものとせず。或は説く者あり、云ふ、法官にして往々此法律を誤解し無罪の證據なくんば之を有罪と推定すべきものとするものありと。千百の法官中或は此誤解なきを保すべからず。千百の法官皆然らずんば大幸耳。或は説く者あり又云ふ、一たび檢事の起訴せる案件にして之を無罪にするは判官の智識經驗未だ其有罪の事由を發見し得ざるに由る。今日の法律は證據一切の認定を法官の專斷に一任す、法官にして、縦ひ何等的確の證據なきも果斷一番之を有罪と認定し、法律論の如きも亦理窟の上に理窟を重ねたる有罪解釋を下すもの、所謂司法部内の敏腕家なり、有力者なり、檢事の賛成する所となり、上司の歎賞する所となる、立身出世の一大秘訣なりと。予茲に至りて復た説者の言を信する能はざるは大幸中の大幸耳。



陪審制度に判事たるもの、其手腕技倆を示すは陪審官に對する證據關係の説明ならん、是れ活判事として活事務を處理するもの亦人生の快事ならずとせんや。獨斷制度の獨斷判事、何の處に向つて其手腕技倆を示さんとする耶。陪審制度に檢事たるもの亦其手腕技倆を示すは陪審官の操縦監督ならん、一切の審理を裁判長に一任して之を傍觀するに過ぎざる糾問主義の審理何の處に向つて其手腕技倆を示さんとする耶。陪審制度の設立は或は其職務を繁雜ならしむると同時に一大活氣を添へ來る也。今日の司法官たるもの誰か復た職務の上に安眠し閑判事閑檢事たるに甘んずるものぞ。斯の如くにして司法官の地位始めて尊く、斯の如くにして司法官益々其人を得べく、斯の如くにして司法官の優給始めて其職に伴はん。而かも彼等は始めて在官夢常清を致す。陪審制度の設立は一舉兩得司法官中誰れか復之れに反するものあらん哉。而かも仍ほ之れありとせん歟。人道は即ち滅矣。

## 巡査の裁判

法曹の通語に法官の心證なるものあり。一切の有罪無罪の證據を以て之を法官の獨斷に一任するの義なり。所謂獨斷主義の一大原則也。彼の英米法の如きは刑事に就ても亦最も詳晰精微を極めたる證據法の規定あり、法官と雖も之を左右することを許さず。是れ彼國法學の骨子にして又學者の難關とする所而かも英米法の長所とする所其尊敬に値する所茲に在り。獨逸に於ても已に裁判の實際上大に此精神を斟酌し、佛國に於ても、亦多少之れに倣ふ所あるも未だ遠く英米に及ばざるものあるはサクセンの司法大臣たりしグラーゼル卿が其著書證據法論に

明認する所なり。就中證據と犯罪事實との原因結果に關する理論の如き斷罪上一日も缺くべからざる問題たり、須く其蘊奥を究意せざるべからざるも、我法學の趨勢は全然反對の方向に向つて急進激歩するものゝ如し。今日の現狀に於ては如何に確實の證據物件あり如何に動かすべからざる證書類あり以て事案の無罪を明認するに足るも法官は車夫馬丁下女男の一言を以て之を排斥し去り忽然として有罪判決を下すの自由を有す、而かも車夫馬丁下女男が後に至りて其陳述を改むるも其陳述にして一旦警察署若しくは檢事局の記録に上りたる以上は法官は此記録のみを以て有罪の證據とするも法官の自由なり。此記録の中縦ひ前後矛盾互に相容れざる所あるも其一部分の一句一言を採用して有罪の證據とするも法官の自由なり。其一句一言が如何に犯罪事實と原因結果の關係なきも之を以て有罪の證據となすも法官の自由なり。有力なる反對の證據を提出して之を排斥せんと主張するも全然之を不問に付し直ちに其證據を却下して有罪の判決を下すも亦法官の自由なり。極端の獨斷主義は極端に發達して遺憾なきものと謂ふべし。證言中最も普通なるは巡査の證言にして又最も信すべからざるも巡査の證言なり而も亦最普通に採用せらるゝも巡査の證言なり我今日の制度に於て檢事は司法警察官を指揮するものと爲す。然れども警部巡査の任免進退は檢事の喙を容るを許さず内務行政官吏の爲す所に任せて檢事は茫然傍觀の地位に立つ、檢事にして之を以て己れの手足たらしめんとす、難矣と云ふべし。予檢事の爲めに之を惜むこと久し往々にして當局其人に語らざるにあらざるも未だ其實行を見るに至らず。其の趨勢の歸する所果して如何。之を地方の實況に見よ。檢事にして却つて警察權の手足たらざるもの其必無を期し得べきか。檢事にして警察の意向に反



せん敷、自ら能く犯罪を檢舉し得べきもの果して幾人ぞ。於是或は警察萬能の恐れなきを得べき敷。警察の萬能亦可なり。然れども更に之を警察の組織に見ば結局する所直接人民に接するものは巡査のみ。巡査に高等の教育學識あるもの或は乏しかるべしと雖も其才力智識に至りて個人として甚だ賞すべきものあり。而かも今日の實際に於ては巡査の職務は頗る多岐に涉り頗る繁雜を極む此才力智識なくんば此職務に當り得べからず。而して其才力智識ある所以のもの即ち又弊害の因つて生ずる所以なり。已に此才力智識あり、事實を事實として看察すること能はず。其犯罪を檢舉せんとするや必ず先づ豫斷し推定し所謂見込なるものを下す。犯罪の證據を事實に求めずして之を人に求む。先づ疑を容るゝに足べき人を定め而して後之れを訊問究追す。時に横暴計策を用ふるも猶且事實を其人の陳述に取らざるべからず、固と是れ當然の事のみ、毫も怪むに足るものなし而かも之を以て自ら愧つべきことゝ爲し飽迄其横暴計策の事實を隠蔽せんとす、是又彼等の才力智識あるの致す所なり。物に一利一害あり、獨斷主義の法官たる者の然此間の消息を勘破し得ずんば他を窮めんと欲して反つて他の窮倒する所とならん。其所謂獨斷主義の裁判は或は其實巡査の裁判たるやも未だ知るべからず、未だ以て獨斷主義の徹底と謂ふべからざるを爲憾耳。

## 法廷の趣味

天下何物か趣味なからん。裁判は人生の活情史也。法廷は權利の天地也、義務の乾坤也、法花律鳥刑風罰月、

景に觸れて興を起し事に感じて辭を憶ふべし。有<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>喜、有<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>悲、有<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>笑、有<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>羨、我法廷の光景果して何物を趣味し來る。

已に趣味と云ふ花鳥を品し風月を評するのみ。法廷も亦然り。裁判は新たに是非曲直を發明製造するものにあらず、已に存立せる事案に向つて其是非を分別し其曲直を辨明するものゝみ。故に必ずや是と呼び非と争ひ、曲と訴へ直と答ふるものなかるべからず。檢事は原告の地位に立ち非と主張し曲と主張す、被告は是と答辯し直と答辯す。判事は唯此主張此答辯に對し是を是とし非を非とし曲を曲とし直を直とす、鶴白鳥黒するのみ。之を刑事訴訟の彈劾主義と謂ふ。文明諸邦の盡く採用する所にして而かも我法廷の光景にあらざる也、可<sub>レ</sub>羨にあらずや。之に反し判事が犯罪嫌疑者を以て直接審理の目的物と爲し自ら之を訊問す、原告なし被告なし、是非曲直は判事の發明製造する所、鶴を鳥し鳥を鶴す亦其自由なり、之を治罪の糾問主義を謂ふ、文明諸邦の採らざる所にして我が眼前の光景なり。可<sub>レ</sub>悲にあらずや。我國法も亦治罪法を改めて刑事訴訟法と稱し彈劾主義の形式に似ず、其名に於て甚だ可なり。然れども其實際に於ては果して如何、糾問主義の隨一なり。公判々事は被告を以て直接審理の目的物と爲し原告たるべき檢事を其眼前に控へ乍ら問題を設け争點を作りて被告の答辯を促がし甚しきは被告の自白を迫り來らんとす。被告を追言責し遂に其辭なきに至らしむるを以て寧ろ其敏腕技倆を示し得たりとするものに似たり。幾多無智無學の傍聽人も亦之を見て賞歎措かざるものゝ如し。是れが日本國民かと思へば哀れと云ふも愚かなり。然れど是れ判事が自ら被告と其力を角するもの、縦ひ此論争場裏全勝點は悉く之を判事



に歸し得たりとするも判事は既に己に自ら好んで被告と同一地位に立つものにあらずや。自ら卑うして而して後人之を侮る、侮は自ら招くなり。所謂判事の尊嚴其職務の神聖なるもの果して那邊に存する歟、判事は自由に被告を罰するの權あらん、被告も亦之が爲に敢て敬意を缺かざるべし。是れ威赫也。強て以て弱を凌ぐ也。尊嚴にあらざる也、神聖にあらざる也。而かも被告を追究するの極往々怒氣放奔滿面紅を潮し卓を撃つて大聲叱呼公廷を驚かすものありと聞く、判事は車夫馬丁にあらざる也、予斷じて之れなきを信ずと雖青年有爲の判事にして時に世態人情に通ぜざるの言辭を弄し滿場の笑を買ふが如きは必ずしも想像し得べからざる喜劇にあらざるべし。可<sub>レ</sub>笑の光景と謂ふべき也。之を英米の判事が開廷第一必ず先づ被告に對して被告は自ら進んで何等の答辯を要せずと訓諭し、檢事の提出せる證據にして犯罪を認むるに足るべき場合に於て靜かに被告の答辯を聽き敢て自ら追究する事なきのみならず、被告は概ね法律に暗かるべきを豫想し檢事の鋭鋒に對し却つて被告を保護するが如き趣あるものに比し來らば彼我の光景豈に雲泥の差のみならんや。彼英米人民は道途に區裁判所判事の通過するを見るも尙ほ且慇懃之を禮して其内容を正すと云ふ。可<sub>レ</sub>喜也可<sub>レ</sub>欣也。予は之を我判事諸公に望むや切なり、諸公にして公平無私、己を空うし而して自ら人民の生命財産一切の諸有の保護神たるを期せば我人民の諸公を見る豈英米民に一步を譲らんや、而かも諸公にして今已に此尊敬を受けつゝありと云はゞ予亦何をか言はん。

局面一變、大團圓の幕は開かれん。檢事は有罪の意見を固守し殊に被告を重刑に處すべきものと論告したりとせんも、判事は突然無罪の判決を宣告せん。而かも其の判決なるもの毫も檢事の主張に對して何等辯明する所なし。

或は判事は忽焉有罪の判決を宣告せん。被告の答辯に向つて何等辯明する所なし。唯だ判決に於て有罪若くは無罪と認定すと一言せば法律上判決の理由は茲に具備して亦閒然する所なきものとせられる、糺問主義の判決なればなり。於是乎檢事は往々銳意熱心論辯甚だ勤むるも誰だ法廷を賑はすのみ。糺問主義の裁判は豫め逐一其主張を確定し置くの必要なければなり。辯護士も亦然り、萬一を僥倖して判事の心を動かさんとするのみ。放漫冗長の辯論數時間し數日し徒らに日子を費して而して漠として其論點を知るべからず、糺問主義の判決は逐一其答辯を豫め確定し置くの必要なければなり。判事も又之を聞くも可なり、聞かざるも亦可なり、聞えざれば更に可ならん。唯だ之れを聞くべき地位を持續せざるべからず、欠伸すべからず、居睡りすべからず、落書すべからず、小説を繙くべからず。但だ想を象外に驅するは之を妨げず。情を天外に寄するも亦之を妨げず。若し夫れ時に寂寞を破つて靜聽の態度を示すの機を捉へ得ば妙更に妙。而も無用の辯論は益々長きを加へんなり。糺問主義の法廷其趣味大概如<sub>レ</sub>斯耳。

### 怯遠主義

裁判所は司直の府也、法官は人民の生命身體自由の守護神也。獨立神聖、利慾も之を動かし得ず威力も之を屈し得ず、人民が誠意に之を尊敬し安意に之に近づくこと彼の英米人民の如くなるべきは素より當然の情理のみ。獨り我日本人民に至りては怯れて之に近づくべからざるものとするに似たり、鬼神も尙且つ敬して之を遠のく、



怯れて之を遠のくるもの、天魔視する耶、外道視する耶、阿鼻視する耶、塗道視する耶。予我人民の愚昧を笑はずんばあらず。而も此怯遠主義の觀念は一般世人の認むる所、耳熟し目慣れて識者も亦敢て之を怪むものなきに至る、人道墮落の極度也。痛歎に堪ふべけん哉。予茲に一種の理想を描いて試に其原因の存する所を究めん。

人に先見の明なかるべからず。然れども所謂先見の明なるもの眼界の透徹を謂ふのみ、實行の成效を必然するものにあらず。先見の眼あつて之に伴ふ手なくんば所謂輕舉妄斷に了らん。輕舉妄斷も無限の暴力を以て之を行る時に或は其結果を得ざるにあらず、唯自ら其惡結果たるを知らざるのみ、畢竟先見の眼界茲に及ばざればなり。故に先づ實行の手を堅めて而して後先見の目的を捉ふるの確實なるに如かず。犯罪檢擧の任に在る者必ずや先見の明あらん、而して未だ之に伴ふ手段なくして先見の明を行はんとせんか、先づ犯者の何人たるかを豫斷し推定し而して後に始めて其目的に符合すべき各種の證據を蒐集せざるべからず、必ず先づ被告を拘留せざるべからず。家人親戚來つて保釋を乞はん、其狀憐むべきも又之を許すに由なし。保釋を以て被告の權利とし一定の保證を立つるに於ては裁判所は必ず之を許可せざるべからざるものとする英米の制度に於ては人民の夢想せざる所なからんも我に在つては即ち然らず、保釋の許否は一に有司の心に在り。有司にして犯罪ありと信すれば直ちに拘留を命じて斷然保釋を許さざるも法律の許す所なり。世人も亦冷眼之を見て嘗て法律自身の當否に論及するものあるなし。而かも哀訴歎願再び三たびし尙ほ有司の許す所とならず、遂に有司を以て必要なきに被告を拘留し私怨を以て暗に一種の刑罰を專行するものにあらざるかを疑はしむるに至る愚も亦甚だし矣。是れ我法律の

許す所なるも人民が裁判所を以て怯れて近づくべからざるものとする理由の一ならずとせんや。

已に被告を拘留す、之れを詰問するも得る所なし、他に犯罪の證據も亦搜して得る所なし。之を證人の陳述に要めざるべからず。於是乎幾多の證人は忽ち招喚されん、證人は知るを知ると陳述し知らざるを知らずと陳述せんと、而かも其陳述は或は有罪の證據とすること能はざるものあらん。有司の先見は茲に破れん、而かも有司は惡意あるにあらざるも已に自ら確信する所あり、證人を僞證の罪に問ふも尙且其目的に符合するの陳述を要めざるべからざるは勢の然らしむる所なり。證人に對して數々其陳述の僞證にあらざるやを注意し直ちに證人を拘留し得べきことを注意す。斯の如くして目的に符合すべき陳述を得れば即ち止む、之を記録に上せて亦動かすべからざるの證據と爲す。若し又此目的に符合すべき陳述を得るに至らずとせんか、僞證罪の被告として更に幾多の證人は拘留せられん、是亦勢の然らしむる所也。地方によりては一事件の起る毎に必ず之れに伴ふに數人の僞證事件を以てし證人として呼出を受ける者亦豫め自ら拘留の人たるべきを覺悟すと云ふ。果して覺悟の如くなること數年、人民も亦練熟し來り證人として取調を受けるや地方有望の君子人も亦遂に自ら偽りたることを知りつゝ有司の目的に合すべき陳述を爲すものあるに至ると云ふ、其良心に愧る所あるは勿論なるも己れを愛するの人情甘んじて他の犠牲たること能はざるも亦無理ならずと云ふべし。於是乎證人の證言又毫末の信を置くに足らざるものとなり、事實の眞相は遂に之を發見するの機なきに至る。是れ亦人民が裁判所を以て怯れて近づくべからざるものとする理由の二ならずとせんや。



公判は開かれん、幸にして證人の申請は許可せられて豫審に於ける證人は再び公判の取調を受けん。曩きに良心に反して爲したる證人は或は之を改めんと勗めん。證人は茲に於て再び偽證の罪人として忽ち拘引の身となるを免れず。前門拒虎後門進狼也。是れ人民が裁判所を以て怯れて近づくべきものにあらずとする理由の三ならずとせんや。

公判の審理は進行せん、被告は屠所の羊のみ。糺問主義の審理は鋭利刺甚なる訊問詰責の目的物とならん。何等權利として主張し得べきものあるなし。被告は唯だ憐憫を哀叫するのみ。辯護士の辯論は滔々數萬言被告は悉く其理由ありと信じて難有涙を流すらん、而かも臨終利那の讀經のみ。是れ人民が裁判所を以て怯れて近づくべからざるものとする理由の四ならずとせんや。

判決は下らん獨斷主義の判決なり。被告の答辯に對する理由に付ては毫も説明する所なし。被告は此裁判に不服あらば五日内に控訴することを得ると説示されん、控訴し上告するとも其結果は即ち一也。是れ人民が裁判所を以て怯れて近づくべからざるものとする理由の五ならずとせんや。

司法の有司其の爲す所皆な法律の許す所なり、誰れか之を不法と云ふものあらん。法律が之を禁ぜざればなり。而かも世道人心を新にし人民の誤解を消散するも亦人道の一大責任たるを忘るべからず。

### 不得要領の説

不得要領は處世の要道也、成効の秘訣也。萬事に要領を得る者は自ら其身世を拘束し自由活動の範圍を界限して將來の發達を妨害せむ、俗世界は即ち不得要領世界なり、不得要領は即ち俗世界の得要領なり。俗中の大俗にして始めて此要道を解し此成効を奏し得べし、現今著名の政治家何々閣下と稱するもの概ね此類也。然れども是れ仍ほ俗世間の不得要領のみ。得要領たるも不得要領たるも之を一決せざるべからざるの必要なし、得要領と不得要領とは兩々併立を妨げざればなり。唯だ兩々併立を許さざるの死地に立つて而して能く不得要領たるを得るもの之を超世間の不得要領と謂ふ。抑も得要領は即ち不得要領にあらず、不得要領は即ち得要領にあらず、不得要領の如くにして得要領、得要領の如くにして不得要領なるもの即ち一超直入徹底了悟の不得要領なり。這般の境遇、吾人日常見聞する所而かも國法上人民は皆な此境遇に際するの義務あるものにして深く世人の注意を惹かざるものあり何ぞや。曰く、證人の陳述なるもの是也。

身分の如何を問はず地位の如何を問はず、何人と雖も證人として裁判所に出頭するの義務あり、證人として出頭したるものは裁判所の命令に應じて見聞の事實を陳述するの義務あり。證人にして虚偽の陳述を爲したるときは之を偽證罪として十年以下の重刑に處す、是新刑法の定むる所なり。而して虚偽の陳述に二様あり、一は被告人の犯罪を曲庇するものにして被告人の無罪の答辯に對し利益の結果を生じ檢事の有罪の主張に對し不利益の結果を生ず、之を曲庇の偽證と云ふ。一は被告人を犯罪に陥れんとするものにして檢事の有罪の主張に對して利益となり被告人の無罪の答辯に對して不利益となる、之を陷害の偽證と云ふ。而して天下偽證罪を以て檢事の起訴す



る所となりしもの幾千百人皆是れ曲庇の偽證罪のみ、未だ嘗て陷害の偽證罪ありしを聞かず。奇の如くにして奇ならず。檢事は自ら其主張の信實なるを確信するもの胸中其主張に反すべき陷害の偽證なるものあるべき理由なし。怪むに足らざる也。而かも果して陷害の偽證なるものありや無しや、其絶對の眞實に至りては素より神にあらざれば之を斷じ得べからず、苟も人間の裁判たる以上は唯だ者裏こゝろに向つて大に人情の至微を洞見するの一事あるのみ。我現今の司法制度は糾問主義也。裁判所に呼出されたる證人も亦糾問の目的物なり。判事は證人の言を聞くと云はんより證人を糾問するの觀なきにあらず。我法律は證人の訊問と明言す、素より法律の許す所なれども斯の如き訊問制度は果して證言の眞實を得べきや否、果して安んじて以て之れを有罪の證據とするに足るべきや否、證人は鋭利なる判事檢事の幾十幾百の訊問に應ぜざるべからず。而して其陳述の有罪を證するに足るべき場合に於ては是れ檢事の主張に符合するもの檢事は素より黙せん、證人の一身は安全ならん。然れども其陳述にして却つて無罪を立證するの傾向ありとせんか、檢事の信する所に違ふなり。檢事は或は偽證の大罪に陥るなきやを注意せん。或は危機一髮直ちに證人を拘引して起訴の手續に及ぶべきことあるべき姿勢を示さん、注意も可なり、示勢も可なり、我法律の禁する所にあざればなり。而も證人の心裏は即ち如何。獅子一吼、百獸腦裂の思あらん、大元三尺の白刃は方さに其頭上に擬せられつゝある也。而も他の意向を察し一身の利害に鑑み其陳述を改めんか、無辜の被告を害するに至らん。良心の苦悶、阿鼻の地獄也、生死の關を透得して電光影裏斬春風一底の概なくんば何を以てか從容一身を此間に處することを得ん。於是乎其陳述する所、即つかず離れず、有る

が如く無きが如く、虚に似て虚ならず、實に似て實ならず、夢幻空華、鏡花水月、歸する所徹底悟入の不得要領也。嗚呼證人たること亦難き哉。檢事も満足を得ず、被告も亦満足を得ず。事案の有罪を主張するもの之れを有罪に解釋し、無罪を抗辯するもの之を無罪に解釋す。解釋と解釋、一片の理窟の能く之を解決するあるのみ。證人の證言として幾ど之を事實の證據とすべからざるに至る。之を以て英米の制度に見る雲泥の差あるに驚かずんばあらず。英米の法律は證人を責問することを禁するのみならず、所謂誘導ライディングクエスチョン問亦之を嚴禁す。時に或は證人の陳述虚偽に涉ると認むべき場合あらん、而かも判事は毫も之を禁止するの態度を示さず、證人の陳述益々多くして虚偽に涉ること益々多からん、虚偽に涉ること益々多くして其虚偽たること益々明かなるに至らん、證人は自ら偽證の證據を提供するなり、何ぞ復た判事の詰責難問の要あらん。故に判事及辯護士の發する問題往々事案に關係なきに似て而かも前後之を綜合し來るに於て證言の眞偽は始めて明白なること多し、唯だ其審理の妙は主として其人の手腕に在り。我司法の有司たるもの亦實際に於て之に倣ふも敢て法律の禁する所にあざるべし。

### 陪審制

予曩に司法の現状に見て陪審制度の必要を説く、一大問題なり。金錢の問題以外世人は仍ほ予に假すべきの耳あるを證す、幸にして識者の同感を牽く、亦以て世道人心を新たにするに足る。反對論者なきにあらず。予亦之を喜ぶ。其の之あるは之なきに勝ればなり。然れども其論旨に至りては皆是れ或種の歐米學者が已に説き盡した



る陳套の弊害論爛熟の無用説を剽襲し傲焉以て自ら一步を世俗に抜くものとする者に過ぎず。而かも尙ほ歐米一般の學者の健全なる論據と世上の輿論が依然陪審制度を廢止せざるの理由を知らず。要するに卓見を銜ふものにあらざれば當局の意嚮を臆測して諛辭を官邊に獻するの卑劣漢のみ。獨り平沼民刑局長に至りては然らず、彼の心事の高潔清澄なる斷じて之を他の反對論者に伍すべきにあらざる也。彼の意見は載せて各新聞に在り、今茲に其全部を録せん。予の彼に重きを置くこと彼の自ら任ずる所に勝るものあればなり。予は彼を除くの外此問題に對して誠意の意見を吐き得るもの他に之なきを信すればなり。予は彼の意見を以て世上一切の反對理由を含有するに足るものとすればなり。曰く、

△歐米國の陪審制度 今日歐米諸國に設置する所の陪審制度は其性質同僚裁判の遺物にして最初英米の二ヶ國に於て設置せられ漸次大陸諸國に採用せらるゝに至りたるものにして英米に於ては一般の犯罪に對して凡て陪審を設け居れども獨逸の如きは單に重罪のみに對して之を設け居れり

△陪審制度の目的 陪審官制度の目的とする處は法律家にあらざる各種犯人の知己朋友同情者を集めて其犯罪が果して有罪なるや將た亦無罪と認むるやを陳述せしむるに留まり刑の適用に容喙するを許さるものとす

△英國に於ける陪審の方法 英國に於ける陪審の方法は各種犯人に對し法律家にあらざる其同情者十二名を選定して陪審掛とし裁判長は之に對して犯罪の性質及び罪の判斷方法を極めて詳細に教示し然る後陪審掛一同は秘密會を以て其意見を定めて之を裁判長に報告するにあり萬一秘密會の意見區々に分れ決定せざる時は裁判

長は更に新に陪審掛を選定することとせり歐米各國中最も陪審制度の發達せる英國に於てすら其表面は以上の如し其他の諸國に於ける該制度の殆んど何等の實効なきは多言を要せず

△陪審制度の缺點 以上の如く陪審の方法は法律家若くは實際家にあらざるものを似て成立するものなれば其意見は常に感情的に流れ其の實際は却て多くの惡異例を残すことあり現に予が前年歐米司法制度視察中智利公使館員が姉の婚約を棄却したるを憤り遂に之を銃殺したることあり此犯罪の如きは有罪として一點の疑なきものなるに拘らず陪審は遂に其の情狀を酌んで之を無罪としたることあり又之と反對に凡そ犯罪を増悪するは人情の常とする處なるを以て動もすれば苛重の刑罰を求むることあり此の故に現今歐米諸國に於ては漸く該制度の不評判を聞くに至れり

△我國には不必要 既に以上の如く該制度の獨り歐米諸國に於て不評判となりたるのみならず其職務とする所は唯刑罰に對する意見を陳述するに止まり刑の適用は裁判長の權内にあるものとせば之を設置するもせざるも其の結果は同一なり更らに我國新刑法が裁判官に對し廣大なる裁量の範圍を與へたるを以て不當苛重の判決を防止するため該制度を設置する必要ありと云ふにあらず是該制度の存否とは全然無關係にて斯の如きは裁判官の訓練及び選擇によりて能く其目的を達し得べき問題にして毫も該制度の設置の必要なく亦之を設くるも其効果なしと信す云々

と。其の論局に於て彼は陪審制度の必要なきを明言す。讀者乞讀再讀せよ。彼の意見は却つて我國今日の現狀



に於て陪審制度の必要を感じしむるものなき歟。彼は英米の制度を英米の制度として英米の現狀に於て之を批評するのみ、我世上識者の説く所のものは私の制度なり。我に私の制度あらん。彼の意見は毫末も我陪審制度の必要と相關するなし。而も彼れの尙ほ反對論者に列するは何ぞや。予能く彼と相識る、彼は頭腦明晰也。彼は學識深邃也。彼をして校舎に法律を説かしめんか、脩極淹博、詳核靡遺、天下亦一人の彼に及ぶなし。彼をして判事たらしめんか、悠揚迫らず、細を穿ち微を極めて理非曲直斷じ得て皆な其真相を得ざるなし、日々幾百幾千の事件悉く彼をして之を裁判せしめば誰か復陪審制度の必要を説かんや。然れども彼れ尙ほ可憐の少年也。活世界の活政治を談ずるは彼の長所にあらざる也。是れ彼の短所にして彼に取るべきもの亦茲に在る也。彼は正直也、無邪氣也。彼は高潔也、清白也。彼は天下幾多の司法官皆な彼の如くなるべしと思へり。彼は外國の陪審官が其判斷を誤りたる一二の事例を見て尙ほ且不當を鳴らすもの、彼は日々千百の裁判千百盡く其當を得べきものと思へるなり。彼の眼中亦不當不法の裁判なるものあるなし。彼が洒々落落の心胸は水清而不見魚の概あり、焉ぞ俗界萬斛の塵を容れんや。之を司法の現狀に鑑み卒先陪審制度を主唱して自ら實行の任に當り以て天下の名聲を博する如き亦彼が夢中の物にあらざる也。

陪審制度の根本的理想を忘却し去る勿れ。陪審問題は政治問題なり人道問題なり人權問題なり。予已に之を謂へり。我帝國臣民は已に憲法を得て自ら國家の立法に參與せり。我大和民族は已に自治の制を得て自ら社會の行政に參與せり、更に陪審制度を得て裁判の政務に參與すべきは時代當然の要求、寧ろ其遲きを歎ぜずんばあらず

と。人民の生命身體自由一切を擧げて之を有司の獨斷に一任するは人民を牛馬視する也。畜生道を以て人民に蒞む也。陪審の制、縦し多少の弊ありとするも人道の理想に於て必ず之を設けざるべからず。今や政界の腐敗其極に達し利慾是れ趨ふ。陪審問題は高潔の問題なり、高潔の心を以て高潔の問題を議するもの、政界の清涼散也、防腐劑也。政府は或は反對せん。國民たるもの斃れて後に已むべきのみ。義士也仁人也。

論者或は英米の現狀に視て實際上陪審制度の不必要を説く。然り。予も亦我國が實際上陪審制度の不必要を來すべき時代の將來すべきを望む。然れども其所謂不必要とは英米の現狀に於けるが如きの不必要を謂ふ也。陪審制度は人道の理想上之を廢止し得べからざるも一般の法律制度は完全し司法官の人物智識經驗亦併せ具はり、判事の意見も陪審の意見も同一方針に出で、陪審制度は有れども無きが如きの不必要を謂ふ也。問題は我現狀問題なり。試みに問はん、英米の法律、朝令暮改多年の實驗を無視すること果して私の如き乎。英米の法律、故殺を以て死刑に處することを許し人民の首を切る大根の如きこと果して私の如き乎。英米の法律、竊盜罪に科するに二十年の重刑を以てするを許すこと果して私の如き乎。英米の法律、糺問主義を採用し被告に何等の權利を認めざること果して私の如き乎。英米の法律、一切の證據の採否を以て裁判官の獨斷に一任すること果して私の如き乎。英米の裁判官、其人物其任用の方法果して私の如き乎。英米の裁判官、今更に世人と交際して人情を知るの必要あること果して私の如き乎。英米の檢事、偽證罪を檢擧するの多きこと果して私の如き乎。英米の裁判、認定の一事を以て其理由とすることなき果して私の如き乎。英米の人民、其の裁判所を恐怖すること果して私の如



き乎。而かも英米仍ほ陪審の制を存するもの何ぞや。論者或は之を以て封建時代の遺習と爲す。乞ふ彼の國史を繙き來れ。陪審制度は英國民が千辛萬艱熱血を灑いで始めて得たる人權の保證にあらずや、論者にして我人民を牛馬視せば論者も亦虎狼を以て自ら居るもの也。

一步を進めて更に反對論者の明答を乞はんとするものあり。裁判沒常識の事實は大審院長によりて發議せられ司法大臣によりて裏書せらる。沒常識者は人間普通の智識なきなり。千百の判決中唯一あるも尙ほ之を恕すべからず。此常識の缺乏は果して何物を以て之を補はんとする歟。或は今後に裁判官を訓練すと謂はんか。黄河の清は尙ほ待つべしとするも常識の兵式操典何れにか在る、沒常識に着ける藥は何人か之を調製し得る。唯只横田大審院長あり、達人の大觀益々出で、益々大觀、彼は人を驚かし鬼神を駭かさずんば已まざる也。彼已に裁判の沒常識を公言す。一たび之を公言す。箭は弓を離れたり、水は已に海に入れり、雲は已に巔を出たり、雪は已に地に落ちたり。陪審問題は政治問題なり彼の地位俄かに之に賛成すべからざるものあらん、茲に於てか別に常識裁判新設の必要を説く、古今萬國未だ嘗て聞かざるの妙案奇想天外に落るもの、彼が名著宇宙哲學中の幻影のみ。夫れ敢て彼を以て曲げて遮掩の計を爲すものと謂はんや。所謂達人の大觀なる者大概如斯耳。

岡部法相が司法官會議に於ける訓戒、世人と交際して人情を學べよと云ふ。或は彼は之を以て司法官の常識缺乏を意義するものにあらずとせん。予は予が已に與へたる常識の定義に照して之を以て大審院長の發議に裏書したるものと論定するのみ。彼と予と常識の觀念を異にするのみ。然れども司法部内の司法官會議は恰も内務部内

の地方官會議に於けるが如きなり。予聊か内務の行政に於て知る所あり。假りに内務大臣にして地方官に對して此訓戒を與へたりとせよ。今日の地方官、尙其腕に骨あること昔日の如くならずとするも誰か之を以て沒常識を意義するものにあらずとするを許さんや。鏝拳は忽ちに大臣の頭上に飛ばん。面部と云はず後頭部と云はず、幾多の瘡痕、顆々班々、氷囊は未だ枕邊を離れざるに翌朝の各新聞は早く已に内務大臣辭職の報を傳へ來らん。司法官は溫良にして而して恭謙なり。夜宴席上此演説を服膺しつゝ子爵閣下の萬歳を三鞭す。其境を異にして即ち其趣を異にする所以也。司法官は人民の生命身體自由の保護者也、岡野法相は其胸中の赤誠を吐き司法官亦日々其責任の重且大なるを思ふもの、亦赤誠を以て之を聞く。岡部法相の一言眞に能く時弊の適中を得たるものにあらずとせんや。沒常識を意義すると否とを問はず世人と交際して人情を學ぶの必要あるの一事亦以て陪審制度を必要とするの理由とするに足る。輿論にして之を促し來るものあらば彼は應に快よく之を容れて直ちに實行に着手せん、亦以て司法大臣中の大臣として彼を後世に不朽するに足らん也。豈に人世の一大快事ならずや。世人或は彼を稱して醉法相と云ふ、之を彼が地方巡回中の状態に視る也。彼の胸中別に醒乾坤の在るあり、些々たる觸忤何ぞ芥蒂するに足らんや。世人或は彼を以て獨立の意見なしと云ふ、之れを彼が言を屬僚に聽くの状態に視る也。彼の目的とする所國家百年の大計に在り、區々たる法律解釋の問題幾多屬僚の在るあり、其大小方圓に従つて之を器すれば即ち足る豈に政治問題を以て之を屬僚の意見に聽と云はんや。司法大臣は國勢の大臣なり、法律學の講師にあらざる也。由來各省の司法省を視ること恰も政府部外の仙洞に似たり。法律學の講師を以て自ら居



るの致す所と謂ふべし。嘗て全國に裁判所支部を置かんとす、歳費給せず、乃ち地方に勸誘し町村の寄附金を以て之を辨ぜんとす、所謂仙洞の妙案也、地方自治體の性質を知らざるも亦甚し。内務大臣は直ちに訓令を發して町村の寄附を嚴禁す。而かも地方利害の關する所町村は遂に個人の名義を以て寄附に應じ支部の設立を見るに至るものあり、幾多の弊害は是より生じて町村財政の紛亂を來し町村長町村議員等にして往々文書偽造の罪に擬せられたるものあるは世人も仍ほ記憶に存する所ならん。其他交通行政の如き司法の行政と大に相關する所あるも各省が司法省を度外視する乎、司法省が自ら之を避くる乎、白眼相見る乎、予之を知らず。鐵道布設の方針の如き司法の行政上嘗て喙を此間に容れたることあるを聞かず、各裁判所の位置、支部の存廢の如き交通の便否と相待つもの唯だ之を他の爲すに一任するのみ。既往は逐ふべからず、今や方さに洞口の雲を披いて巖底の眼を破るべきの秋也。陪審制は恰も内務の自治制に於けるが如きなり。内務の大臣前後幾人銳意熱心遂に今日あるを致せり。司法大臣たるもの眼を政海滄溟の水に放たば蛟龍の正さに雲霧を拳擲して碧漢に躍るを見ん。予が岡部法相に望むもの亦茲に在り。已に人民の立法參與權に關しては憲法の制定あり。伊藤公在焉。已に人民の自治行政の參與權に關しては町村制あり、山縣公在焉。將さに人民の司法參與權に關して陪審制あらんとす、岡部子在焉。大丈夫須らく其志を當世に行ひ以て長く名姓を青史の上に光すべき耳。青霄無<sub>レ</sub>閉路<sub>一</sub>何ぞ復た其機に迷ふと謂はん。

山窓夜話 畢

伊藤公と陪審制度	天祐と陪審法	憲法と陪審法	陪審制度談	國體論
----------	--------	--------	-------	-----



## 國體論

東宮殿下御歸朝の即日原首相に賜はりたる御詞として「我に國粹の精華ありて固有の特長に屬す然れども我國の宜しく他邦に學ぶべきものも亦尠からず」と仰出された。宏遠深遠漫に一般的解釋を下すは僭なり、而かも國民たるもの皆な其感得する所に從ひ深思熟慮各々其學ぶ所に向つて奮勵努力千々萬々すべきも亦其義務たるの感無き能はず。吾輩法曹の一面よりすれば此御詞は吾輩をして國體と其他の政治組織との區別關係を研究して明確なる觀念に到達するの必要を感じしむること頗る痛切なるものあり、謹んで此一篇を作る。

我國體は我に固有なる特色なり一定不動加ふべき無く減すべき無し、其他の政治組織が社會の進運と共に時勢に從ひ變更し得べきものと同じからず、之に加ふれば世界の進歩に後れ之より減すれば國體の精華を傷けん、憲法は改正し得べし國體は改正し得べからず。然らば即ち國體とは何ぞ、曰く、建國以來萬世一系唯一の皇室と唯一の國家が終始一貫すとの一義のみ。是れ憲法第一條の明昭する所なるも國體は憲法の形式を超越したる國家の實體なり、我國體は憲法の明文を待つて始めて其存在を認めたるものにあらざるなり、故に此以外國家の健全なる存在に重要な規定あらんも之を國體と云ふべからざると同時に假りに憲法の改正に依り萬が一にも此一義に微動だもあらん歟、已に日本にあらず日本の名を冠したる他國也。



由是觀之我國體なるものは簡單明白一言にして能く之を掩ひ得べきに似たるも由來學者の解説する所は概ね空漠々として捕促し得べからず、或は文字章句の末に拘泥して小理屈に陥り或は頑迷固陋徒らに感情に逸して其正鵠を失するものあるは却つて國體を傷くるの恐なしと云ふべからず、故に日本は日本。外國は外國なる内外の區別は單に國體に就てのみ之を認むべきものなるに係はず之を百般の政務に及ぼして排外思想醸成の動機を作り他の文明諸邦に學ぶべき眞理の研究を度外視し、低級常識の當座的憶測妄斷に満足し枯鱗自ら居つて遂に世界の人後に落つるを知らざるに至るは痛歎に堪へざる所なり。茲に卑見を開陳し國體の範圍内容に論及せんとする所以のもの亦此微意に外ならざる也。

建國以前に日本無し、日本は天孫瓊々杵尊が國家として始めて之を創立し玉ふ所、霸道を用ひて他國を略奪したるものと同じからず。建國以前は神靈界にして現世界にあらず、神靈界は無始無終時と場所とを超越す、神靈界に人爲の尺度を以て測量し得べき領域あるべき理由無く神靈界に人爲の曆數を以て計算し得べき歴史あるべき理由無し。素より神靈界の研究も國民思想に補益する所なきにあらざるも往々荒唐無稽の譏を免れざるは之が爲なると同時に高天原を現世界の中に求めんとするも亦等しく神靈界と現世界とを混同するもの二者共に國家問題にあらざるなり、或は建國以前にも人類の棲息せる土地は在存せしならんも其土地は建國に依りて始めて日本となり其人類は建國に依りて始めて日本人となりしなり、此等の人類が南洋波斯若くは巴比倫より移住せるものとするも國體と何等の關係あるべきものにあらず。

國體關係に於ては我國を神國と稱するは建國以來此世を去り玉うたる歴代の天皇は皆な神にて在はすと云ふ義なり。日本の所謂神なるものは耶蘇教旨の「ゴッド」と同じからず、耶蘇教國は所謂一神教にして全智全能なる唯一の「ゴッド」を認め此「ゴッド」の前には一切の人類は個人々々として孤立平等の地位に立つものとする也。之に反し我國は所謂多神教にして其所謂神なるものは祖先の靈を云ふものに外ならず、我國の祖先崇拜は世界に比類稀なる完全の發達を爲したるものと云ふべく我に八百萬神あり其間貴賤尊卑の別を存し神靈界に於ては萬民平等の主義を認め得べからざるも其神たるや一なり、御歴代は申すに及ばず人民たる菅原道眞楠正成は勿論維新當時の殉難志士も其後戦死の將校兵卒も亦皆な神として朝廷の殊遇を享け國民の崇敬する所なり、吾々平民に至りても亦死して神と尊稱せらるゝは敢て國學者流の説明を待たず之を神葬式に見るも亦日常一般の事例たり。然るに維新以來の外來思想は多神教を偶像崇拜の迷信と同視したる爲め知識者にして往々我國の多神教たるを耻ぢ耶蘇教國に倣ひ我國國を「ゴッド」の國と曲解する者あるに至れるが十九世紀の科學が全然其根本的立脚地を失して以來今日まで僅々二十餘年に過ぎざるも科學界に一大變動を來し二十世紀の靈魂科學は祖先の靈の存在を肯定し却つて多神教の眞理を否認すること能はざるに至れるは文化の向上發展が益々我國粹の精華を發揮せるものと謂ふべし。素より建國以前に於ける神靈界の神々も亦之を尊崇すべきも這は信仰問題にして國家が國民に向つて之を強ふべきものにあらざるは憲法の明定する所なり。又憲法第三條に天皇は神聖にして侵すべからずとあるも其所謂神聖は神國の意義と何等の關係を有するものにあらず、該條は一般立憲君主國に通有なる政治上の原則に



して我に固有なる國體の要素にあらず。神聖にして侵すべからずとは「ホーリー、エンド、インバイオレブル」の直譯にして「インバイオレブル」は「イン」即ち「無」なる前頭辭と「バイオレブル」即ち「可侵」なる語より「無可侵」なる形容詞を成す、不可侵と相似て同じからず「侵すべからず」は、寧ろ「侵すべき無し」と譯するが適當なるべし、何となれば「侵すべからず」と云ふときは一の命令に似たるも命令は之を侵し得べく唯だ其制裁を免れざるに止まればなり、憲法は刑法にあらず憲法上の問題は法律上の問題に非ざるなり。神聖即ち「ホーリー」とは純全透徹眞善美の絶對を意味し憲法上君主は偽らんと欲するも偽る能はず醜ならんと欲するも醜なる能はず惡事を爲さんと欲するも不可能なるの謂也、君主は神聖なるが故に侵すべき無く侵すべき無きが故に神聖なるなり、侵すべからずと云ふ命令は侵し得べきを前提す、侵し得べきは神聖にあらずるなり。蓋し「無可侵」即ち「インバイオレブル」なる語は無價即ち「インバリュエブル」なる語と其構成を一にするものにして無價とは價無きの謂にあらず價格に見積らんとするも見積り得べからざるを云ふと同じく無可侵とは侵さんと欲するも侵し得べからずと云ふ義なり、佛典に無價の珍寶とあるも此意にして芭蕉翁が「白魚に價あるこそ悲しけれ」と俳句したるは白魚は無價の珍珠なるに市井の商賈が一合幾文と價格を付するは勿體なしとの意にして無數無量と謂ふも同意義なり。此等の語源は明々白々説明の要無きも識者にして尙ほ之を疑ふものあるは歎すべし。要するに君主は神聖にして侵すべからずとは政務に對する君主無責任の原則を示すものにして制度の上に君主をして無責任たらしむべき條規を定むるが即ち憲法の要旨なり。行政事務に付ては國務大臣をして其責に任せしめ立法事務に付ては議會

をして協賛の任に當らしめ司法事務に付ては國民をして事實認定を自認せしめ君主は唯だ此事實の上に議會の協賛したる法律を宣言するものと爲すに在り、是れ君主の責任が專制國と立憲國と其根本觀念を異にする所以にして我憲法第五條が天皇が國家の元首たる資格に於て立法司法行政の政權を綜攬し玉ふも其政權の行使は憲法の條規に従ふべき旨を定めたるは即ち此意にして天皇無責任の原則は條規として現在之を憲法に定めあるは憲法を一讀して容易に之を了解し得べき也。

神國と謂ひ神聖と謂ふ其意義斯の如し、然るに皮相の形式學者は其神なる字義に拘泥し之を耶蘇教國の「ゴッド」と妄斷するのみならず其妄斷は更に一步を進め「ゴッド」の全智全能を主權萬能の觀念に通ぜしめ此日本を歐洲古代の專制國と同視し國民に向つて神權主義を鼓吹せんとするものあり、亡國の宣傳と謂ふべき也。抑も主權萬能なるものは法律の形式を前提としたる擬制にして國家の實力にあらず、法律の存する限り其法律の下に於てのみ主權は能く萬能たるを得べきも其法律は國家の制定せる法律なり國家一たび亡ぶれば主權も亦空しからん、美人は黄土なり易く國家は草木なり易し、古今國家の盛衰興亡は章句の法律家と共に之を談すべきにあらずる也。主權は實力なり國民と共に其擁護に任せざるべからず、我明治天皇が憲法を制定し臣民翼賛の道を廣め玉うたる所以も亦茲に在らん。神權主義の主權萬能説は專制治國が主權の背後に民力の實在を無視したる空論而已、神權主義の國家にして能く其存立を全うし得たるもの古今果して幾何ぞ、殷鑑遠からざるものあるは此二十世紀に於て世人も現に之を目撃せるものあらんなり。而かも東宮殿下の御詞が主として國民を以て其對象と爲し玉ひ國民



をして自ら能動的立憲的忠愛心を奮起せしむるが如き趣を暗示し來るは予の感激措く能はざる所なり。

國家に元首ありて統治權を綜攬するは各國通用の政治組織なり。故に憲法第四條は天皇と國家の元首たる資格とを區別し統治權の行使は憲法の條規に依るべきものとすも唯だ憲法第一條に依り其元首が萬世一系の天皇と云ふ事が我日本の國體なり。然らば則ち何をか一系と云ふべき歟。國體の要素として性質上動かし得べからざるものあり、國體の偶素として事實上必ずしも一定するを必要とせざるものあり、前者は國體に屬し後者は國體以外に屬す、兩者の區別は嶄然として紊るべからざるものあり、請ふ試みに之を説かん。

萬世とは建國以來引續くと云ふ義也。我國家が嘗て中斷せられたる事無きは我國の特色にして他國に其比を見ざる所なり、此繼續性が即ち國體の要素なり。建國以來と云ふは建國以前に日本の國家無きを謂ふなり。史家が其以前に遡り其研究を事とするは敢て不可なきも國體と何等の交渉あるべきものにあらざると同時に建國以後二千五百有餘年と云ふ事も國體の偶素なり、或は之を千五百年とするも三千年とするも計數の差のみ。嘗て我國學者某が外國に於て流暢なる佛語を以て我建國の古きを誇り外國の歴史を罵りたる一事は外國の史家政治家の感情を害して批難の端を啓き約一千年の掛値あるものと論定するに至れるが之が爲めに敢て我國家の繼續性を傷くる所なし素より顧慮するに足らざるなり。

一系とは唯一の皇室と云ふ義也。一有つて二無きの皇室を奉戴するは我國家の特色とする所、彼の外國の史上に古來幾多の王室が迭ひに興敗消長したる事蹟を遺すものと同日の論にあらざるなり。此皇室の唯一性が即ち國體の要素也。皇位が常に直系卑屬に繼承せられたるや否は事實的偶素なり、現に皇位が直系卑屬に傳はりたるものにあらざるは正史の明認する所なるのみならず常に直系卑屬の存在を必然し得べからざるは皇室典範も亦豫期する所なり、之が爲めに敢て皇室の唯一性を損ずるものと謂ふべからず。

由是觀之我國體としては皇室と國家とは本末同原を成し互に抱合致し建國以來常に唯一の皇室が唯一の國家と終始一貫して皇室を離れて國家無く國家を離れて皇室無く所謂忠君は即ち愛國にして所謂愛國は即ち忠君也。然るに世間往々皇室は國家の皇室たるを忘れ一に感情に逸し情と義とを混同せる結果は皇室を以て一家一門と誤認し忠君を以て單に對人的主従關係と觀念し忠義を私せんとするが如き感あらしむるは未だ以て國體の眞意を解し得たるものと謂ふべからず。此論者に二種あり一は皇國を以て獨逸帝國と同視する形式法學者にして一は封建時代の舊思想に捕はれたる偏見者流なり。獨逸國「ドイツエン、ライヒ」に獨逸帝國なるもの無し、千八百七十一年普國王ウキルヘルム一世が佛國に侵入し獨逸聯邦を糾合しヴェルサイユ宮殿に帝冠を戴きたるも獨逸民の帝王たるを宣言し得たるに止まり獨逸國の帝王と稱し能はざりしは之が爲め也、以てカイゼルと人民とは相互間の對人關係に過ぎざるを知るべし。今次の大戦に於てカイゼルは潔く戰場に討死してこそ國民に對する天職を全うしたるものと謂ふべきに阿容々々異域に蒙塵し辛うじてホーヘンツォルレン一家の影を留めたるが其跡を逐うてドリーン城に落延たる近臣はカイゼルの忠臣なるべきも獨逸國「ドイツエン、ライヒ」は仍ほ今日に依然たるにあらずや、忠君は即ち愛國愛國は即ち忠君と謂ふべからざるなり。之と同じく我封建時代に於ける諸藩の君臣



なるものは家祿を以て約因とせる對人的主従關係なり、舊幕府は偉大の實力を以て六十餘州の政權を收攬したるも飽迄對人的主従主義を固守し國體を傷くるに至らずして能く大義明分を辨別したるは史家の認むる所なり、而かも其所謂武士道なるものは一種高尚なる理想の實現力を鍛鍊するの術なりしも個人主義の色彩を脱却し能はず三百有餘年の久しき其慣習的文化に浸潤したる人士が仍ほ今日に於ても此個人的關係を以て一に感情の上に皇室を律せんとする舊思想を襲踏するは已むを得ざる趨向なり、其至誠忠悃心事の高潔なるは之を了とすべきも其弊の極まる所は遂に皇室と國家とを分離するの結果を生ぜんとするの恐無きを保せず、現に御慶事御大葬の如きは國家的見地より之を觀察し重要國務として政府及び議會が其局に當らざるべからざるものなるに係はらず嘗て皇室令に依り皇室限りに之を處理すべきものとするの論議が現に新聞紙上に散見したるも幸にして其實行に至らざりしと雖も其動機は封建時代の主従的感情に胚胎するものと見るべく其他之に類する事例亦尠なからざるを覺ゆるも、今茲に之を略すべきが東宮殿下の御外遊あらせられんとするに際し、一時國論の二途に岐れんとするが如き感を生ぜしめたるも亦唯此見地を異にせるが爲めなりしならんのみ。要するに皇室は一家一門にあらず宮内大臣は國務の大臣なり、皇室の大事は國家本位に於て之を觀察し國家自ら其責に任ぜざるべからず、彼の皇室を以て國家外に別個の存在を有するものとするが如きは我國體の觀念を得たるものと謂ふべからず。

國體の根本原理は斯の如し。國體は一定不動なり漫りに其範圍を擴張し之を實際に應用せん歟、累を皇室に及ぼすのみならず其民心に及ぼすの影響亦言ふに忍びざるものあらん、而も其反動は社會の實生活に必要なき空論を極端するに至るの恐あるは痛歎に堪へざる所なり茲に先づ卑見を陳して先輩知友に呈す、高教を玉はゞ幸孔。

辛酉十月

衷 拜定

## 國體論終



## 陪審制度談

### 緒言

世道人心の趨嚮に近來思はしからぬ妖兆が見える。粉毫で粧點した太平の裏面は百鬼夜行の世の中と大概極つた紋切形だ。どきまぎするにも及ぶまい。曩に二編の漫筆を公にし、法律制度教育文物の上から何暮と識者の注意を促がして、陪審制度設立の必要にまで及んだは畢竟之れが爲めなのだが、手つ取り早く、面白く讀ませたいと一念から、漢語交りにもしたので、難解だとの御小言も、頂戴したと云ふ譯だ。兎も角も、陪審制度は其筋で已に調査に着手した。さもあるべきが當然ぢや。國家道德觀念の、基礎を成すべき人道は、此制度をば外にして、別に有るべき筈は無い。野蠻々と云ひ乍ら、舊幕時代の法律も、人道だけはドコ返も、一貫されてあつたのだ。維新以來の文明は、外形のみは綺麗だが、夜叉惡魔とも名くべき、治外法權てふものに、獨立國の生血をば吮取られたる悲しさに、已むを得ずして出來たのが、獨斷主義の法律ぢや。人道忽ち殄滅し、倫常次第に凋悴し、畜生道に墮落して、于茲明治も四十餘年だ。官民上下諸共に、此の長年月の其間、此の惡風に慣熟し、習は已に性となり、人間普通の良心も痲痺し了つた此今日。此人道を再興し、此倫常を扶植して、文明制度の精神を、貫徹せんと云ふ事は、中々容易の業でない。思案に暮れた曉に、今度は手を代へ品を換へ、辻講釋と出掛けて見たの



が此の一編の通俗談、識者から卑俗だなど、嘲を、受くるは素より覺悟だい。夫の鎖骨の觀音が蕩婦身をも現ずるは、世の爲めぢや、國の爲めぢや。

明治辛亥七月十又四、輕井澤遠近山莊の可即軒に

冷灰 衷しるす

## 陪審制度談

### 治外法權時代の宿弊

明治も最早四十餘年だ、古臭い穢の生えた人權論、殊更陪審制度など、來ては鼻持がならぬ。此の本に御採用は相成らぬと、疾の昔に極つて居ると、サモ卓見らしきサモ博識らしき豪傑的學者論も折々は耳にする、素より偏狹の見解、蜀犬日に吠ゆるの類に過ぎぬが、此看破り易き謬論に、世人が信を置いたといふのは、夫れには夫れに自から、尤至極の譯合もあり已むを得ざるの事情もある。思ひ起せば今は昔し治外法權の其世の中に、こんな一大妄斷も確乎不拔の理論として、劍幕づくめの虚假恫喝に、政略的の御用をば勤めた時代もあつたのだ。一概に咎め立てする譯には行かぬが、時態は已に一變し、新日本と謂はるゝ今日、拭ひ晒した眼力で、文明制度が見て欲しい。陪審制度と一口に言へば何んでもないやうだが、古今を貫く人道の、至理は爰に存するのだ、國家の道德觀念の本義も爰に存するのだ。此人道を滅却し此道德を度外した獨斷主義の野蠻制度が、何故日本にのみ必要だ。

明治も最早四十餘年と、此冷灰が言ひたくなる。見來れよ、見去れよ。歐州諸邦の其中に、陪審制度の無い國は土耳其と外に一小國、此老帝國は今も尙ほ治外法權其儘よ、獨斷制度も其儘よ、外國からの壓迫で、陪審制度が出來ぬのだ。官民上下の憤慨も、左こそと思ひ遣らるゝが、舉國一致で國運を、一舉に賭した有名、露土の



一大戦争も、一敗終に地に塗れ、再び頭は擡らぬのだ、再び腰は立たぬのだ。今は早や治外法權撤廢は、外國政府の御好意一ツだ。政府は官僚一味と共に、他の顔色を覓めんと苦辛慘憺是れ日も足らぬが、外尊内卑は風を爲し、憲法其他の法典も外形のみは立派だが、其の内幕を窺へば、内國民の手も足も獨斷主義で縛り置き、國家の大事と云ふものは、舞踏會や假裝會、赤十字社と殊更に耶蘇の御紋を頂戴し、外國人の御機嫌を、取るより外に要はない。内外關係事件の如きも、名は裁判と云ひ乍ら、實は外務の行政の、一部に過ぎぬと云ふ態だ。萬が一にも裁判が、外國人の不利益に、なつてはならぬと判決は、其都度々々に内閣の裁可が要ると云ふ始末、民間に排外熱も起る筈、外交事務は尙更に、大困難を來す筈。時勢を知らぬ學者連、陪審制度を設立し、裁判權の獨立を、保全せんと怒鳴れども、此國情と此時態、そんなものでも立てたなら、政治は根つから遣り切れぬ。政府も、不憫と思へども、脊に此腹が換へらりよか、豪傑流の大學者に、こつそり夫れと耳打し、陪審制度は歐米も、持て餘したる陳腐論、容易に採用出來ぬぞと、サモ卓見らしき斷案で、内に民心静めつゝ、外高襟を裝ひて、外交談判餘念もないが、其成效は望みない。歲月人を老し去り、獨斷主義の裁判も、今や幾年幾春秋、泣き寝入つたる其儘で、心身之に慣熟し、元氣は全く消沈し、道義は疾くに敗類し、破壞思想は横流し、暴動一揆は各處に起る。南風遂に競はず、三等國と墮落した。イヤサ、是は土耳其の國の事だか、忘れてならぬ此日本、似寄つた夢は見たやうぢや、夢となつたで難有い。實にや何たる幸運ぞ。先づは日清戦争に、國威を張つた影響で、治外法權撤廢し、次で日露の戦争で、對等國の實を獲た。陪審制度も早々に設立すべきが當然だが、風を移し俗を易ふ

ると云ふ事は、中々容易の業でない。熟々世間を見渡せば、外尊内卑の殘影は、尙ほ官邊に掃曳し、排外熱の餘炎さへ、未だ民間に明滅す。此冷灰も此一事、唯だ此一事のみの心配で、先づ二の足を踏んだのだが、官界に民間に研究に實驗に、人生已に五十餘年、世間の公道が鏡裏に睡然たるに及んで、始めて四十九年の非を知たのぢや。もとく治外法權は、獨立國にはあるまじき、不埒至極の變態だ。獨斷主義の裁判は、此の邊の壓迫で分婉したる畸形兒ぢや。人間並の人道で、説明できぬも無理はない、穩健平易の道徳で、解釋できは勿論ぢや。我學理學説は、此常道を逸出し、別に天地を拓かねば脚を立つるの餘地はない。好機は逸すべからずだ、夫の偏狹の國家主義と夫の極端の社會主義とが、其繁殖を圖るべき良疇沃野は此處に在りと、此日本に侵入した。我も亦官民上下と極端に、其趣は異なれど、嗜好々々に従うて、勝手の熱を吹く爲に、各々之を迎へたのだ。教養今や幾十年。奇説偏見、紅紫を鬪はし、空理空論、綺羅を開いて、櫻花一時の春は來たのぢや。百般の法律法規も其韻致を茲に採り、公私の法學教育も其趣味を爰に斟む。幸か不幸か日に月に、穩健平和の常道を、遠ざかりつゝ、離れつゝ、進歩の上に進歩した獨斷主義の法律は、古今萬國比類なき、極端極度の發達を遂げ得たまでは善いとして、さて此先はどうなるか。極端の極度は極度だ。極度以上の極はない。人道徳義を零にした獨斷主義の法律で何時まで國が治まるかい。極端思想の爆發の時期が來ぬとも限るまい。狂風一夜乾坤を捲いて、春夢忽ち驚き來れば、滿眼涼野だ荒原だ。倫理凋颯、空しく地に委し、道義敗類、支ふるに物なし。其世道人心に及ぼしたる恐るべき多大の影響は今日遂に心肝を寒からしむるに至つたのぢや。世と共に波を揚げて、長らく此奇説偏見、



此空理空論に浮身を消した醒後の冷灰、此知命になつて漸く法律の法の字位が理解て來たので、此日本の此國情に適當すべき陪審制度の内容も漸く思ひ付いたのだ。敢て微力を憚らず、心の儘を打明けんと、拙き筆を呵し來て、識者の一顧を願ふのぢや。夫の理窟理窟で議論の火花を散して得々然たる青年の、學者らしい學者の連中、急に濟度も出來まいが、坊ちゃん追々御成人、同じ暗路を辿り來て、何時かは迷夢も醒るであらうが、誠意誠心君の爲め國の爲めには身命を鴻毛の輕きに比する老先輩まで、往々誤解に陥つたも國情時態の已むを得ぬのだ、併しだ、此美德を具へ世故に熟した人々だけにそれだけに、此冷灰の申分が成程と一たび合點が參つたなら、同一の誠意誠心で陪審制度を設立し、其圓滿の實行に多大の援助を與ふるも亦此人々の外はない。左は去り乍ら今も尙ほ、人權論と聞くからに、身震めさる人もある。成程明治の初期にはルーソーの民約説さへ一時の勢を得て、所謂人權論は政權を得べき手段に誤用せられたので、此冷灰も當時は眉を擧めたが、是は專制治國の下に通常有勝の顯象で憲法制定以來此等過激の言論は全然其跡を絶つに至つたのは當然の經過に外ならぬ。唯だ治外法權も撤去せられ、司法權も完きを得たると同時に、人民は憲法の明認する立法權に依り、憲政最終の目的たる人權を確立すべき筈なるに、此健全なる人權の何物たるかを忘却し、陪審制度の如きも却つて奇異の觀を爲すに至つたと云ふのは、畢竟心身共に久しく獨斷主義の法律制度に慣熟し、奈落無間の底に落ち、這ひ出す元氣も失せたのだ、日本人民はロルド、アクトン卿の所謂人類固有の良知良能を其根底より失却して奴隸状態に墮落し來つたのではあるまいか。仁義も忠孝もあつたものでない。破壊思潮が社會の暗黒面に横溢するものもあるも亦理數當然の

結果と謂はねばならぬ。往を敲き來を推せば我心如<sup>レ</sup>結兮だ。此冷灰に些の私心はない。此一事、唯一事は何人も、我には許すと思ふのだ。花天月地の興も盡き、羅浮蓬萊の春にも飽き、醒半世を剩すのだが、親もない子もない孫もない、旦暮心に掛るのは五千萬の行末だ。實利實益肉情肉慾、唯是のみに腐心する。國家の政治と云ふものも財政策の外はない、其癖、枝葉の小細工だ。冷灰は相場の事は知らないが、國家制度の根本に、意外の誤解がある爲に、人民が負擔に堪えぬと云ふ事も素破抜く日もあるだらう。卑々屈々の人民は金錢以外に高尚な權利思想は更けない、議會で議決し置き乍ら特別税が通常税となつたとて大聲揚げて呻吟す。嗜慾、險薄、貪暴、耽淫、侈靡、誦詐、有りと有らゆる惡徳は一つも缺くことはない、是皆獨斷主義の法律制度が此人間の常道を滅却したる影響だ。危險思想は是より起る、破壊思想も是より起る。口輪を嵌めずに置かれまい、繋いで置かずに置かれまい。未決拘留に何等の制限も置けぬ筈、保釋が人民の權利でないと云ふ事も是亦當然の結果である。裁判の獨斷主義も無理はない。昔し李嵩と云ふ聞刺吏は人民の手足を縛り上げる鞠狀を仙人猷<sup>レ</sup>果だの、玉女登<sup>レ</sup>梯<sup>レ</sup>だの、鳳凰曬<sup>レ</sup>翅<sup>レ</sup>だのと形容し、出鱈目の馱風流を極め込んだと云ふ事だ。今日の有司も政務視察と出掛乍ら、醉喰つた其揚句に馱洒落や馱法螺を吹き飛ばし粹を見せると云ふ事は世の流行とも見らるゝが、固より坐間の一興だ、まさか政治を消聞の具とする李嵩ぢやあるまいし、惡意のないのは勿論だ。冷灰とても之れをまですて立てする野暮でない。併しだ、よしや、無意味に出たとしても、時世を作るは同じ事。時は江湖を化して鼎鑊と爲し、世は祠廟を化して宮寢と爲すと、古人も諷して置いたぢやないか。政治は民俗を風化するが、民俗も



亦政治を風化する。此處一段と注意が緊要だ。憲法は臣民の權利として「日本臣民は法律に依るにあらざれば逮捕監禁審問處罰を受くることなし」と規定する。併しだ、其所謂法律はどんなものか。名は法律と云ひ乍ら有司の見込一存で勝手次第とあるからは其法律の實はない、臣民に何の權利もあるものか。肉眼でこそ見えまいが、法律と云ふ無形の繩で、一年三百六十日、百年三萬六千日、五千餘萬の手も足も縛り上げたも同然ぢや。立法權に參與する立憲治下の人民と云はれ乍らに此態は有司の責とは謂はれまい。人民が明治の李嵩を作るのだ。民俗が政治を風化すると云ふものぢや。だが、又之とあべこべに政治の方で民俗を風化し來る場合には有司に責もあるだらう。此現狀を維持せんと勉むる有司もあつたなら、明治の李嵩ぢやあるまいか、人民の責とばかりも云れまい。夫の進んで人民の爲めに文明制度を鼓吹せられた在野の政治家福澤先生は空しく遺著に其名を留むる人となり、夫の人民の切望を容れて文明制度の實行に一身を委ねられた在朝の政治家伊藤公も近く玉垂泉下の客と化せられた。心細さの限りやな。今日民間に屈指の「シテ」役や大立者もないではないが、概ね貴族に列せられ、男爵は子爵に子爵は伯爵に伯爵は侯爵に首尾よく昇進せらるゝが、人民の爲めには品よく寡言を守らるゝと思はるゝ、其他所謂附きの政客論士に至つては重儻ぢや、太郎冠者ぢや。此國民の本尊と、穩健思想を權現し、此世道人心を誘導すべき其人は天下に誰れか居るのかい。唯だ憫むべきは日本人民だ。冷灰が陪審制度の必要を唱へたとて役人でもなければ政治家でもない。自ら其實行の任に當るものでない。冷灰は此一大事を人民に告白して文明制度の何物たるかを知らしむれば、冷灰が日本人民に對する同情は即ち爰に盡くるのだが天皇の御名に於て獨

斷裁判を行ふと云ふ不安危險の現狀は一日も存續を許さぬのだ。世上の識者も廟堂の諸公も亦共に此感を同うせらるゝことならんと思はるゝ、陪審制度は之が爲めに之を立てざる可からざるのぢや、此一篇の通俗談も之が爲めに之を物せにやならぬのぢや。近來如何なる風の吹廻しにか、忠孝仁義の大景氣、本家本元大店小店、彼方此方の開業廣告、今まで柵に上げ置いた古書の類まで出版が續々出來ると云ふ態は結構至極と云ひたいが、コ、だテ、國家は一方に於ては法律制度の上に人道の至理を滅却し乍ら、一方に於ては人民に向つて忠孝仁義を授けるとあつてはテト平仄が合はぬ様だ。人民は牛馬同様之を受くるの意思の自由がないとしたなら、コリヤ忠孝仁義の押賣と申すもの。況んやだ、其所謂忠孝仁義が何家樓中の偽物でもあつたなら、折角の商賣も一時の繁昌、子の代までも覺束ない。近作一絶あり。曰く、呻吟今已化<sub>ニ</sub>常聲<sub>ニ</sub>、野老空傷擊壤情<sub>ニ</sub>、猷<sub>ニ</sub>果仙人五千萬<sub>ニ</sub>、何家樓下逐<sub>ニ</sub>忠誠<sub>ニ</sub>と、一飯にだに忘るゝ事の出來ぬので、ツイくこんな駄句も出る。

斯くまでに日本人が憫むべき奴隸狀態に墮落したと云ふものは主として獨斷主義の法律制度が人間の人間たる資格を滅却したる結果である。而かも此獨斷主義を餘儀なくせしめたものは治外法權であつたのだが、此治外法權を撤去する爲には却つて此獨斷主義を必要としたのである。此時勢の真相を大觀せぬと此日本の假裝的形式的文明の暗黒面も亦了解出來ぬのぢや。當時我外交の真相は如何なりしぞ。一般普通の常務として外に對し我が權利を主張すべき案件もあつたのだが、國力の足らざる悲しさに相手の外國政府が之を承認すべき筈はない。我は實際上何等の効果なきを知りつゝ文書の往復位で飽迄我が權利を明言し置くと云ふまで絶えず空砲を連發す



ると云ふのが最上々の外交政策であつたのだ。併し此一般普通の常務の外、更に大なる國家的大方針は治外法權撤去の一事で、他の文明諸那が外交政策として嘗つて経験した事なき一大苦心である。幾多の外務大臣、否、寧ろ各國務大臣が悉く其心肝を砕いた所の難物であつたのだが、彼の土耳其と同じく其成否は一に外國政府の御好意如何に存したのだ。於是乎だ、先以て全國民に盡く去勢術を施し打して無氣無力の一丸と爲し置いて而して後有司一味をして外交團に對し自由自在の手練手管を振はしむるの必要がある、當時の腕利役者と云ふは英語を繰釣る幫間だ。ペロリ／＼と薄ッペラな御世辭ベンチャラ出放題、國務大臣始めとし陸海軍の武者連も、紅脂白粉で髯面を塗り固めての假裝會、此冷灰さへも「うおるつ」の一番位も稽古した。道化芝居の内幕がさらけ出さるゝ筈がない。於是乎だ、外交事務を始めとし其他一般國政も秘密々々と縹緲たる雲霧の中に鎖し置き國民をして之に與かり知らしめざるの必要がある。獨斷主義も爰に原因し、官僚政治も爰に原因する。國民は唯々政策の目的物たるに止まつたのだ。民間の政治家は頻りに憲政々々と餓鬼叫はりをしたものだが、此時代に於て眞正の立憲政治の實行が爲し得らるべき筈がない。併し此對外軟柔政策は了に其効を奏せず、上下の憤慨は其爆發口を彼の二大戦争に求めて治外法權も撤去せられ完全の對等國となつたのぢや。従つて外交方針は勿論内治各般の政務より法律制度教育文物に至るまで盡く此舊習を脱出し一大新面目を開かねばならぬのだが、各種の法律制度の如き益益以て獨斷主義の方針に向つて改正されつゝあるは何事ぞ。先以て國民の元氣を回復し健全なる國民思想を養成し國民をして政務の責任を分擔せしめ此國民と共に此日本を經營するが所謂憲政有終の美と云ふものと思はるゝ。

が、政治は依然纒釣芝居で、人民をして單に見物人たらしめんとするは何事ぞ。此冷灰も嘗て司法、内務、外務と官海を經巡つたが、まさかに官吏で一生を終らんと志でもない上に、生意氣盛りの少壯時代、怠惰者の強情漢と云はれ乍らに、多年多方面の見學を爲し得たので、當時朦朧たる雲霧に包まれたる國家行政の眞趣味眞面目は明に看取し得たのである、若しも冷灰をして治外法權時代より因襲し來れる今日の宿弊を叙し去らしめば別に一冊子を成すに足るのだが、事實として露骨に此間の消息を素破披と云ふ事は善い心地のものでない。日本今日の現狀中見るに見兼たものゝあるので、爰に陪審制度の必要を論ずるのだが、人心革新策の一端に過ぎぬのである。天下の識者は此一事で餘事は自づと推察が出來得る事と思ふのだが、一言半句も見落すと著者の眞意は解るやう。

### 憲政治國、法治國及び私惠治國

自由、平等及び友愛の三者は古來人權説の旗章となつて居る。人類社會の組織に必要な骨子、筋肉、及血液を成すものとせられてある。國家の存在に缺くべからざる獨立の精神、穩健の思想及び團結力の淵源を成すものとせられてある。此有觸れたる普通の區別に従ひ文明主義の歐洲と獨斷主義の日本とを比較評説して見よう。爰に論ぜんとする所の自由は國家の認めた法律上の自由の意で政治上の自由でない。政治上の自由は已に憲法で完全に人民に附與されてある、事實的平等論は國家社會の秩序を破壊する暴論で友愛同情は最も尊重すべき觀



念だが、勿<sub>レ</sub>驚だ明治の日本人、明治の教化を受けたる日本人民は實に不可思議千萬ぢや。折角憲法で享有し得べき貴重の自由は廢物同様、棚の隅に上げて置いて、目も呉れぬのは未だしもだが、甚しく友愛同情の美德を缺如して居る其代りに、危険至極の事實的平等説には大熱中と來て居るのだ。社會組織の要素も國家存立の淵源も共に之を今日の日本國民に見ることが出來ぬのだ。是皆獨斷主義の裁判制度が世道人心に及ぼしたる憂ふべき影響で、追々説明致すであらうが、エブリン、アダム氏の障子の裏の觀察を用ふるまでもない、此等の事實は事實として社會の各方面に見らるゝではないか。世の所謂識者と云はるゝ先生達も、此等日常普通の事相を看過し乍ら、ヤレ危険思想の取締だの、ヤレ敬神主義の鼓吹だのと、非凡超絶の巧妙手段を講じ給ふは當意即妙、ヤンヤと喝采仕るが、先づ國家の人道を立てたる後の事だらう。手品で此世は治まるまい。道在近而求<sub>レ</sub>之遠<sub>レ</sub>と云ふも古臭い格言だが、矢張り眞理はあるやうだ。

第一自由とは何物か、學者の學者らしき議論も様々だが、人<sub>〇〇</sub>間<sub>〇〇</sub>た<sub>〇〇</sub>る<sub>〇〇</sub>一<sub>〇〇</sub>分<sub>〇〇</sub>と<sub>〇〇</sub>云<sub>〇〇</sub>ふ<sub>〇〇</sub>こ<sub>〇〇</sub>と<sub>〇〇</sub>に<sub>〇〇</sub>過<sub>〇〇</sub>ぎ<sub>〇〇</sub>ぬ<sub>〇〇</sub>の<sub>〇〇</sub>だ<sub>〇〇</sub>、人<sub>〇〇</sub>間<sub>〇〇</sub>の<sub>〇〇</sub>道<sub>〇〇</sub>德<sub>〇〇</sub>的<sub>〇〇</sub>存<sub>〇〇</sub>在<sub>〇〇</sub>を<sub>〇〇</sub>國<sub>〇〇</sub>家<sub>〇〇</sub>が<sub>〇〇</sub>其<sub>〇〇</sub>法<sub>〇〇</sub>律<sub>〇〇</sub>制<sub>〇〇</sub>度<sub>〇〇</sub>の<sub>〇〇</sub>上<sub>〇〇</sub>に<sub>〇〇</sub>認<sub>〇〇</sub>め<sub>〇〇</sub>た<sub>〇〇</sub>る<sub>〇〇</sub>資<sub>〇〇</sub>格<sub>〇〇</sub>と<sub>〇〇</sub>云<sub>〇〇</sub>ふ<sub>〇〇</sub>事<sub>〇〇</sub>だ<sub>〇〇</sub>。人<sub>〇〇</sub>權<sub>〇〇</sub>中<sub>〇〇</sub>の<sub>〇〇</sub>人<sub>〇〇</sub>權<sub>〇〇</sub>で<sub>〇〇</sub>、或<sub>〇〇</sub>は<sub>〇〇</sub>單<sub>〇〇</sub>に<sub>〇〇</sub>之<sub>〇〇</sub>を<sub>〇〇</sub>人<sub>〇〇</sub>權<sub>〇〇</sub>と<sub>〇〇</sub>稱<sub>〇〇</sub>す<sub>〇〇</sub>る<sub>〇〇</sub>の<sub>〇〇</sub>ぢ<sub>〇〇</sub>や<sub>〇〇</sub>。有<sub>〇〇</sub>司<sub>〇〇</sub>の<sub>〇〇</sub>獨<sub>〇〇</sub>斷<sub>〇〇</sub>で<sub>〇〇</sub>人<sub>〇〇</sub>民<sub>〇〇</sub>の<sub>〇〇</sub>生<sub>〇〇</sub>命<sub>〇〇</sub>自<sub>〇〇</sub>由<sub>〇〇</sub>を<sub>〇〇</sub>奪<sub>〇〇</sub>ふ<sub>〇〇</sub>と<sub>〇〇</sub>云<sub>〇〇</sub>ふ<sub>〇〇</sub>こ<sub>〇〇</sub>と<sub>〇〇</sub>は<sub>〇〇</sub>即<sub>〇〇</sub>ち<sub>〇〇</sub>此<sub>〇〇</sub>人<sub>〇〇</sub>權<sub>〇〇</sub>を<sub>〇〇</sub>認<sub>〇〇</sub>め<sub>〇〇</sub>さ<sub>〇〇</sub>る<sub>〇〇</sub>法<sub>〇〇</sub>律<sub>〇〇</sub>制<sub>〇〇</sub>度<sub>〇〇</sub>で<sub>〇〇</sub>、人<sub>〇〇</sub>間<sub>〇〇</sub>の<sub>〇〇</sub>人<sub>〇〇</sub>間<sub>〇〇</sub>た<sub>〇〇</sub>る<sub>〇〇</sub>常<sub>〇〇</sub>道<sub>〇〇</sub>を<sub>〇〇</sub>沒<sub>〇〇</sub>却<sub>〇〇</sub>し<sub>〇〇</sub>た<sub>〇〇</sub>る<sub>〇〇</sub>野<sub>〇〇</sub>蠻<sub>〇〇</sub>國<sub>〇〇</sub>で<sub>〇〇</sub>あ<sub>〇〇</sub>る<sub>〇〇</sub>。從<sub>〇〇</sub>ひ<sub>〇〇</sub>政<sub>〇〇</sub>體<sub>〇〇</sub>は<sub>〇〇</sub>專<sub>〇〇</sub>制<sub>〇〇</sub>で<sub>〇〇</sub>も<sub>〇〇</sub>國<sub>〇〇</sub>家<sub>〇〇</sub>が<sub>〇〇</sub>法<sub>〇〇</sub>律<sub>〇〇</sub>で<sub>〇〇</sub>以<sub>〇〇</sub>て<sub>〇〇</sub>人<sub>〇〇</sub>權<sub>〇〇</sub>を<sub>〇〇</sub>確<sub>〇〇</sub>立<sub>〇〇</sub>し<sub>〇〇</sub>、國<sub>〇〇</sub>家<sub>〇〇</sub>と<sub>〇〇</sub>人<sub>〇〇</sub>民<sub>〇〇</sub>と<sub>〇〇</sub>の<sub>〇〇</sub>互<sub>〇〇</sub>に<sub>〇〇</sub>守<sub>〇〇</sub>る<sub>〇〇</sub>べ<sub>〇〇</sub>き<sub>〇〇</sub>權<sub>〇〇</sub>限<sub>〇〇</sub>を<sub>〇〇</sub>明<sub>〇〇</sub>定<sub>〇〇</sub>す<sub>〇〇</sub>る<sub>〇〇</sub>に<sub>〇〇</sub>至<sub>〇〇</sub>れ<sub>〇〇</sub>ば<sub>〇〇</sub>所<sub>〇〇</sub>謂<sub>〇〇</sub>法<sub>〇〇</sub>治<sub>〇〇</sub>國<sub>〇〇</sub>と<sub>〇〇</sub>云<sub>〇〇</sub>ふ<sub>〇〇</sub>も<sub>〇〇</sub>の<sub>〇〇</sub>と<sub>〇〇</sub>な<sub>〇〇</sub>る<sub>〇〇</sub>。專<sub>〇〇</sub>制<sub>〇〇</sub>時<sub>〇〇</sub>代<sub>〇〇</sub>の<sub>〇〇</sub>露<sub>〇〇</sub>國<sub>〇〇</sub>で<sub>〇〇</sub>も<sub>〇〇</sub>陪<sub>〇〇</sub>審<sub>〇〇</sub>制<sub>〇〇</sub>度<sub>〇〇</sub>を<sub>〇〇</sub>設<sub>〇〇</sub>立<sub>〇〇</sub>し<sub>〇〇</sub>て<sub>〇〇</sub>人<sub>〇〇</sub>權<sub>〇〇</sub>を<sub>〇〇</sub>確<sub>〇〇</sub>立<sub>〇〇</sub>し<sub>〇〇</sub>た<sub>〇〇</sub>も<sub>〇〇</sub>此<sub>〇〇</sub>の<sub>〇〇</sub>趣<sub>〇〇</sub>意<sub>〇〇</sub>に<sub>〇〇</sub>外<sub>〇〇</sub>な<sub>〇〇</sub>ら<sub>〇〇</sub>ぬ<sub>〇〇</sub>。此<sub>〇〇</sub>法<sub>〇〇</sub>治<sub>〇〇</sub>國<sub>〇〇</sub>が<sub>〇〇</sub>更<sub>〇〇</sub>に<sub>〇〇</sub>一<sub>〇〇</sub>歩<sub>〇〇</sub>を<sub>〇〇</sub>進<sub>〇〇</sub>め<sub>〇〇</sub>人<sub>〇〇</sub>民<sub>〇〇</sub>に<sub>〇〇</sub>與<sub>〇〇</sub>ふ<sub>〇〇</sub>る<sub>〇〇</sub>に<sub>〇〇</sub>政<sub>〇〇</sub>治<sub>〇〇</sub>上<sub>〇〇</sub>の<sub>〇〇</sub>自<sub>〇〇</sub>由<sub>〇〇</sub>即<sub>〇〇</sub>ち<sub>〇〇</sub>此<sub>〇〇</sub>人<sub>〇〇</sub>權<sub>〇〇</sub>を<sub>〇〇</sub>確<sub>〇〇</sub>立<sub>〇〇</sub>す<sub>〇〇</sub>る<sub>〇〇</sub>所<sub>〇〇</sub>の

法律に參與するの權を以てするに至れば所謂憲政治國となるのである。人智の發達したる最高度の文明國と申すものぢや。畏れ多くも陛下は我國民も亦此最高度の文明制度の負擔に堪ゆるに足るべきものと認識あらせられ、此政治上の自由は煥乎として欽定憲法に明定せられてある。流石に文明流の大政治家伊藤公の手に立案された憲法として何一ツ歐洲文明諸邦のそれに譲る所はない。日本は二十年前已に憲政治國となり了つたのだ。唯だ怪むべく驚くべきは人民が此憲法によりて與へられたる立法權を實行して憲政最終の目的たる人權を確立するに意なく人間の人間たる道德觀念を喪失し、自ら奴隸状態に甘んじて牛馬と其伍を同うして居ると云ふ事だ。日本は已に憲政治國となりながら未だ法治國たる實を擧げ得ぬと云ふは、一般國家の發達進歩の行程を逆にして居るのだ。其癖人權蹂躪など、絶叫する調子外れの怒鳴聲は數々吾人の耳を驚かすのだが、牛馬に人權があるものかい。動物虐待と云ふ事に聞置くべきが相當だ。若しも此日本に蹂躪すべき法律上の人權があつたなら、此冷灰は大杯を擧げて祝意を表するぞや。憐むべき此有様は純然たる專制治國と言ひたいが、歴然たる憲法の手前を如何せんやだ。奇々妙々珍無類の現象ではあるまいか。幾千萬と云ふ牛馬の頭上に最高等最文明の人類を支配すべき憲法の金看板が燦爛たる光明を放つて居ると云ふ呼物の大見世物ぢや。人權だの自由だのと張り札した牡丹餅は、政府と筆太に標榜した棚の上に崇め奉り。其處分をば一切官僚に御任せ申し置き、其棚の下で牛馬の一群が尾を揺かし首を俛れ、屬僚給仕が手加減で投げ付け呉れる餌食をば、時々折々の御馳走と、有難く頂戴仕り居るは宜として、直ぐ其隣室の幕の中を窺ひ見れば、危険思想だの、破壊主義だのと、飽くことを知らぬ猛獸が正さに眠を



覺さんとして居ると云ふ段取ぢや。法律上の動物園とも見らるゝは人民に獨立の精神氣象や健全の權利思想がない爲めだ。人權は有司から施して呉れる慈悲私恵と心得る乞食根性其儘だ。是が世にも稀なる立憲政下の私恵治國と申すものぢや。已に人權が私恵であると云ふ以上、之れを與ふると與へざるとは與ふる者の勝手次第に在る事だ。私恵治國の裁判制度は當然に獨斷主義であるべきだ。陪審制度の觀念を容れぬは素より明白ぢや。獨斷主義の裁判制度は一切萬事有司の見込手心だ。被告人は何等權利として主張し得べき手段はない。何も彼も黒人の法律屋の所謂裁判官の御心證と申すものに御一任するばかりである。實際有罪であらうが無罪であらうが、唯々御機嫌を損ぜぬ様、低頭平身愁訴歎願、折々は涙をも溢し乍ら、只管慈悲憐憫を哀叫するまでの事ぢや。私恵治國の裁判審理の奥の手は遺憾なく發揮されてある。世の中は是でも無事に濟めば濟む様なものゝ、此慈悲制度の裏面を觀念し來ると却つて恐るべき光景が見らるゝのぢや。慈悲には何等の制限はない。多々益々慈悲を哀求して飽く事を知らぬも亦慈悲根性の本體である。此飽く事を知らぬ慈悲に有り付き得ざる其不平不満は直ちに危險思想に向つて其満足を求めんとするに至るも亦自然の徑路である。本來無罪にして有罪の判決を受けたる者は勿論、有罪にして有罪の判決を受けたるものまで慈悲の己れに及ばざるを怨むのだ。現行の裁判制度で裁判の怨恨は那邊に歸著すべきか其解釋に迷ひ惑ふ者あるに至りて實に肉眼の及ばざる危險が思想界を横斷することゝなるのぢや。殊に統計の比例上我日本が世界萬國第一位の罪人國だと云ふ事は恐しき極みである。が、是には亦然る可き理由がある。此日本の現狀を論ずる前に先づ理想的の私恵治國はどんなものか、試みに之を説明

して見よう。抑も私恵治國の本義と云ふは可成汎く私恵を施すと云ふに歸著するのだが、私恵も矢張り資本が要る、無い私恵は施せぬ。此資本の範圍内で適度の私恵を支出すると云ふのが私恵治國の豫算である。ソコで先以て第一に未決拘留を無制限となし、何時にても何時迄も勝手に人民を拘引し得ることゝなし置き、第二に立法上法律で以て犯罪たる行爲の範圍を擴張すれば擴張する程私恵の財源も亦擴張せらるゝと云ふ事になる。第三に法律の解釋も亦小六ヶ敷きを尊び小理窟の上にも小理窟を積み重ね、人民は夢にだも知らぬ行爲を犯罪中に繰込む事とすれば雜收入も増加する譯ぢや。故に高度に發達したる理想的私恵國に在つては、犯罪を法律が罰するにあらずして法律で犯罪を製造するのだ。第四に裁判は事實に法律を適用するにあらずして法律に事實を適用するのだ。獨斷自在の認定權で法律上犯罪の成立に必要な事實を構造羅織するのだ。現有の儘の事實が罪となるか罪とならぬかと云ふ本案の問題が上告審で起るべき筈がない。上告審は唯だ調書に書記の契印がないとか、辯護士の呼出狀がないとか、原判決の些細の缺點を調査するまでの事で實際の必要のない、虚飾の制度と云ふものぢや。斯の如く立法上、解釋上、認定上何んでも彼でも凡ての行爲は盡く犯罪を構成すべきものと爲し置けば、全國民は盡く犯罪人となる譯だ。併し盡く一時に之を檢舉すると云ふのでない。時々折々手當り次第に捕まへても見たり、放しても見たりするのだ、此手加減が大切なのだ。ソコで、有司の御情で未だ檢舉に係らぬ人民は當然私恵を受け居る状態の下に生息すると云ふ事になる。是が私恵治國の國是と申すものぢや。人民も亦奸智に長けた奴原は此状態を利用して甘く有司を取込めば有司に惡意はないとても世故に通せぬ其爲めに國家の裁判制度



をば他の良民を陥れ私利私慾を圖るべき方法手段に供せんと我も我もと企てる。是が私惠治國の國風と申すものぢや。扱又いよ／＼捕まへて裁判に掛けると是は私惠の支出事務に屬するので、成丈長年月間に悠々閑々、ちびり／＼と小出をすると云ふのが奥の手だ、警察の取調、檢事廷の聞取、豫審、一審、二審、三審と經廻る事とする、被告人は各審級毎に、先づ保釋をと哀願する、御手柔かい御審理をと哀願する、證據の申請の御許をと哀願する、御論告の御手加減をと哀願する、刑の執行御猶豫をと哀願する、刑の酌量減輕をと哀願する、無罪の御恩典をと哀願する。哀願哀願哀願又哀願、哀願山を成して唇々疊々森々然炭々乎たる其處に裁判官が嚴然と恩威並び示すと云ふのが即ち此理想的私惠治國の極致妙味と申すものぢや、日本の刑政も或は此理想的私惠治國の方針に向つて長足の進歩を爲しつゝあるにあらずやと思はるゝは喜ぶべき現象でない。治外法權も撤去されたる今日新刑法は正さに判然と大に犯罪の範圍を擴張した、薄墨でも書いたのか、其法文の用語は曖昧模糊として伸縮自在の妙を極めて居る。舊刑法には法律上に明文なきものは何等の所爲と雖も之を罰することを得ずとの明文があつて人民も安心が出来たのが、新刑法は之を削除した。是には小理窟もあるだらうが、削除したには相違ない。刑事判例も亦如何なる方向に進みつゝあるか、一見して明白であると考へる。而かも此刑法は獨斷主義の裁判制度の下に發達した法律で、當然人間界の常道を逸出し道德觀念を缺如するのだから、汎く人民に了解せらるべき筋合のものでない。而かも敢て此法律を了解し得るものが所謂専門の法律家と云ふに至つて呆れて物が言へぬのだ。併し之が爲めに當局有司の惡意を推測するは酷論だ、抑も舊刑法はポアソナード氏の立案された文明

流の法律で國家と人民との守るべき分限が明確に規定されたので之を以て治外法權時代に於ける國家政策の用に供するに足らぬのだ。外交政策上犯罪者として全國民を取締るべき獨斷自在の刑法が必要である。舊刑法發布後間もなく刑法改正の議が持ち上り、冷灰も其當時より已に委員の仲間入して獨斷主義の空理空論を振廻したものが、其後其改正事業は當時の獨斷主義の法律觀念に養成されたる學者仲間に一任せられたので、議論百出、遷延々々又遷延、遂に明治も四十餘年、治外法權も疾くの昔に撤去され、世の中は已に一大變遷を経た新時代に至り、漸く其の法案が成立したのだが、時勢を知らぬが學者の學者たる本分で、時代後れ、目的外れ、非立憲、獨斷主義の刑法が現行法と生れ來たのだ。而かも此刑法を以て今日汎く國民の上に實行するのだから、弊害百出も當然ぢや。近來犯罪人の増加したるも無理はない。日本が世界第一の犯罪國となつたも道理ぢや。當局の有司も之が爲めに多少の批難を受けたのだが、我有司は犯罪人の増加は新刑法の目的であると公言したと云ふ事が新聞紙にも見えて居る。何時しか此風評を傳聞して清國政府は流石に寒心したものか、清國の學界にも日本風の刑法論は頗る勢力を失墜したと云ふ事は、冷灰の手許に達した知友の信書中にも見えて居る。アーネスト、ペルフォルド、バックス氏は其近著社會主義の倫理學に於て「法律が製造したる犯罪」てふ特種の語を用ひ、「法律紳士」てふ皮肉極まる敬稱を用ひ、所謂法律紳士が裁判事務の増加持續に向て努力するは當然の事だと痛論して居る。少少耳が痛いやうだ。イヤ、此冷灰の耳が痛いのだ。嘗て此冷灰も得意然と此法律紳士の仲間入して私惠治國の立法や法律の解釋にも、多大の經驗もあるのだから此間の消息は充分に了解されて居る。考へ出しても慄とする。



紅場綠跡十年の夢となつた。帯<sup>ヒ</sup>得<sup>テ</sup>茶煙禪榻<sup>ヲ</sup>感<sup>シ</sup>酒家<sup>ヲ</sup>簾幙<sup>ニ</sup>説<sup>ク</sup>前塵<sup>ヲ</sup>。ナニ夢<sup>ハ</sup>香洲<sup>ノ</sup>の花見の詩だワ。

斯く人民は法律觀念を缺き、權利思想を失し、立法事業は有司の手中に一任し、法律の解釋も其趣向に放擲して顧る所がないと云ふのも、人民の自ら招く所で致方もないとした所で、進んで人民の智識を開發するのは、識者の任ではあるまいか。英國憲法の一ページも讀んだものは陪審制度や保釋の制度が早く已に大憲章や人身保護律に明定せられて法治國を爲して居るに係はらず、政府の獨斷で往々此法律を廢止せらるゝの恐れがあると云ふので、憲法の必要を生じた位の沿革は誰も承知の筈なるべきに、日本は已に憲法を有し乍ら未だ大憲章も人身保護律もないではないか。ソコデ日本は世にも稀なる憲法治下の私惠治國とは哀れ果敢ない限りであるが、何を云ふにも維新以來數十年間に一足飛の進歩をなしたる日本の事で、内外の戦争は打續いて平和の事業は後れ勝となつたのである。是から憲法で確保された法治國を立てようと云ふのが此冷灰の志で、まだ日本は亡びぬのだ。多大の望を將來に屬して國民の元氣を振作し、大和魂や武士道を文明制度の上に發揮せんとするのである。ベンジャミン、キッド氏の近著西洋文明原論に日本を論じて「西洋の文明無くんば日本の文明も亦有り得ない、日本はまだ歐洲人民が數百年間經歷し來つた進化の段階を登らねばならぬ」と言つて居る。曩に衆議院で陪審制度設立の建議案が大多數で可決されたも此進化の一段階であらう。唯だ此建議案が主として政友會員の多數から提出されたので、黨派心から反對したのもあつたのだが、此文明制度の人道問題で黨派の主義を分つのは得策でもあるまいし、不日一人の反對者も見ぬ事となるであらう。或は貴族院の通過を危むものもある

が、天皇の御名を用ふる獨斷裁判の危險は御存じだ。強情も事に依りけりて却つて多大の歡迎を受くる事であらう。左は申すもの、近頃日本は日清戦争や日露戦争で、天狗以上に鼻は高くなる、自惚根性は内攻する。西洋は西洋、日本は日本など、奇異に濟し返つた武者振は天晴元氣に見受けらるゝが、已に西洋の文明を輸入して、其文明制度に倣ひ始めた日本の今日、此文明制度に缺く所があつたなら、新規灰殻、有史以來の「パチルス」は猛然として此傷口から五臟六腑に滲み渡り、忽ち危篤に陥るのだ。漢法醫者で追付かい。世人は今尙忘れもすまい。維新以來數十年、我國未曾有の國辱と、齒を喰ひしめ乍ら臥薪嘗膽忍びに忍んだ彼の治外法權、官民上下恨は骨髓に徹したではないか。過去の一夢と云ふもの、思ひ出すたび腕が鳴る、外に對する戦争に、舉國一致も之れが爲めだ、敵愾心も之が爲めだ、父兄の身として其子弟をば、勵まし、水火の中に飛込ませたもの之が爲めだ、——此治外法權——此治外法權があつたが爲めに、我國權の獨立が侵害されたるその爲めに、陪審制度の設立も、泣寝入とはなつたのだ。時勢は已に一變し、此日本も大國の、一に列した今日だ、憲法あり、自治あり、獨り陪審制度がないと云ふのは、文明制度の大穴ではあるまいか、人間の道德上の存立を認むべき制度がないのではあるまいか。危險思想の安全瓣が缺け居るのであるまいか。出版物の取締もよし、文藝院もよし、通俗教育會もよいが、膏藥貼で此大穴が塞がるかい。山中の賊を破るは易く、心中の賊を破るは難し、思想は脚なくして千里を走るぞ。今日日本は條約上事實上完全の獨立國として此大穴を塞ぐべき、陪審制度の設立が出来る様になつたのも全く一大戦争の御蔭であるぞい。喉元過ぐれば熱さを忘ると云ふもの、敵は名に負ふ強大國、命と命の



取遣りに、三千年の此古國、其存亡を賭するとまで、覺悟を極めて掛つた仕事、千辛萬苦の其末に、漸く勝ち得た此結果を、其儘水に流さんとは、痛恨の痛恨此上やある。イヤ此勝が九廻するわい。

人權論の第二の旗章は友愛同情である。友愛同情は民族結合の融和力である。國民思想統一の根本觀念である。「愛國心論」の著者ハクリット、エガートン氏は友愛同情を以て愛國心より更に一層高尚なる觀念として論定したのも道理ぢや。所謂陪審制度は此の融和力、此の國民思想を法律制度の上に表彰するのである。所謂陪審制度の法廷は國民自ら裁判事務に參與し、親しく無辜に泣くの同胞なきや否を監視し、至愛至情公德公義を實顯する所の一大家庭である。前にも已に歐洲文明諸邦中で陪審制度のない國は土耳其外一小國だと言つて置いたが、其所謂一小國とは蘭國の事なのだ。蘭國は國內異人種の軋轢劇甚にして到底國民思想の統一を得ることが出来ぬので、恰も排外熱の旺盛なる國情と同じく、陪審制度の存續を容さぬのだ。新日本の國民思想の變調は往々此統一を破らんとするの趨向あるのは識者の輕々看過すべからざる者と思はるゝ、今日の日本人民は友愛同情と云へば或は之を眼前一時の小慈善と混同し、緣日の營業的乞丐兒に小錢を投ずる類で、概して新聞の三面記事に屬するものと誤解し居るにあらずやと疑はるゝのだ。國法に依り普く人道を國民に及ぼし君士人を相手とする高尚雄大なる友愛同情の觀念ありとも思はれぬ。四海兄弟だの、五千餘萬の同胞だのと、サモ熱誠らしき絶叫は數々耳にもする所だが、夫の時々折々の現金主義の慈善をば誇大にしたる形容詞で、一般的法律觀念は毫末も此間に認め得ないのだ。歐洲文明國民が嘗て汎く人道を標榜し奴隸制度の廢止を國家の法律に認識せしめ、外國にまで其手を伸ば

して、之が爲に突進奮闘したる勇氣が日本人民にもあるべきや否、頗る疑問と云ふのが情けない。日本人民こそ獨斷制度の其下で自ら奴隸状態に甘んじて奴隸根性と成り済したのではあるまいか。試みに見よだ、現行法は他の文明諸邦と趣味を異にして保釋を人民の權利とすることなきに係はらず、少しく知名の人士が嫌疑の爲めに拘引せらるゝ事でもあらうものなら、世人は一般に善い氣味だと冷笑する。文明國に其例なき獨斷制度の獨斷判事の鋭利なる糺問に對する被告の答辯をも傍聽人は一概に虚偽を切ると評し去る。犯罪の有無が頗る疑問で檢事さへ無罪を主張したる案件でも突然有罪の判決が一下すると平然として明判官と喝采する。手足を縛り上げ一切の抵抗力を奪ひ、未決拘留で無罪の立證を提出する機會をだに得ざる弱者をば審の中に落し込み之に向つて瓦石を投げつけるのだ。友愛どころか、同情どころか、殘忍ぢや、酷薄ぢや。イカに見下げた人民でも是は一見不可思議千萬と思はるゝが、詮じ來れば何等の不可思議もないと云ふのが淺間しや。是が即ち多年獨斷制度に慣熟し友愛同情の根本觀念を失却した明白の結果が直接世道人心に及んだのだ。國家の裁判が已に私惠であると云ふ觀念に養成せられて何等司法權に參與する權利なき人民だから嘗て裁判事件の内容を知るべき機會に接した事のないのは勿論である、ソコで傍觀者たる一般國民は一旦起訴せられたる案件は始めから當然有罪と豫斷を下すのぢや。被告は唯だ私惠を哀願すべく裁判所に呼出されたまでのものだと思ふのぢや、罪の有無は未だ決せざるに、早く已に、ヤレ元兇だの、ヤレ惡徒だの、ヤレ太い奴だのと勝手次第の惡稱を附するのぢや、公判廷は如何に惡人が其刑罰を逃れて慈悲に有付かんと焦心躑くか其情態を見物する活舞臺なのぢや。本來無罪の者で無罪の裁判を受



るは素より當然だが、見物人の眼には甘く逃げたと映するのだ。イヤ何んと見えるも何んと見やうとも、其は眼の持主の御勝手次第だが、其眼の持主の御自分も亦一般の法律上では此被告と同一運命の下に慈悲を哀願する乞丐兒たる御身分御資格だと云ふ事が見え玉はぬと云ふは笑止千萬ぢや。眼前一時の慈善事業に多少の金錢を投じて得々然たる紳士富豪も一旦奇禍の其身に及ぶに至りて始めて其身も亦法律上の乞丐兒たるを覺知し玉ふとかや、好個の滑稽ぢや。友愛同情の終點は危険思想の起點である。物質的の貧民救済策も必要だが、法律的の乞丐兒救済策も急務である。吾友添田博士は經濟界の大家として穩健思想の化身として最も畏敬する所だが、其近著「破壊思想の救済策」に於て本邦の現状は未だ資本勞力の集中が社會問題を惹起すべき程度に達し居らぬと看破されて居る。千古の卓見、後世史家も一語を加ふる事は出来ぬであらう。然り。今日の日本細民就中勞働者ほど平靜溫和のものはない。恐くは世界に其比がないであらう。厄介なるは却つて中流以上の人民ぢや。富豪紳士と云はるゝ方々でも法律上の乞丐兒たるは免れまい。下々の御世話は難有いが、獨斷主義の裁判制度で友愛同情の美德を滅却し、國民思想の統一を打破し去り乍ら、國民をして義勇奉公の念を起さしめんとする御盡力は木に縁つて魚を求むるの類にあらざるなき歟。昔から衣食足つて禮節を知ると云ふが、其禮節とは文明流の權利思想の謂で冷灰も素より物質的救済策の必要は認める。株屋相手は別として、國家の財政策も根本的の病源を除去し永久に人民の負擔を減少すべき一大革新案も冷灰も百も承知の事だから識者も氣付いて居るだらうが今日は之を發議すべき時機でない。ソコで以て、耶蘇舊教主義に基きたる佛國法に倣ひたる我民法は親族間相互の扶養義務

を認むるに係はらず、尙も其上に耶蘇新教主義に基きたる英國制度に倣ひ殆んど國家的に貧民救助を目的とする濟生會を起し、二千餘萬の巨額に達する財團法人を設立するが如き一大事業が稀世の英傑桂公を待つて近く已に其完成を告げたのは國家の慶事である。本來根元觀念に於て牴觸すべき兩主義を混交し國民の眼前に氷炭相容るゝと云ふ巧妙不思議の幻景を演出したる一段は天下の奇觀であるのだが、貧富の懸隔から來るべき社會主義の豫防策は幾んど爰に盡くと云つてよい。只だ公をして併せて國家人道の基本を確立せしめ、治外法權時代の餘弊を襲ひ來れる沒人道の法律制度を改正し、汎く之を教育文物の上に及ぼし人心の救済策に向つて一大新案を下さしめんとするのが、此冷灰の切望であるのだが、世間は早く已に公に退隱の意あるを傳へ來る。遺憾千萬の次第であるが、内閣の更迭で此國家問題が動搖すべき筈がない。唯夫れ此間の妙機を看破し來つて始めて陪審制度の有難味も了解し得らるゝのだが、天下の識者と云はるゝ連中も忽々として此一方面の奇觀に其心目を眩眩されて手品の種に氣が付かぬ、陪審制度は憲法以來の一大勲業だ、中原の鹿は果して誰の手にか落ちん。

第三に人權說中最も危険なるは事實上の平等說である。法律上の平等說は事實上の平等說を打破するので互に反對の方面を有するのだが法律觀念權利思想の發達せざる人民は、往々二者を混同して恐るべき結果を生ずるのだ。事實上の平等說は人間社會に免れざる貴賤貧富の差等を無視する極端の破壊思想で、佛國の大革命は此種の平等說の爲めに却つて法律上の自由を滅却したと云ふ事は史家の確論だ。之に反し法律上の平等とは法律上人民に與ふるに、何人と雖も貴顯たり富豪たることを得べき能力を以てするのだ、何人と雖もと云ふ事は或る種類の



人を限らぬと云ふ事で、法律上平等の本旨は爰に盡くるのぢや。嘗て長谷川東京控訴院長は司法官に内訓を發して可成保釋を許可する方針を授けられたと聞及ぶが、遺がに文明諸邦が實驗し來れる現行法規に着眼し學者の空論に重きを置かざる院長の見識ぢや。法曹仲間の或る一夕の小筵に此事が話頭に上つたので、冷灰は獨斷制度の今日では保釋を人民の權利とする法律は存在せずとも、其精神を酌取つたる此訓令の趣は如何にも賛成するのだが、今日の實際に於ける保釋金額は保釋の條件としては餘りに寡少で有名無實の趣があるから願くは此金額を一般に増大すると同時に一層保釋許可の範圍を擴張したいと論ずると、坐間の或法律大家は、保釋金額の標準を高むるは貧民が困るので不公平を免れぬとの御意見で、他の法曹諸氏も御尤との賛成の意を表せられたと見受けたが、實はだ、此貧民が困ると云ふ一言の中には容易ならぬ事實上の平等思想が包含せらるゝのぢや。何人と雖も一定の金額を納入するものは保釋を許可すと云ふ事で法律上の平等説は満足するので、不公平との觀念は畢竟裁判を以て慈善事業と同視する所の獨斷制度の餘習で、保釋を以て被告人に與ふる有司の私恵とする前提の下に始めて下し得べき論斷である。而かも保釋の一事でない。久しく獨斷制度に習熟したる學者の頭腦には深く事實的平等主義が刻み込れてある。舊刑法が何人を問はず一般國民に向つて官吏と爲るの權勳章位記貴號を有するの權自ら財産を治むるの權等を認めたるのは法律上の平等主義を自白したのであつたが、新刑法は一切此等の規定を全廢した。成程刑餘の罪人は官吏に採用せぬまでの事、勳章位記貴號を與へざるまでの事で實際上罪人文の始末は付くものゝ、一般人民に對して法律上で此平等權を認めざる結果は其裏面に於て事實上の平等説を容るゝの餘地

を存する事となるのだ。國民的道德觀念を立法の根本とすると云ふが如き經國經世の大手腕は新刑法の知る所でない。其他新刑法が一般に刑期の範圍を擴張し法律上の平等の範圍を超越したる結果も亦事實上の平等説をして喙を其間に容るゝの餘地を存せしめた。多寡の知れた狐鼠々々泥棒の電小僧を十何年の懲役に處し乍ら、ピストルで同人を擊殺した華族の若様は執行猶豫で何等の刑の實行を受けぬと云ふ事は寧ろ現行刑法の本旨で裁判として非難すべき點はない。或は一見事實上の不平等を感じしむるの趣もあるが、已に平民と華族と區別ある以上、平民は平民仲間、華族は華族仲間で不平等の事さへなければ別段何とも思はぬのだ。是も治外法權時代に於ける慣行の餘弊で人民の感覺が鈍つた爲めである。治外法權の當時、外國人は一商人でさへ日本の法律で處罰するところが出來ないので外國人に雇はれたるコック馬丁までも威張り散らして同胞の日本人を奴隸視したものだ、今日の貴顯富豪は或は當時の外國人を氣取るものも尠くない。有司の獨斷治下に於ける上流社會は有司に對しては程善く頭を下げ乍ら下民に對しては治外法權を有すると同一態度に出るは古今の通弊である。今日の日本人が法律上同等の權利ありと心得居るこそ以外の鄙事ぢや。本來何等の權利もないのである。奴隸視さるゝが當然ぢや。

要するに自由平等友愛の三者は人道及び國民道德の觀念を基礎とするものだ。此觀念を法律制度の上に表彰し各人をして其守る所を守らしむるのが所謂權利思想と云ふ者ぢや。故に權利思想と危險思想とは各々相互に正反對を爲し性質上兩々二者の併立を容さぬのだ。權利思想の滅盡する所は則ち危險思想の發生する所だ。危險思想



の實在する所は則ち權利思想の缺如する所ぢや。之に反し、權利思想と義務觀念と、又危險思想と屈從觀念とは、各々相共に表裏を爲し、性質上個々二者の分立を容さぬのだ。權利思想の存する所は義務觀念は必然之に伴ふのだ。危險思想の赴く所は屈從觀念は必然之に隨ふのぢや。深く此原理を推し究め、遠く其趨向を逐ひ來れば、裁判制度の弊害は皆に國家刑政の範圍に止まらず、其害毒は汎く世道人心に及ぶものたることを知るに足るのだ。獨斷主義の裁判制度は人類が因つて人類たるを得べき生命自由を擧げて、他の意思に一任し、一切の運命を他の顔色に覓むるので、所謂人道の根底を滅却するのだ、今日教育の任に在るもの果して如何なる論據に由つて此間の道德觀念を説明し去らんとする歟。恐くは其辭に窮せん也。國民道德の根本已に空しとすれば、縦し他に適當の法律成規あり人民の權利を確保するものありとも、大海の一滴之を逐ひ之を趨ふも歸する所は大海のみ。試みに納稅義務に就て之を言はんか。各種の租稅は皆議會の協賛を経たる法律で定めてある。其徵收方法も同然である。人民は應に其良心の自由を以て自ら其心に體すべき義務を、觀念を生すべきに、之を以て殆んど政府の命令に屈從するが如く思惟するものも少なからぬではないか。屈從は已に自己の良心の自由にあらず、不服あり不平あり不満あり、危險思想と相表裏するに至るのだ、兵役の義務の如きも亦勞役に屈從するので自己の自由の心に體したる義務てふ觀念なきにあらざるか。況んやだ、上此等政務の執行に當るものも亦屈從觀念を以て下人民に蒞むが如きあらば高尚なる國民思想は遂に地を拂ふに至るのだ。斯の如く權利思想の普及道德觀念の普及は今日の急務であるが。世には法律家を法律遣ひと呼び手品遣ひ蛇遣ひと同視して、之に近づくを欲せざる者もある。

甚しきは教育家にして往々青年學生間に法律思想の波及を禁制せんとする者さへあると聞く。不埒千萬と云ひたいが、尤千萬とも云ひたくなる。火のない所に煙はない筈だ。イヤあるとも、世道人心を焼き盡す底の猛火がある。已に獨斷裁判制度が沒道德たる以上、此制度の下に立てられたる法律成規も法學教育も亦沒道德でなければならぬ筈だ。今日の法律學者が形式上法律と道德とを區別し乍ら實質上二者の融合一致する所以を説明し能はざるも之が爲ぢや。試みに公私の法律學校で法學大家の講座に參して其説く所を聽け。曰くだ。他人を害する勿れと云ふは其實質に於ては道德だが國家が之を人民に強要するので法律となる、他人に財物を惠與せよと云ふも等しく道德だが國家は之を人民に強要せぬから道德たるに止まるのだと。御極り文句の講釋だが、他人に財物を惠與せよと云ふ事が道德なら、他人に財物を惠與せぬ者は悉く道德上の惡人となる。天下の富豪紳士は其財産全部を擧つて之を天下の貧民賤夫に分配すべき道德上の義務を有することゝなる。貧民賤夫も亦此惠與を要求すべき道德上の權利を有することゝなる。危險極まる事實上の平等論で、唯物社會主義の極端ぢや、人間の常道を沒却したる獨斷制度の下に於ける所謂道德觀念なるものが極端の社會主義と符合一致するに至るは已を得ざる當然の結果である。今日の教育家が忠孝仁義を説き乍ら其根本觀念が法律思想と抵觸するに至るものありとするは之が爲めぢや。

此問題を終らんとして尙ほ思ひ出さるゝは英の文豪スウキフトが吾人に遺した名言である。曰く、

エ、ピトブル、ロング、ユースド、ツイ、ハードシツプス、ルーズ、バイ、デグリリス、ゼ、ベリ、ノーション、オフ、

憲政治國法治國及び私惠治國



リバーチー、ゼイ、ルツク、アボン、ゼムセルブス、エズ、エト、マリー、

久しく暴逆に慣れた人民は次第／＼に自由の根本觀念を失却し來つて一身を他の慈悲に一任するが如き思を爲す。

と。是れ獨斷治下の人民が權利思想を滅却せる奴隸狀態を切言したるものだが、我立憲治下の私惠治國の現狀を豫言せるものにあらずやと疑はるゝの趣あるは何事ぞ。古今萬國其比を見ざる我英主明君は遠きを懐かせ適きを柔らげ玉ひ、威武は四海に振ひ仁徳は天の如くなるに、夙に欽定の憲法を下して人民に參政の自由を附與し玉うたのだ。二大戦争に勝ち誇つた此太平の世に、天下は應に一家の春なるべきに、識者は破壊思想の撲滅に狂奔して血迷ひたらんが如く、國家の宰相も揃ひも揃つて恐懼措く所を知らぬと云ふは何事ぞ。人民に何等の權利思想なく、自ら牛馬に安んじて道德觀念が地を拂ふに至つたのは人民の自ら採る所とするも、畏れ多くも陛下は「朕の臣民」と仰せ玉ふぞや、識者たるもの宜ろしく小計策を放擲し、正々堂々先づ法律制度の上に國家の人道を確立し、而して後忠君愛國の一大精神を發揮するは此聖世に酬ふる最大急務たるを知らずや。日本も已に大陸に一步を踏み出したので、廟堂の諸公も對外政策の大計で内顧に暇もあるまいが、眼前に襲ひ來る外敵よりも體内に潜伏するバチルスが危険である。羈業煙銷美人黄土の歎は古今史上の通觀だが、禍は外よりせずして内より起る。冷灰が先づ陪審制度を設立し今に於て天下の人心を一新するの端を啓けよと云ふは此事ぢや、近作一絶あり。曰く。懷柔遠邇通太平辰、仁徳如天威武神、只合推心惻牛馬、五千餘萬一家春。と。素より詩として本然

の趣味はない、二十八字を羅列したまでだが、近來心に信せて得る所の詩句は皆此類だ。苟も生を此日本に享けたる此冷灰、一たび世道人心の歸嚮に想着し來れば風流韻事が何の物かい。

### 人間道、鬼神道及び畜生道

自分勝手の事實を撰り出して自分勝手の熱を吹くを極端論と申す。何れも危険至極の空想なのだ。殊に日本人は此極端の極端を窮盡する事を以て深遠の學問と心得るの性癖がある。此性癖は獨斷主義の裁判制度が産出した自然の結果で致し方はない。或は折衷説なるものもありて一見穩健なるが如きも、其の意義を誤解し折衷と混合とを同視して一種の禡説と化し去るのも亦致方はない。歐洲でも、唯物論唯心論を兩極端として折衷説も種々ある。アテイズムだの、アグノスチズムだの、オツカルチズムだの、クリスチヤン、サイアンチズムだのと學者各々鋒を交へ勢を比し、自分勝手に頑張り居るが、我日本は獨斷主義の裁判制度で道德觀念を攪亂し誤解に誤解を重ねたので、今日の思想界の分野は稗史小説の末に至るまで別に一種の妖兆を呈して居る。陪審制度の原理を論評する關係上人間道、鬼神道、畜生道と此三種に大別する。

人間道とは人間が人間として一分を立てると云ふ事だ。此一分が立つて後、始めて人間道の國家が成立し、人間道の人君人民として大義名分が確立する。於是國家は始めて人民に向つて仁義を迫り得べく、忠孝を強ひ得べく、大和魂を發揚せしめ得べく、武士道を訓練せしめ得べきぢや。人間は一方に於ては鬼神と己を別ち、他の



一方に於ては畜生と己を別つ。人間の人間たる一分とは人間に固有なる良心を完うすると云ふことぢや。良心は心の自由である。或る學者は此人間の一分と云ふ事を人間の自斷力と定解するが、誤解に陥り易いから枝葉の末論は茲には省く事にする。良心が己に心の自由である以上は如何なる暴力も如何にしても之を打破することは出来ぬのだ、暴力は外形の實力であるから之を心裡の自由に及ぼす事の出来ぬのは言を待たぬのである。忠を立て義を取り名譽を重んじ武士道を行はんとする者は、如何に外部の壓迫を加ふるも、誤つて之を罰するも、其忠魂義膽は依然たりぢや。不義を企て悪事を行ふ者も亦其心に不義悪事たるを認めれば正義により之を罰するとも心の自由は依然として何等の變化を受くることなかるべく、而かも一旦強制を受けたる心の自由は他日恐るべき危険の爆發を來すのぢや。斯く論じ來れば罪あるものも之を罰すること能はざるの不都合を生じ、國家一般の刑政は其基礎を失却するが如きも、決して然らざる理由がある。誤つて罪なきものを罰するも差支へない理由がある。即ち此自由なるもの裏面を觀察し來るのだ。此心の自由は心の自由なるだけそれだけに、現に悪事を働きたるとき其悪事を爲したる事實を自ら認むる場合は勿論、現に悪事を働かざるに其悪事を爲したる事實を自ら認むる場合も亦等しく心の自由である。故に事實の眞偽如何を問はず、此自認に基き裁判を下すに於て始めて裁判が心の自由を破らぬ事となり、人間の良心を損ぜぬ事となり、人間の一分が立つ事となる。此原理を基礎としたる裁判制度が始めて人間道に戻らぬのぢや。古來如何なる獨擅專制の政府でも苟も人間を支配する政府は此國家の基本たる人間道を一貫することに多大の注意を拂うたものだ。舊幕時代を壓制だと云ふが、人間道は歴然と

して其裁判制度に確立されてあつたのだ。如何なる犯罪も被告が自ら承認したる事實に基くにあらざれば之れを罰する事が出来ぬと云ふ大原則が行はれて、心の自由は完全に保持せられ、人間の一分は飽迄立て通されたのぢや。口供と云つて被告人から「私事何月何日湯屋の横町に於て通行の婦人を捕へ強姦仕候段奉恐入候此上は國法に依り御處分相成共異存申間敷候」と云ふ證文を徴し始めて裁判を言渡したのである。併し之が爲に、此自白を強制するが爲に、拷問も行はれたが、是は有罪の證據充分にして現行の裁判では勿論有罪と認定し得べき場合に於て國家が人間道を一貫する爲め已を得ざる場合に行ふことを原則とした。或は破廉耻罪で不實の嫌疑を受けた被告は眞に其事實なきに於ては飽迄無罪を抗辯し、其名譽を保全せんには、縦ひ身は拷問の痛苦の爲めに死するとも良心の自由は枉げぬのだ、ドコ迄も潔白は潔白で、甘んじて此人間の一生を終つたのである。人間の人間たる一分は立て通したのである。當時武士道の武士道たる所以も此邊に存したのである。西洋に「汝は我を寸裂し得べけんも斷じて我を屈し得べからず」と謂ふ諺がある。古今東西其趣を一にするのだが、獨斷主義の裁判制度で人間たるの一分を滅失したつた人民に、こんな話をしたとてを最早感じもないだらう。大岡越前守と謂へば天下の明判官と知らないものはないやうだが、其明判官の明判官たるは被告をして其罪惡を自認せしむるの機略智謀に富んだが爲めである。徳川時代の法律も非人道たる獨斷裁判は許さぬのだ。現行の裁判制度の下に大岡越前守があるべき筈がない。獨斷の認定が果して事實の眞を得るや否、誰れか能く之を判斷し得るものぞ。よしや裁判が紛れ當りに事實に偶中したとて是れが何の明判官ぞ。殊に當時士分以上の被告に對する審理に於ては、裁判官



は先づ被告に對し天下の法廷なれば言葉を改めますとぞと一禮し、被告に對して「其方」の語をば用ひながら、正堂々論理を上下して一々之を證據に對照し、遂に被告をして「恐れ入つた」と其罪惡を自認せしめた光景は何となく高尚の氣風が偲ばれて、流石に君子國の法廷たる眞面目が顯はれたのだ。史劇に登る裁判事件に一種の興味を覺ゆるも之が爲めだ。唯だ當時の拷問制度は被告の自白を求むる爲め人道の一貫上已むを得ざるに出でたるものであるのだが、今日の文明諸邦は此自白に代るべき人道を陪審制度に求むるのだ。人民中から選出した幾多の人士に就き、先づ被告に充分の忌避權を行はしめ、被告も異議なき陪審員をして争點の事實を認定せしむるのである。法律上被告をして事實を自白せしめたと同原則に歸着するのぢや。多少の弊害は素よりあるであらうが、今日の人間の有り丈の智識を搾つた所で此外に裁判の人間道を維持する方法はないのである。陪審員の認定でも或は神様より見れば眞實に違ふ事もないとも限らぬが、此認定に基いた裁判は人間の良心を破らぬのだ、心の自由を損ぜぬのだ、人間の人間たる一分を立て通すのぢや。陪審制度の根本觀念が、人道の至理と云ふは此事だ。

鬼神道とは超人間主義の獨斷的認定裁判制度の謂である。一體全體裁判權とはどんなものか。天下の學者は一人でない、幾多の學者は各々自分天狗で、各々別々の異論を立つるが故に、各々學者であるのだから、是が一定すべき理由はない。先以て其争論の渦中に投ずる事は御免を蒙るとして、眞理は却つて平々凡々の中に在りてふ原則に従ひ、試みに大隈伯爵が總裁で編纂された日本の百科全書を見るのが早道だ。何とある。裁判權は一定し

たる事實に對する法律の適用と定義してあるぞ。此一定したる事實と云ふ事に注意が要る、事實の認定と法律の適用とは別々の事だと云ふ事が明白ぢや。シテ見ると事實の認定は必ずしも裁判權の要素でないと謂はれるのだ。被告は果して人を殺したか、強姦をしたか、火付をしたか、財物を盗んだか。と此事實を決定するのが眞に難中の難事疑問中の疑問で、人間に千里眼や讀心術があれば兎も角、全智全能の神様でなければ到底絶對的の眞實は發見し得られぬのだ。人間術では出来ぬのぢや。ソコで已に前にも言つた通り専制政府時代の裁判制度では此事實は全く被告の承認に待つ事として神ならぬ裁判官は一切事實の認定は爲さなかつた、裁判官は唯だ被告人の自認したる事實に對して法律の適用を爲したまでの事だ、文明國の制度では人民の自ら選出する陪審員に此事實の認定を一任し、裁判官は陪審員の一定したる事實に法律を適用するまでのものとするのぢや。獨斷的裁判官に併せて事實の認定を一任する制度は裁判官を全智全能の神様とする鬼神道ぢや、人間以上であるだけ矢張り人間道でない。鬼神道の國家は鬼神と人類との關係で人間たる君主の存在を認めぬ。大義名分も何もない。併しだ、司法官や辯護士が神主の装束でもなく坊主の袈裟でもなき神佛混同の法被を着し馬の毛の冠を頭の上に載せた處は振つてるが、之が爲に裁判所が神聖になる譯でもあるまいから、裁判を受ける人間の被告からは矢張り人間としか拜まれないのだ。已に人間たる以上は誤斷がないとも限るまい。過失あるこそ人間なれと云ふ古語は羅馬以來の格言ではないか。已に過失あるべき人間が下した人間の裁判が、人間並に誤斷で無實の人を罰したならば、其責任も亦其裁判官たる人間にあるべきだ、人の生命を絶ち自由を奪はれた怨恨は此裁判官に歸するのだ、神聖な



るべき裁判官が却つて鬼となり、蛇となり、デビルとなり、サタンとなるのぢや。如何に日本人民が牛馬同様でも兎も角生き物を扱ふ官職だ。人間の裁判官なら、誰しも嫌がり避るであらう。併し若しも此鬼神道の上に立てられた所の裁判制度は、元來人間が神様を以て自ら任じ、神様の代理として裁判を下すと云ふ原則であるとしたなら、裁判の責任の歸する所は無きことになる。誤斷を受けた無告の魂は幾多の怨恨を含んで宇宙に迷ひ惑ふのだ。イヤ是はチト極端に傾いた假定の推論である。揃ひも揃つた幾百千の日本の裁判官何れも明法官で萬の一にも誤斷はあるべき筈はないのであるが、當局の有司や世間の識者が裁判の没常識を認むるは不都合千萬の次第と云ふべきぢや。此冷灰は曾て一言も我裁判官の没常識に言及した事はない。現行の獨斷制度で、裁判官を責むるは無理至極不道徳至極の註文であると言ふのだ。寧ろ法律制度が没常識であると言ふのだ。近來鬼神道は日本人の理窟的頭腦に最も親しみ易き空理想の哲學思想と合體して、宇宙の絶對的眞實を發見せんとする學者の意氣込なのだ。此派の學者は獨斷の裁判官で事實の眞相が看破せらるゝものと推測するは勿論宇宙は無限であると云ふ野狐禪の卓見で、物に大小軽重なく、時に長短なく場所に廣狭なしと迷語三昧したのだ、輕重罪の區別を廢したのも此理窟、一月以上二十年以下と云ふが如き刑期を設けたのも此理窟だ。追々一日以上百年以下の刑期も出来るであらう。此法律を人間界に適用して刑罰の標準を宇宙の空理に求めよと云ふのだから、裁判官が骨の折れるのも無理はない。氣の毒千萬の次第と申す。

畜生道は人間以下の獨斷裁判主義の根據である。畜生道と云ふ語は少々奇激に失する趣もあるに似たものゝ、今の世の中に幅を利かせてござる堂々たる學者連中が不知識の間に此主義に感化れて自ら畜生道に甘んずる者の多きは淺間しとも憫れとも云ふべしだ。殊に舊東京大學が是等の學者を養成した淵藪と云ふに至つては驚かざるを得ないのだ。當時大學の政治科でダウインの動物進化論を教科書として、人間の先祖は猿であると云ふ教訓を授けたのだ。小説ではない是が天地の眞理と信ぜられたのぢや。人間を以て畜生視する根本觀念は此時よりぞ始まりけりだ。先祖が猿であるなら猿の子は猿で、其子孫が勝手に人間と名を附けたと云ふまで、矢張り猿に相違ない。已に猿である以上牛馬、犬豚虎豹狼と同類たる事に相違ない。母を喰ふ梟も父を喰ふ猿も同じ御仲間だ。唯物論の社會主義は茲に胚胎するので、此人間社會は肉體的慾望を満足する機關と云ふ事になる。仁義忠孝など、云ふ事は勿論の事、是非善惡を區別するさへ全然必要はない事となる。殊に此畜生道に基いた國家觀念は或る點に於て便宜でも遂に人間社會を滅却するに至るのだ。國家は滅亡しても社會は存在するが、社會が滅亡してドーして國家が存在し得るか。國家が滅亡すれば獨斷裁判も滅亡しやう。公法關係は其本源に遡れば權力關係に基くものには相違ないかも知れぬが國家が已に成立すれば自ら法律關係を成すのである。若しも誤解されたる偏狹の國家主義を此畜生道に適用し、國家を以て絶對無限の暴力者とし、人民は只々此暴力に屈從する牛馬であると解するに於ては、茲に畜生國が成立するので。國家は唯だ幾千餘萬の牛馬を驅役し、朝夕の芻秣を官給して肉體慾を飽かしめ、自然主義の小説本でも宛行ひ置けば、ソレデ國家の唯一の目的は達せらるゝのぢや。故に此主義觀念に基きたる立法は國家と臣民との權利關係を明定するを目的とはせずして、可成廣く大なる獨斷任意の權



力を有司の手中に收め置かんとするのが當然だ。帝國議會から總務代理の委任狀を取らんとするのが最終の理想なのだ。現に新刑法が刑の範圍を擴大して殆んど罪と刑との權衡を放縱ならしめたるも此傾向だ。汎博放漫の法條を置き法文の解釋を有司の自由自在の手心に委ねたるも亦此傾向ぢや。此畜生道には素より人民の權利思想など云ふべきものがあるべき筈もないのだから、義務は即ち屈從、屈從即ち義務なのだ。義務は人間たる良心即ち心の自由に於て自ら認識したるものと云ふ觀念はない。兵役に入るの義務と云ふ文字はあるが、唯だ之を兵役に屈從するの意義と解して、兵役と懲役とが往々にして混同せらるゝのだ。戦争は群羊を驅つて砲火の場に逐ひ込むのぢや。軍隊の精神教育など云ふ事は夢にも入用はない筈だ。本來牛馬の輕き生命を擲つたから兵隊も一種の消耗品だ。素とく輕い命を軽く棄つるのだから義の爲めに貴重生命を鴻毛の輕きに比するなど云ふ敵愾心は皆無と云はねばならぬ。我新刑法が道德觀念を輕視し、人民の生命自由よりも、國民の名譽信用よりも、寧ろ肉體的の利害の保護を主眼とし、刑法を以て宛も社會の財産目錄と同視したる所以は已に二篇の漫筆に詳論した、今更茲に繰り返すまい。現に我帝國大學の刑法講座に於ては犯罪は社會の疾病であると説明し去るではないか。犯罪が社會の疾病なら監獄は國立病院だ、大繁昌結構だが、是非善惡の觀念は全然度外視せられて居る。

此畜生道が人間道を基本とする陪審制度の必要を認めざるは勿論だ。夫の危險思想の潮流は其源を茲に發して民心に横溢するのだ。此一大思潮の及ぶ所を大觀し來れば教科書で南北朝の正閏論が轉倒する位の事は支流の細沫に過ぎぬのだ。畜生道には素より當然有勝の顯象で怪むに足らぬのぢや。唯だ時々折々危險思想が爆發したる

其都度々々國家の實力を以て之を絞殺す外はない。

通常平易平凡の中に穩健なる常理を研究するが此世の中に有益なる學問と思はるゝが、今の日本の學者先生達には想を天外に寄せ奇々怪々なる極端の異説を立て人を驚かすを以て能事とするの趣がある。極端なれば極端なるほど大學者と云はるゝのだ。詩文なら兎も角も、人を驚かす底の法律で此人間界を引搔廻されては溜つたものでないが、現在それが事實である。今の世の中は鬼神道と畜生道とが全盛を極めて居て丁度人間道だけが缺乏して居る事になる。此日本に缺けて居る此人間道を起さうと云ふのが即ち陪審制度を設立しやうと云ふのである。陪審制度は素より文明制度に相違ないが、人間道であるだけ別段奇異な事もない。此人間の寄り合つた此人間社會の此の世の中で、此人間が此人間として此人間並の一切萬事を爲さんとするに外ならぬ。神様は人間に萬事を知らぬことを許さぬと云ふ古諺もある通りで、此萬事を知ることの出來ぬ人間が人間として知る事のできぬ其萬事を人間並に處理すると云ふのが陪審制度の理想なのだ。

凡そ裁判は或る事實に對して法律を適用するのだと云ふ事は前にも已に之を論じたが、法律は之を學んで之を知る事を得るも所謂事實の真相は人間として悉く之を知ることの出來ぬと云ふ部類に屬するのぢや。人間道の裁判制度は此二者を區別して、法律の適用を裁判官の職務とし、事實の認定を陪審員の職務とすると云ふのが其根本觀念である。此二者の區別は甚だ必要で少しく學問した人なら誰れも知つて居る事なのだが、老婆心で茲に一言するであらう。今此冷灰と君とが此床の間にある一幅の掛物で争を生じたとして、冷灰は雪舟の眞筆と云ひ、君



は全然賈物だと云ふ所で之を裁判所に訴出たとして見玉へ。裁判所は此争を判決して呉れるであらうか。裁判官は是は訴訟でない、國家の手を煩はすべきものでないと云つて先づ門口で撥付るであらう。憲法には現に日本臣民は法律に定めたる裁判官の裁判を受くるの権利ありとあるに拘はらず、裁判は法律を宣言するので事實の認定のみでは裁判にならないからだ。然るに此掛物は鑑定の上雪舟の眞筆と云ふ事が双方に争がない處で、冷灰が之を金千圓で君に賣渡して君は之を引取り乍ら亂暴にも代價は支拂ふべきものでないと主張するとき、之を訴出づれば裁判官は君に對し金千圓を支拂ふべしと云ふ判決を。天皇の御名に於て下すであらう。裁判官は民法上買主は、代價を支拂ふの義務ありと云ふ法律を宣言するので。天皇の御名に於て公布せられたる法律を。天皇の御名に於て宣言するので素より當然で何等の不思議もない。刑事も同様だ、出齒龜が湯屋の横町で腕力を用ひて他人の婦を姦したと云ふ案件でも、果して出齒龜が此兇行に及んだか否と云ふ事は事實の認定に屬する。文明制度なら此事實の判断は陪審員が確定した上で裁判官は唯だ刑法上婦女を強姦したるものは無期徒刑に處すと云ふ法律を宣言するのであるが、現行の獨斷制度の裁判官は裁判官兼陪審員であるから。天皇の御名に於て、自然小説の材料とも云ふべき醜態を併せて判決するので、素より當然何等の不思議はないとも言兼ねるやうだ。故に文明流の裁判制度では裁判官は法律學の智識さへあれば裁判官たるに十分である。今日の我裁判官も一人として此法律智識を備へぬものはない。併し此法律適用の基本たる事實は實に千狀萬態で如何なる人才でも其眞相を極め盡すと云ふ事は出来ぬのだ。判事の獨斷力で之が了解ると云ふこそ不思議千萬ぢや。舊幕時代の裁判制度でも此事實

の判断は必ず被告の自認に求めたも道理ぢや。陪審員なればとて全智全能の神様でないから素より絶對的眞實を發見し得ざるは申す迄もない事だが、陪審員は人民が自ら選定したもので其認定は己を以て己を裁判することになるのだ。ヨシ其認定が絶對的眞實を得ぬとした處で、人間には人間以上のことは出来ぬと諺が附くのである、安心立命極樂往生は出来るのである。然るに獨斷制度の裁判組織で、此事實の認定を獨斷判事に一任し、而かも。天皇の御名に於て之を裁判せよと云ふは無理なる注文ぢや。裁判官の罪ではない、制度の罪である。然るに往々裁判に誤斷があつたとて裁判官を沒常識と呼び青二才と譏るとは何事ぞ、冷灰が陪審制度を主張する本旨は裁判官が沒常識だからと云ふのではない、裁判官も人間だからと云ふのである、世の中の萬事萬端を知り盡すと云ふ事は人間に出来ぬからだ、と云ふのである。人間通の缺點は裁判官も之れを免かれ得ぬからだ、と云ふのである、裁判官は全智全能の神様でないからだ、と云ふのである。裁判官は人民の生命自由を奪ふこと大根を切るが如き鬼でも蛇でもないからだ、と云ふのである。事實の絶對的眞相は人間に知れぬと云ふのが此人間界の眞相ぢや。陪審制度を設立し人心をして自ら其犯罪を認めしむべく、人民の自ら選びたる陪審員をして其責に任せしむるの外、裁判官をして人道の維持者、人權の守護者たらしむるの道は他に之を求めて得べからざるのぢや。陪審制度は實に古今を一貫する平々坦々たる人間道である。新奇を好む今日の學者連には少々御氣にも入るまいが、國家は先づ此人間道を確立し、日本人民を人間界の人間に取り立てたる上でなければ、此人民に向つて忠孝仁義の講釋は先づ以て御門違ひと云ふの外はない。